

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

平成 2 5 年 6 月

九 州 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	3
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育の理念及び目標	5
第2章	教育内容	10
第3章	教育方法	33
第4章	成績評価及び修了認定	56
第5章	教育内容等の改善措置	73
第6章	入学者選抜等	94
第7章	学生の支援体制	109
第8章	教員組織	118
第9章	管理運営等	136
第10章	施設、設備及び図書館等	142
第11章	自己点検及び評価等	147

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

(2) 所在地

福岡県福岡市東区箱崎

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数：175 名

教員数：19 名（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

(1) 概要

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」と呼ぶ）は、1 学年 80 名（平成 25 年度入学者からは 1 学年 70 名）の学生数を擁する西日本地方で最大規模の法科大学院である。

また、九州・沖縄の拠点大学である九州大学に設置されたことによって、九州大学法学研究院、大学院法務学府、法学部の保有する、教育研究の伝統と、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの、充実した教育・研究環境の「厚み」を資産としている。

九州域内においては、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携及び福岡県内 4 法科大学院の教育連携の中核的地位にあり、九州の法科大学院を代表するコアの役割を果たしている。

(2) 教育の理念・目的における特徴

本法科大学院は、「公平性、開放性、多様性」を基本理念とし、教育の具体的現場において、その実質化を目指している。これを受けて、「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会的連携の強化」、「社会性の涵養」、「世界的ネットワークの活用」の五つを具体的な理念上の特色としている。

一方、このような理念に基づく教育目的の特徴として、次の点を挙げることができる。

第 1 に、基本的な教育目標は、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力と倫理性」の修得に置かれる。

第 2 に、具体的な教育内容・教育方法に関しては、①「複眼的視座を基調とした『法的能力』の涵養」、

②「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」、③「学際的視点の注入」、④「理論と実務的経験の融合」を特徴とする。

(3) 教育における到達目標

本法科大学院の教育は、法曹として社会から求められ備えておくべき内容と水準の知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得することを到達目標としている。

(4) 教育内容における特徴

充実した基本科目のほか、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を備えており、法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心に応えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。

(5) 教育方法における特徴

本法科大学院では、第 1 に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、少人数教育を基本としている。

第 2 に、開講科目に関しては、法律基本科目や展開・先端科目につき、年次進行に応じて、「基礎→応用→展開」という 3 段階による学修内容の高度化・専門化を図っている。

第 3 に、九州・沖縄 4 法科大学院の教育連携の一環として、高機能遠隔授業システムを用いた、多様な科目を提供している。

(6) 学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上または学生生活上の相談や個別指導を実施している。

また、本法科大学院が独自に開発したセキュリティが強固な「マイデスクトップ・ポータル」及び判例等とリンクした TKC 教育支援システムを活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実させている。これらのシステムは、本法科大学院の学生と教職員だけが、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自学自修の支援、掲示板機能、進路相談など、教員とのコミュニケーションや実務家等との情報交換を、

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

緊密に行うことを可能にしている。

（７）教員組織における特徴

本法科大学院は、九州大学法学研究院の大学院（法務学府）における１専攻（実務法学専攻）として設置されているため、教員（みなし専任を除く）の身分は、法学研究院に所属する。

しかし、その他の面では法科大学院という独立部局と位置付けられている。すなわち、本法科大学院は、教授会及び各種委員会等の組織面においては、運営の独立性はもとより、人事計画や財政の側面でも、法学研究院とは独立した地位にある。

なお、教育や学務遂行上の具体的な側面においては、法学研究院との間で、密接な連携・協力を図る体制が整備されている。

（８）法科大学院キャンパスの移転

九州大学は、法科大学院キャンパスを、六本松九大跡地に建設予定のオフィスビルの中に移転させることを平成 24 年 5 月に決定した。平成 29 年度からの授業開始を目指す。同地区には、裁判所の他、検察庁及び弁護士会館も移転する予定である。法曹三者が集積する「法曹タウン」の一角を占めるキャンパスにおいて、より充実した法曹養成教育を行うための環境整備が今後の課題である。

Ⅱ 目的

（１）教育上の理念・目的

本法科大学院は、平成 13 年の司法制度改革審議会意見書に掲記された法曹養成の理念の実現を図るべく、次の 3 点を教育の基本的視点としている。

① 本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法改革の中核に位置し、司法の人的基盤の拡充に貢献する法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。上記意見書が提言する「司法改革」に貢献し、専門職大学院（法科大学院）の新たな社会的役割を創出すべく研究者・実務家教員間の連携等努力してきた。

② 本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で、社会が求める新しい法律実務家像を常に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し、充実させることによって、「新たな法曹像」を追求する。そのために、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図るべく教育に携わってきた。

③ 本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。それにより、「社会生活上の医師」を輩出し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、公益的弁護活動等に関して、九州全域に責任を負い、また、日本全体、アジア、世界との関係でも、人々の幸福に寄与する法曹を養成する。

（２）養成しようとする法曹像

（イ）法曹像の基本

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としている。

具体的には、①21 世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与しうること、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え、自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

（ロ）養成しようとする能力

以上のような法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

① 創造的思考による問題発見・解決能力

法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らない。現代社会は、高度化・複雑化し、混迷の度合いを深めている。これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え、解決する姿勢と能力を必要とする。

② 人間に対する深い洞察能力と倫理性

法律問題は、人間的営為の中で生起するものであり、当事者をはじめとする関係者にとって納得のいく結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠である。現代社会における人間関係は、家庭（夫婦関係・親子関係）、職場・学校、地域、経済取引の全領域において、極めて複雑化しており、多種多様な領域における行動主体である人間に対して、深い洞察力、正

義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性を必要とする。

③ 広い視野に立った総合的分析能力

高度に発展しグローバル化した現代社会において、法律家が直面する諸問題は、広域的かつ複合的な背景を持つ。それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断する能力を必要とする。

(3) アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者だけでなく、法学部卒業生等にも広く門戸を開放する。

社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の一定割合が社会人・他学部出身者になり得るよう配慮している。

本法科大学院が受験生に期待する資質は、次の4点である。

- (1) 法律実務家を目指す明確な動機があること。
- (2) 幅広い教養と柔軟な思考力・果敢な判断力があること。
- (3) 人間に対する洞察力と冷静な分析力があること。
- (4) 社会現象に対する自分なりの問題への接近方法を身に付けていること。

従前の学修過程や職業経験等におけるプロセスを適切に評価できるよう、法学既修者と法学未修者コースとに分けて、入学試験を実施する。

いずれの入学者も、本法科大学院が育成すべき法律実務家像として、上記の教育目標を継続的に体得し続けることができる者を念頭に置いている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、九州大学の「教育憲章」及び司法制度改革の理念を踏まえ、次のような教育理念及び目標に基づいた法曹養成教育を実施している。

- (1) 司法制度改革における、法律実務家養成機関としての大学の社会的責務を果たし、司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること（司法制度改革を支える法律実務家養成の理念）。
- (2) 高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像に合致した法曹を養成するため、段階的・発展的で、双方向・多方向的な教育プログラムを通じて、プロセス重視の法曹養成を行うこと（新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念）。
- (3) 「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を内容とする「社会の法化」に寄与し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、九州、日本、世界の人々に貢献できるような、「人間に対する温かい眼差し」を持った「社会生活上の医師」としての法曹の養成を行うこと（教育連携及び公益弁護活動の推進の理念）。【解釈指針 1-1-1-1】

また、この教育理念及び目標を、学生便覧、パンフレット及び法科大学院の Web サイト（教育理念）において具体的に明示して、教職員及び学生に周知するとともに、広く社会に公表している。【解釈指針 1-1-1-2】

基準 1－1－2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

（ア） 教育の実施

本法科大学院では、上記のような教育理念・目標の下で、人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、市民の権利を保護し救済を図り、社会正義を実現できる能力を身に付けた法律実務家の養成を、教育目的としている。このような法律実務家を養成するために、次のような具体的目標を掲げ、また、その周知徹底を図ることで、上記教育理念・目標を具現化する教育を実施している。

①「複眼的視座を基調とした法的能力の涵養」のために、教育における法的分析の視点に、裁判官（第三者）的視座だけでなく、弁護士（当事者）的視座をも導入する。

②「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」のために、複眼的視座を導入する必要がある。教室では、自主的な学修による一応の体系的知識の修得を前提として、実践的な応用能力を育成するプロブレム・メソッドを採用する。

③「法学の枠に縛られない学際的視点の注入」のために、基礎法学系科目や政治学系科目などを、その内容をリファインした上で、カリキュラム編成に組み込んでいる。

④「理論と実務的経験の融合」のために、実務系科目（ロイヤリング・法交渉、法曹倫理）を教授する場合においては、理論的な視座を有する研究者教員と、実務的経験を有する実務家教員との協働による効果的な教育プログラムを実施している。

また、このような具体的な教育目的を支えるために、①少人数教育の実現、②実務基礎科目の充実、③自学自修のための時間的ゆとりの確保、④学修環境の保障といった、勉学環境・条件の整備を行っている。

（イ） 教育の成果**① 学生の学業成績及び在籍状況**

学生の進級状況は、《資料 1－1－A》の通りである。なお、年度末において進級できなかった学生、及び、進級はしたが法律基本科目の必修科目の単位を一部修得できずに進級した学生に対しては、個別学修指導を行っている。

資料 1－1－A 学生の進級状況

平成 25 年 5 月現在

	平成 20 年度入学	平成 21 年度入学	平成 22 年度入学	平成 23 年度入学	平成 24 年度入学	平成 25 年度入学
入学者	103	99	83	79	71	50
進級者	1	0	3	21	55	－
留年者	0	2	3	11	10	－
休学者	3	1	7	4	3	－

修了者	96	93	58	37	-	-
除籍者	0	0	0	0	0	-
退学者	3	3	12	6	3	-

② 修了者の進路及び活動状況

修了者の進路及び活動状況は、《資料1-1-B》に示すとおりである。

資料1-1-B 修了者の進路及び活動状況

	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
修了者	121	106	95	94	59
新司法試験合格者	46	46	42	53	
旧司法試験合格者	-	-	-	-	
法学府博士後期課程進学者	1	0	0	0	
法務研究員	101	150	157	157	125

修了者で司法試験に合格した者は、判事（5名）・検事（4名）に任官した者もいるが、多くは、弁護士であり、関東地区の法律事務所で活躍している者もいる（15名）。しかし、その多くは、九州・山口地区の法律事務所に勤務している（148名）。また、法曹資格を取得し、中央省庁（1名）や企業（4名）、自治体（1名）に勤務している者もいる。

また、修了者には、博士課程に進学し、現在、大学教員として勤務している者もいる（4名）。（九州・山口地区の法律事務所勤務者数に沖縄1名を含む。）

修了者の進路については、法曹資格を取得し法律事務所や司法機関において勤務する者のほか、法曹資格を取得し企業や官公庁等で勤務する者、法曹資格を取得せずに企業や官公庁等で勤務する者が考えられる。今後は、いずれの進路についても、本法科大学院として職域拡大のために努力していかなければならない。

修了者の職域拡大について、これまでも教員が個別に得た情報について、マイデスクトップ・ポータル（本法科大学院が独自に開発した教育支援システム）を通じて、希望者に周知する等してきたが、さらに（1）組織的に情報の蓄積と提供を行うべく、平成24年度から、就職支援委員会を立ち上げ、（2）九州大学キャリア支援センターと連携し、（3）福岡県内法科大学院とも連携して経済団体に働きかける等、の取組を開始している。

以上のように、本法科大学院では、上述した教育目標の達成に努めており、その成果も認められる。【解釈指針1-1-2-1】

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 基本方針と状況に即応した入試方法・カリキュラムの改正

本法科大学院では、平成19年度に、①カリキュラムの基本構造の改正、②演習等による多様な少人数教育、③3年間を通じた発展的・段階的な教育プロセスといった改正を行ったが、この改革は、法科大学院設置当初の目標をさらに進化させ、①各学年を通じた段階的・発展的な少人数クラスを行う（きめ細かな教育プロセスの構築）といった、教育の基本目標をさらに追求するとともに、②既修者及び未修者に対するメリハリのあつた教育の実施により、実質的な意味での公平性・開放性の保障を追求することを内容とするものであり、③司法試験の内容が明らかにされる以前に策定された旧教育カリキュラムを見直し、選択科目の教育の充実を目指すものであつた。

また、平成22年度より、入学定員を100名より80名に削減し、さらに平成25年度からは70名に削減することとしたが、これは、①入学時点での競争倍率を向上させて競争性を確保し、より適性を持った入学者の増加を期するとともに、②理念としている少人数教育の更なる徹底を図ることを目指すものである。

平成23年度に実施した平成24年度の入学者選抜からは、関東、関西地区において入学試験を実施するようにし、入試方法についても改善を行った。さらに意欲があるにもかかわらず、時間的制約等から入学を断念している社会人などを念頭に、長期履修制度についても引き続き検討している。

これらの入試に関する改革は、入学者選抜にあつて、多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れ、総合大学の基盤を活かした多様な学識を提供する（多様性・開放性の重視）という理念を実現するための努力の一環である。

このように、教育の基本目標を不断に追求し、かつ学生や社会の要請に応える形で、状況に即応した入試制度やカリキュラムの抜本的改革を速やかに行つてきている。

(2) 追求する教育プロセスに適合し、また学生の能力向上に即応したカリキュラム編成

現行カリキュラムにおいては、①法律基本科目群について、公法、民事、刑事のいずれも、「基礎科目(1年次)→応用科目(2年次)→総合演習(3年次)」という3段階モデルを導入し、学修内容の高度化・専門化に応じた教育を実施している。また、②司法試験の選択科目教育の一部についても、3段階の発展的学修プロセスを導入している。

このようなカリキュラム編成は、法科大学院が追求する「きめ細やかな教育プロセス」に適合し、加えて学修の発展や学生の能力向上に適したカリキュラムといふことができる。

(3) 基本理念やカリキュラムの基本方針についての開示

基本方針については、学外に対しては、パンフレット及びWebサイトにより、学内の教員に対しては、設置当初には法科大学院の設置計画書の教授会メンバーへの配布、その後は教授会・FDの機会を利用した基本方針の確認により、学生に対しては、入学以前

の受験生の段階におけるパンフレットの配布、法科大学院進学相談会における参加者に対する説明、入試説明会の開催、入学後は入学の際のオリエンテーションでの確認、学生便覧の全学生への配布により、その周知徹底を図っている。さらに、カリキュラムによる発展的・段階的な学修プログラムを明確に理解できるように、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図（ロードマップ）を作成し、学生に公表している。以上により、教員や学生の十分な理解を得ているものと思われる。

2. 課題

（1）入試制度の変更・カリキュラムの改正に伴う対応及び継続的検討

これまで数次に渡るカリキュラム改正により、改正前のカリキュラムが適用される学生への周知に努力し、単位の「読み替え」を行い、経過措置の工夫を行ってきた。今後のカリキュラム改正においても、同様の配慮を行わねばならない。

入試制度に関しては、関東、関西地区において入学試験を実施することとしたため、面接試験を廃止するなどの措置をとったが、多様性・開放性を重視する入試制度の理念に照らして、今後も適切・公正な選抜が可能となるよう、書類審査や論文試験の実施方法・評価基準などについて検討を継続していく。

また、競争性を確保することによって適性を持った入学者を獲得するとともに、少人数教育の更なる徹底を図るために、平成25年度入学者から定員を70名に削減したので、より一層、競争的環境における少人数教育の効果を上げていかねばならない。

（2）基本方針の教員間の徹底

入試制度やカリキュラムについての検討や改正に対応して、基本方針の実践ないし実現の局面においても、各教員が基本方針や改正の趣旨を意識した授業を行っているかどうかを確認する必要がある。教授会・FD等において定期的に意見交換を行うとともに、学生の学業成績、修了生の進路・活動状況等の分析により成果を確認し点検及び評価を引き続き行う必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差し」に立って、複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働く法曹の養成を目標としている。この教育目標を実現すべく、本法科大学院では、以下に記すように、（１）学部教育との差異に留意しながら、（２）法科大学院にふさわしい内容・方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が、法科大学院の教育課程において段階的に果たしうるカリキュラム編成を施している。

（１）学部における法学教育との関係

本学法学部では、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、さらには国際社会でリーダーシップを発揮する有為な人材の養成に努めており、卒業生の進路としては、法曹に限らず、国・地方公共団体の公務員、諸業種にわたる民間の企業・団体の職員、国際機関やNGOの職員、大学や高等研究機関の研究者など、多種多様な領域が予定されている。このような従来法学部が果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野へ送り出すという機能を一層充実させるため、本学法学部では、文系理系の学問領域をカバーする総合大学としての九州大学の機能を活用し、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学修を可能とする科目を多数設けている。

これに対して、本法科大学院においては、法曹養成のための専門職大学院という明確で実践的な目的を持った教育機関としての使命に基づく教育を実施している。教育方法に関しては、①少人数教育、②対話形式による双方向・多方向授業、③事例・判例を素材としたケース・メソッド、④レポート作成を中心とした課題設定等の方法を採用することで、高度な専門知識、法的思考力、分析力、表現力の修得が図られている。

一方、専門家としての豊かな人間性、責任感、倫理感の涵養のために、本法科大学院においては、法曹倫理（３年次必修）をはじめとして、従前の法学部教育には見られなかった政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な科目を多数配置している。さらに、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、３年次の法律基本科目である民事法総合演習、刑事法総合演習において実務家教員との協働授業を開設しているほか、法律実務基礎科目においても、本法科大学院の教育目標にある「複眼的に法的思考を行うこと」ができる法曹を養成するため、民事弁護論、刑事弁護論、

模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務等の科目を開設し、実務家教員と研究者教員との協働を図っている。

(2) 教育課程の段階性・完結性

第1に、本法科大学院では、法律基本科目について基礎科目（1年次）、応用科目（2年次）、総合演習（3年次）という3段階モデルを導入している。

第2に、本法科大学院では、法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法律実務家が備えるべき資質や能力を育成するために、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行うこととしている。

第3に、本法科大学院では、教育目標をより具体化した、目指すべき法曹像として《資料2-1-A 履修モデル》に示すような三つの履修モデルを用意し、展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。履修モデルは、倒産法、労働法、税法、知的財産法、国際公法、国際私法を中心に構成されている。

以上の段階的カリキュラムにより、本法科大学院の教育課程は、法曹養成のための専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針2-1-1-1】

資料2-1-A 履修モデル

	履修モデル	目指すべき法曹像	科目選択
①	地域法曹モデル	地域に生起する紛争にかかる諸問題について、親身に市民の相談にのる「地域法曹」を目指す	税財政と法、租税紛争処理、労働と法、労働紛争処理、労働法実務、家族法、環境法、社会保障法、マンション法、消費者法、少年法
②	公益擁護法曹モデル	公共的課題、公共政策の在り方に関心を寄せる「公益擁護法曹」を目指す	労働と法、労働紛争処理、労働法実務、税財政と法、租税紛争処理、社会保障法、ジェンダーと法、マンション法、消費者法、刑事処遇論、精神医療と法、少年法
③	国際ビジネス法曹モデル	国境を越えたビジネス、企業法務に通暁した「国際ビジネス法曹」を目指す	国際関係と法（公法）、国際関係紛争処理（公法）、国際関係と法（私法）、国際関係紛争処理（私法）、知的財産と法、知的財産紛争処理、倒産と法、倒産紛争処理、倒産法実務、経済法、企業法務、契約実務、インターネットと法

（注）選択科目のうち、基礎法学・隣接科目群の科目は、多くが各モデルに共通して履修が望まれる内容のものであるため、表には挙げていない。

(3) 到達目標

本法科大学院における各授業科目の到達目標は、上記の法曹養成に特化した教育課程に沿って設定されている《別添資料1 法科大学院シラバス》。法律基本科目及び実務

基礎必修科目に該当する授業科目においては、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）（<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>）を参照しつつ、3年間の履修でその内容（またはそれと同等の内容）が一通り学修でき、修得できるような到達目標が設定されている。

基準 2－1－2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2に係る状況)

(1) 法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として 32 科目 (64 単位) (法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱを除いて必修。) を開設している。《別紙 (様式 1) 開設授業科目一覧》

このうち、3 年次に開設される民事法、刑事法の各総合演習科目には、複数の研究者教員と実務家教員が参加しており、理論と実務との融合に配慮した科目となっている。

【解釈指針 2－1－2－1】

また、法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱは、選択科目であり、平成 22 年度より、未修者の学修の到達レベルを底上げする目的で、未修者コース 1 年次に開設されている。

(2) 法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、15 科目 (27 単位) (そのうち必修科目は 5 科目 (9 単位)) を開設している。《別紙 (様式 1) 開設授業科目一覧》

これらの科目は、実務家 (弁護士、派遣裁判官、派遣検事、及び元裁判官 (現公証人)) が担当している。【解釈指針 2－1－2－2】

(3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、11 科目 (22 単位) を配置している。《別紙 (様式 1) 開設授業科目一覧》

このうち、基礎演習は、法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的として、1 年次に少人数の演習科目として導入されたもので、実定法学以外の教員が担当している。

また、司法政策論 (九州・沖縄 4 法科大学院連携科目) は、専攻を異にする複数の教員が担当し、司法と政策の素材として司法制度改革を取上げ、その意義を考えさせるものである。【解釈指針 2－1－2－3】

(4) 展開・先端科目

本法科大学院では、展開・先端科目として、応用的先端的な法領域や実務との融合を図ることを内容とした授業科目を、34 科目 (68 単位) を配置している。《別紙 (様式 1) 開設授業科目一覧》

開設授業科目一覧》

なお、上記科目のうち、法律外書講読Ⅰ、同Ⅱ、研究特論科目は、法科大学院修了後、研究者を目指して大学院博士後期課程に進学を希望する学生を念頭に置いたものである。

【解釈指針2-1-2-4】

(5) 独自科目

また、本法科大学院では、独自科目として、発展演習を開設し、内容的には、展開・先端科目に近い授業科目であるが《別添資料1 法科大学院シラバス》、演習の要請に応えるためにより少人数で開講するものである。4単位まで履修できるが、修了要件単位として認められるのは2単位までとしている。

(6) その他

本法科大学院では、九州・沖縄地域の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図っている。《資料2-1-B 九州・沖縄4法科大学院及び、福岡県内4法科大学院との連携》《別添資料2 法科大学院教育連携パンフレット》

資料2-1-B 九州・沖縄4法科大学院及び、福岡県内4法科大学院との連携

	九州・沖縄4法科大学院連携	福岡県内4法科大学院教育連携
連携先法科大学院	熊本大学法科大学院 鹿児島大学法科大学院 琉球大学法科大学院	福岡大学法科大学院 西南学院大学法科大学院 久留米大学法科大学院
概要	法科大学院教育の多様化と充実を目指し、開講科目の相互提供や新たな教育方法や教育システムの開発を共同で取り組む	福岡県弁護士会の協力の下、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図り、優れた法律実務家の養成に資することを目的とする
連携方法	①連携科目について兼任教員として連携先で開講 ②連携大学教員が共同で担当する科目の開講 ③単位互換	単位互換
対象科目 (平成25年度)	別添資料2 法科大学院教育連携パンフレット参照	西南学院大学開講 消費者問題 高齢者・障害者問題 刑事弁護実務 福岡大学開講 子どもの権利 民事執行・保全の実務 九州大学開講 ジェンダーと法 倒産法実務

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2－1－3 に係る状況）

本法科大学院においては、全開設科目を、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目区分に従って開設している。それゆえ、法律基本科目は、基本7法に関する授業科目のみを開設しており、また、内容的に法律基本科目に当たる授業科目を、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設していることはない。《別添資料1 法科大学院シラバス》【解釈指針2－1－3－1】

なお、本法科大学院の独自科目である「発展演習」については、内容的には、法律基本科目に相応する内容の授業を行うものではなく、展開・先端科目に当たるものを開設しており（平成24年度においては、「知的財産法実務」、「租税法実務」、「国際関係法実務（私法）」、を開講）、かつ、2単位（1科目）までを修了要件単位として認めている。

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

（１） 法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として、下記図表の通り、段階的履修に配慮して、32 科目 64 単位（必修 30 科目 60 単位）を開設している。

①	公法系科目	基礎科目 4 単位（１年次）、応用科目 8 単位（２年次）、公法総合演習 2 単位（３年次）	計 14 単位（全て必修）
②	民事系科目	基礎科目 18 単位（１年次、家族法は 1～3 年次）、応用科目 10 単位（２年次）、民法総合演習 4 単位（３年次）	計 32 単位（全て必修）
③	刑事系科目	基礎科目 8 単位（１年次）、応用科目 4 単位（２年次）、刑事法総合演習 2 単位（３年次）	計 14 単位（全て必修）
④	法律基礎演習	基礎科目 4 単位（１年次）	計 4 単位（全て選択）

（２） 法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、下記図表の通り、１年次から３年次にわたって、必修科目として 5 科目 9 単位、選択科目として 10 科目 18 単位を開設し、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育を行っている。なお、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」の受講前には、法曹としての責任感・倫理感を自覚させるため、実務家教員が倫理・法令遵守に関する事前指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を提出させることとしている。《後掲資料 3-2-D 誓約書》《後掲資料 3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》

必修科目	1 年次	「リーガル・ライティング」 1 単位	法情報の収集及び法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育を内容とする。
	2 年次	「民事裁判実務」 2 単位	要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする。
		「刑事訴訟実務」 2 単位	事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする。
	3 年次	「法曹倫理」 2 単位	法曹としての責任感や倫理観を涵養する。
		「模擬裁判」 2 単位	訴えの提起から判決までを体験することにより、法律専門家として必要な知識などを

			学ぶ。
選択科目	1 年次	「法情報論」 2 単位	法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育を内容とする。
	2 年次	「要件事実論」 2 単位	民事裁判における個別事件類型ごとに、訴訟物は何か、請求原因事実は何かなどを具体的に学ぶ。
		「エクスターンシップⅠ」「エクスターンシップⅡ」各 1 単位	法律事務所、企業法務部等で研修を行う。
	2・3 年次	「リーガル・クリニックⅠ」 2 単位	弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事案の整理等を具体的事例に即して学ばせる教育を内容とする。
		「リーガル・クリニックⅡ」 2 単位	上記「Ⅰ」の内容を弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講する。
		「ロイヤリング・法交渉」 2 単位	ロールプレイを織り込みながら、弁護士として必要な実務的知識・技法などを修得させる教育を内容とする。
	3 年次	「民事弁護論」 2 単位	民事弁護に携わる場合に弁護士に要求される基本的な姿勢を学ぶ。
		「刑事弁護論」 2 単位	刑事手続における弁護人の役割を学ぶ。
		「公法訴訟実務」 2 単位	裁判官、弁護士、訴訟当事者、行政機関のそれぞれの視点から、公共訴訟を分析する。

(3) 基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、バランスの取れたカリキュラム編成とするために、基礎法学系科目や政治学系科目のうち、実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育むものについては、内容を深く吟味した上で可能な限りカリキュラムに組み込み、11 科目 22 単位を開設し、6 単位以上を選択必修としている。

(4) 展開・先端科目

本法科大学院は、現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うため、領域横断的科目を 34 科目 68 単位開設し、12 単位以上を選択必修としている。

なお、学生の展開・先端科目の選択に関しては、「人間に対する温かい眼差し」に立って当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができる「社会生活上の医師」として人々のために働く法曹の養成という観点から、目指すべき法曹像として、《前掲資料 2-1-A 履修モデル》に示すような、三つの履修モデルを用意し、主として展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。

《別紙（様式 1 開設授業科目一覧）

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）10 単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）32 単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

本法科大学院では、以下のとおり、法律基本科目として、公法系科目 14 単位（7 科目）、民事系科目 32 単位（16 科目）、刑事系科目 14 単位（7 科目）を必修科目としている。

(1) 公法系科目 計 7 科目 14 単位

基礎憲法、基礎行政法、応用憲法Ⅰ、同Ⅱ、応用行政法Ⅰ、同Ⅱ、公法総合演習（以上、全て 2 単位）

(2) 民事系科目 計 16 科目 32 単位

基礎民法Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、同Ⅳ、家族法、基礎商法Ⅰ、同Ⅱ、基礎民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱ、応用民法Ⅰ、同Ⅱ、応用商法Ⅰ、同Ⅱ、応用民事訴訟法、民事法総合演習Ⅰ、同Ⅱ（以上、全て 2 単位）

(3) 刑事系科目 計 7 科目 14 単位

基礎刑法Ⅰ、同Ⅱ、基礎刑事訴訟法Ⅰ、同Ⅱ、応用刑法、応用刑事訴訟法、刑事法総合演習（以上、全て 2 単位）

以上に加えて、法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱ（いずれも 2 単位、計 4 単位）を選択科目として、未修者コースの 1 年次に配当している。これらは、未修者の学修を支援し理解度を底上げするために設けられた演習科目であり、法律基礎演習Ⅰは、1 年次前期に配当され、憲法、民法、刑法の基礎をオムニバス形式により行い、法律基礎演習Ⅱは、1 年次後期に配当され、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎を、オムニバス形式により行うものである。《資料 2-1-C 法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱのシラバス(抜粋)》

資料 2-1-C 法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱのシラバス(抜粋)

(1) 法律基礎演習Ⅰ

授業の目的：法律基本科目の学修における導入支援

法律基礎演習Ⅰの授業の目的は、未修者（とくに法科大学院で法学をはじめて学修する者あるいはそれに準じる者）に対する、法律基本科目の学修支援です。そのうち、法律基礎演習Ⅰでは、法的思考・法令・判例・法律家などのテーマについての導入に続いて、法律基本

科目中最重要な「上三法」、つまり憲法・民法・刑法を主として念頭に置いて、今後の学修の導入支援を行います。また、とくに民法と刑法については、将来の法律専門家として必要とされる専門的知識をこれから自分自身で学修し知識として定着させ、またリーガル・マインドを涵養していくために必要とされる、基本概念、考え方、その他の前提知識などを身に付けることを目標とします。

上記のような目的の授業ですから、未修者（とくに法科大学院で法学を初めて学修する者）の履修を強く推奨します。

（2）法律基礎演習Ⅱ

授業の目的：法律基本科目の基礎的理解とアウトプット能力養成の支援

法律基礎演習Ⅱは、同Ⅰとともに、平成22（2010）年度から施行される新カリキュラムにおいて、法学未修者の学習を支援するために、新設される授業です。そのうち、法律基礎演習Ⅱでは、法律基本科目中、とくに範囲の広い民法のほか、行政法を含む公法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった分野にも範囲を広げて、各分野の基礎的テーマ等を取り上げるにより、法律基本科目全般の学修を支援します。のみならず、法律用語を使ってする論理的に一貫した論述の基礎や、判例から準則・ルールを読み取ることなど、今後の法律基本科目の学修や、将来の法曹としても必要とされるアウトプット能力やスキル養成をも目標とします。

なお、この法律基礎演習Ⅱは、未修者（とくに法科大学院で法学をはじめて学修する者）の履修を推奨するだけでなく、法律基本科目の基礎的理解やスキルの修得・向上を希望する既修者1年次生の履修に対しても開放されます。

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、15科目(27単位)(そのうち必修科目は5科目(9単位))を開設しているが、その内容は以下のとおりである。

(1) ア) 法曹としての責任感・倫理観の涵養を内容とする授業科目として、「法曹倫理」(2単位)を、イ) 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「民事裁判実務」(2単位)を、ウ) 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「刑事訴訟実務」(2単位)を、いずれも必修科目として開設している。

(2) ア) 民事・刑事裁判過程の主要場面について裁判実務の基礎的技能を身に付けることを内容とする、「模擬裁判」(2単位)を必修科目として開設している。

また、イ) 「ロイヤリング・法交渉」(2単位)、ウ) 「リーガル・クリニックⅠ」(2単位)、「同Ⅱ」(2単位)、エ) 「エクスターンシップⅠ」(1単位)、「同Ⅱ」(1単位)、オ) 公法訴訟実務(2単位)をいずれも選択科目として、「民事弁護論」(2単位)、「刑事弁護論」(2単位)、「要件事実論」(2単位)を同様に選択科目として開設しており、イ) からエ) の科目についてはそのうち2単位以上を修得することを、オ) 及び「民事弁護論」、「刑事弁護論」、「要件事実論」、「法情報論」の科目についてはそのうち2単位以上を修得することを、修了要件としている。

(3) (1) ア) で要求されている、法曹としての責任感・倫理観の涵養を内容とする授業科目は、上述のとおり、「法曹倫理」という授業科目のもとで独立の授業科目として開設されているが、このほかにも、リーガル・クリニックやエクスターンシップの授業を行うにあたって、学生に対し事前に法曹倫理に関する指導を行っており、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育を行って、法曹としての倫理観・責任感を自覚させることとしている。

(4) イ) 法文書作成のための授業科目として、「リーガル・ライティング」(1単位)を必修科目として開設している。ア) 法情報調査のための授業科目として、平成21年度までは、「法情報論」(2単位)を必修科目としていたが、平成22年度よりこれを選択科目としたために、「リーガル・ライティング」のうち、1コマを特に前期の入学直後の5月に原則として実施し、法情報調査の授業を行うことにしている。

上記の実務基礎科目のうち、「模擬裁判」、「ロイヤリング・法交渉」、「公法訴訟実務」、「法情報論」、「リーガル・クリニックⅡ」は、研究者教員も授業担当者となっている。また、それ以外の実務基礎科目についても、シラバス作成、授業内容の検討の段階において、研究者教員が検討に加わるようにしている。【解釈指針2-1-6-

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、以下の 11 科目（22 単位）を開設している。

基礎演習、司法政策論、現代法哲学、法社会学、歴史と法Ⅰ、同Ⅱ、法と政治、法と経済学、目撃と証言の心理学、社会調査論、紛争解決の心理学

（以上、いずれも 2 単位）

以上の科目は、いずれも選択科目であるが、このうち、6 単位以上を修得しなければ、修了要件を満たさない扱いとしている。

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-8に係る状況）

本法科大学院では、「人間に対する温かい眼差し」に立って当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができる「社会生活上の医師」として人々のために働く法曹を養成するという観点から、以下の34科目68単位を開設し、目指すべき法曹像として、《前掲資料2-1-A 履修モデル》に示すような、三つの履修モデルを用意して、主として展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。

税財政と法、租税紛争処理、	各2単位
倒産と法、倒産紛争処理、倒産法実務、	
労働と法、労働紛争処理、労働法実務、	
知的財産と法、知的財産紛争処理、	
国際関係と法（公法）、国際関係紛争処理（公法）、	
国際関係と法（私法）、国際関係紛争処理（私法）、	
研究特論科目、法律外書講読Ⅰ、同Ⅱ、	
環境法、社会保障法、経済法、消費者法、民事執行法・民事保全法、	
少年法、刑事処遇論、医療と法、精神医療と法、マンション法、	
国際弁護士実務、契約実務、企業法務、ジェンダーと法、	
紛争管理と調停技法Ⅰ、同Ⅱ、インターネットと法	

また、福岡県内4大学連携に基づく科目、九州・沖縄4法科大学院連携に基づく科目の一部も、単位互換として認められる上限30単位の範囲内で履修を認め、展開・先端科目の単位として履修できることとしている。

以上の科目は、いずれも選択科目であるが、このうち、12単位以上を修得しなければ、修了要件を満たさない扱いとしている。

基準 2－1－9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準 2－1－9 に係る状況）

（1） 単位数

本法科大学院における単位数は、大学設置基準 21 条 2 項の規定に従い、1 単位 45 時間の学修を要する内容として、設定されている。《資料 2－1－D 九州大学大学院通則（抜粋）》

資料 2－1－D 九州大学大学院通則（抜粋）

九州大学大学院通則

施行：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：平成 20 年 4 月 1 日

（単位の計算方法）

第 18 条の 2 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

（2） 1 年間の授業期間

1 年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含め 35 週にわたるものとしており、これは、大学設置基準 22 条の定める原則 35 週にも合致している。

（3） 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間は 15 週にわたる期間を確保できるよう、授業の設定がなされている。また、試験期間は、上記 15 週間とは別個に設定されている。したがって、試験実施により、15 週の授業時間確保の原則が影響を受けることはない。《資料 2－1－E 平成 25 年度授業日程》

資料 2－1－E 平成 25 年度授業日程

平成25年度九州大学法科大学院授業日程

2013年 4月 (APR)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

4月29日昭和の日

2013年 5月 (MAY)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8(月*1)	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2013年 6月 (JUN)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2013年 7月 (JUL)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16(月*2)	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2013年 8月 (AUG)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2013年 9月 (SEP)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2013年 10月(OCT)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2013年 11月(NOV)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27(月*3)	28	29	30

2013年 12月(DEC)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25(月*4)	26	27	28
29	30	31				

2014年 1月(JAN)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14(月*5)	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2014年 2月(FEB)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

2014年 3月(MAR)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

	入学式、学位授与式		健康診断
	授業実施日		補講実施日
	他の曜日の授業を振り替えて行う日		
	試験実施日		追試実施日

(4) 休講に対する措置

休講がなされる場合には、当該教員はあらかじめ法科大学院事務室に、その旨を届け出るとともに、併せて補講の日程を学生に通知、公表すべきことが、教授会における申合せにより義務付けられている。《資料2-1-F 休講についての措置》

資料2-1-F 休講についての措置

休講についての措置

- ①休講せざるを得ない場合には、法科大学院事務室に連絡する。
- ②休講連絡の際には、補講日時も併せて通知する。
- ③補講日は、近接した教授会のない水曜日3限ないし5限、及び土曜日1、2限とする。
- ④その時間に他の補講が入っていないかは、法科大学院事務室で確認する。
- ⑤事務は、補講について、学生のメーリングリストで学生に通知する。

(出典：平成16年4月14日教授会資料(抜粋))

また、補講日程を円滑に設定できるように、水曜日の午後と土曜日を、補講日としてあらかじめ空けておく時間割設定がなされている。

なお、休講となった科目について、補講が適切になされているかどうかは、法科大学院事務室が管理する、「休講記録簿」により確認することができる。《資料2-1-G 平成24年度休講・補講記録簿(抜粋)》

資料2-1-G 平成24年度休講・補講記録簿(抜粋)

平成24年度 前期 休講・補講記録簿

授業名	休講		補講		掲示日
	休講日	時限	補講日	時限	
法律基礎演習Ⅰ	4月9日	4	4月9日	6	1月26日
倒産法実務	5月2日	5	6月13日	6	3月15日
国際関係と法(公法)	4月10日	6	4月18日	3	3月26日
応用商法Ⅰ	4月12日	3・4	4月13日	4・5	3月26日
法律基礎演習Ⅰ	5月7日	4	5月7日	4限 B 5限 A	4月3日
応用商法Ⅰ	5月24日	3・4	5月22日	4限 A 5限 B	4月6日
目撃と証言の心理学	4月16日	1	5月2日	3	4月9日
税財政と法	4月16日	4	5月11日	3	4月10日
法律基礎演習Ⅰ	5月14日	4	5月21日	6	4月12日
刑事処遇論	5月1日	5	5月16日	3	4月26日
応用刑法	5月10日	1・2	7月26日	1限 B 2限 A	5月8日
刑事法総合演習	5月10日	3・4	7月26日	3限 A 4限 B	5月8日
基礎刑法Ⅰ	5月10日	5	7月26日	5	5月8日
国際関係と法(公法)	5月22日	6	5月9日	3	5月1日
国際関係と法(公法)	5月29日	6	6月27日	3	5月1日
目撃と証言の心理学	5月14日	1	7月4日	3	5月14日
税財政と法	5月21日	4	5月25日	3	5月14日
国際関係と法(公法)	6月12日	6	7月4日	4	5月21日
国際関係と法(公法)	7月10日	6	7月18日	3	5月21日
公法総合演習	5月23日	1・2	6月29日	3限 A 4限 B	5月25日
税財政と法	6月4日	4	6月1日	3	5月25日
応用憲法Ⅰ	7月6日	2・4	7月11日	3限 A 5限 B	6月10日

平成24年度 後期 休講・補講記録簿

授業名	休講		補講		掲示日
	休講日	時限	補講日	時限	
民事執行法・民事保全法	1月17日	1	1月18日	1	10月2日
応用行政法ⅡA・B	11月16日	2・3	11月21日	4	8月29日
基礎刑事訴訟法Ⅱ	10月2日	4	12月25日	4	8月30日
ジェンダーと法	9月26日	5	12月19日	4	9月4日
知的財産紛争処理	11月15日	1	1月18日	5	9月4日
民事裁判実務	11月7日	1・2	11月14日	4	9月14日
応用商法Ⅱ	10月16日	2・3	10月17日	4限 B 5限 A	9月18日
国際関係と法(私法)	10月3日	1	10月15日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月3日	3	10月25日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月10日	1	11月8日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月10日	3	11月13日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月24日	1	11月26日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月24日	3	11月27日	6	9月26日
国際関係と法(私法)	10月31日	1	11月28日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	10月31日	3	11月29日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	11月7日	1	12月17日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	11月7日	3	12月21日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	12月5日	1	1月9日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	12月5日	3	1月15日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	12月12日	1	1月17日	6	9月26日
国際関係紛争処理(私法)	12月12日	3	1月21日	6	9月26日
応用憲法Ⅱ	10月5日	3・4	1月18日	3限 A 4限 B	10月2日
法律基礎演習Ⅱ	10月3日	2	10月17日	1	10月3日
現代法哲学	10月11日	1	11月30日	5	10月5日
ロイヤリング・法交渉	11月16日	4・5	11月9日	4・5	10月18日
マンション法	11月22日	6	1月17日	6	10月19日
発展演習(国際関係法実務(私法))	11月12日	3	11月21日	4	10月30日
少子高齢化社会と法	11月6日	6	1月22日	5	11月6日
ジェンダーと法	11月7日	5	12月19日	6	11月7日
法と政治	11月20日	3	12月11日	5	11月13日
応用商法Ⅱ	12月4日	2・3	12月5日	4	11月15日
基礎民法Ⅳ	12月10日	2	12月10日	1	11月27日
発展演習(国際関係法実務(私法))	12月17日	3	1月16日	4	11月27日
租税紛争処理	12月10日	4	12月19日	3	12月3日
応用憲法Ⅱ	12月21日	3・4	12月25日	2限 A 3限 B	12月7日
国際関係紛争処理(私法)	1月19日	1	1月22日	6	12月14日
法と政治	1月8日	3	1月22日	5	12月17日
応用商法ⅡA	1月8日	3	1月8日	5	12月18日
ロイヤリング・法交渉	12月21日	4・5	1月29日	4・5	12月21日
応用憲法Ⅱ	1月17日	3・4	1月28日	3限 A 4限 B	1月16日

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 段階的学修の実施

本法科大学院では、「基礎科目」→「応用科目」→「総合演習」という3段階の教育を通じて、法律基本科目に関して教育機会を充実させている。憲法を例に挙げれば、「基礎憲法」→「応用憲法」→「公法総合演習」という3段階教育プロセスが確立されている。また、こうした3段階プロセスを学生にビジュアルに表明する手法として、学修ロードマップを作成し、学修指導に活用している。

(2) 理論的教育と実務的教育の架橋

上記(1)で述べた3段階教育プロセスの最後(3年次)において、法律基本科目については、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を開設し、民事法総合演習では、実務家との共同での授業を行っている。

また、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、数多くの実務系科目を配置している。さらに、より実践的な教育を目指して、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務も開設されており、中でもリーガル・クリニックにおいては、本法科大学院の専任教員からなる法律事務所(九州リーガル・クリニック法律事務所)との連携により、都市型弁護士業務を学ぶ場が提供されている一方、屋久島・種子島での法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶ場が提供されている。また、福岡県内の法律事務所のほか、福岡県内外の複数の企業や自治体を派遣先としたエクスターンシップも充実させている。

(3) 授業科目の多様性確保

法理論と法実務に関する多様な科目を開講しているほか、法曹として必要な広い視野を養えるように、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。また、修了要件のための単位数としては計算されないが、法学府国際コースとの連携により、英語での授業科目も受講できるようにしている。

(4) 大学院博士後期課程との連結

本法科大学院においては、大学院博士後期課程への進学を希望する学生を支援するカリキュラムとして、法律外書講読や研究特論科目が開設されている。なお、学生が、本法科大学院修了後、本学法学研究院法学府の博士後期課程に進学する場合の受入れ体制についても、本学法学研究院と連携を取っている。

(5) 教育連携の強化

福岡県弁護士会、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院、熊本大学法科大学院及び琉球大学法科大学院と相互連携を行い、多様な授業科目を提供している。

2. 課題

いずれの科目に関しても教員の不足の問題が生じているが、特に、環境法、経済法、倒産法といった現代的意義のある科目について、専任の教員が存在しない点は、今後の人事等において優先的に対応すべき事柄と思われる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

本法科大学院では、以下に示すとおり、いずれの科目群の授業科目においても、再履修者及び他専攻等の学生を含め、同時に授業を行う学生数が、その性質及び教育課程上の位置付けに相応しい規模になるようなクラス編成を行い、少人数による双方向的・多方向的な密度の高い授業を行っている。《別紙（様式1）開設授業科目一覧》【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

（1）法律基本科目群

法律基本科目群の授業科目は、段階的学修が可能になるよう、基礎科目（1年次配当）、応用科目（2年次配当）及び総合演習科目（3年次配当）を配置しているところ、未修者コースの学生のみが履修する基礎科目については、1クラス（30名程度）、応用科目及び総合演習科目については2クラスを設けて、1クラスの人数が30～50名程度に収まるようにすることで、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を実施している。

（2）法律実務基礎科目群

法律実務基礎科目群の授業科目のうちの必修科目は、いずれも2クラス以上を設け、30～50名規模を原則としている。特にリーガル・ライティングは、実際に文書を作成することから、30名～35名規模になるようクラスを設けている。模擬裁判については、受講者に希望を取り、民事2・刑事1グループに分けているところ、受講者が多い場合は、民事・刑事のどちらかに抽選で振り分けることとしている。なお、平成24年度からは、民事・刑事各1グループで実施しているが、各クラスとも40名を超えていない。また、法律実務基礎科目群の授業科目のうちの選択科目についても、受講者数が少ない場合であっても2クラスを維持しており、きめ細やかな指導を行っている。

エクスターンシップは、《資料3-1-A エクスターンシップ派遣先》及び《資料3-1-B エクスターンシップ実施状況》に示すように、受入れ先を十分に確保することで、学生の希望にほぼ沿った形での研修を行っている。

資料3-1-A エクスターンシップ派遣先

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
弁護士事務所	26	26	18	27	35	23	75	19	67	16
公証役場	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
弁護士事務所・公証役場合計	28	28	18	27	35	23	75	19	67	16
企業 福岡	6	3	3	3	1	2	9	1	1	4
関東	2	1	1	0	3	2	3	0	2	0
関西	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
自治体	4	6	2	2	4	3	9	4	9	8
企業・自治体合計	12	10	6	5	8	7	23	5	12	12

資料3-1-B エクスターンシップ実施状況

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①	弁護士事務所(1週間)	18	16	16	23	23	19	61	18	59	10
	弁護士事務所(2週間)	3	6	2	2	8	3	5		6	1
②	企業法務(1週間)	5		4	3	1	2	8		1	3
	企業法務(2週間)	1	1				1				
③	行政法務(1週間)	3	3	2		3	2	5	4	9	4
	行政法務(2週間)							1			
④	公証役場(1週間)										
	①(1週間)+②(1週間)	2	2			3		6	1	2	1
	①(1週間)+③(1週間)	1	1		2	1	1	2			4
	①(1週間)+④(1週間)	2	1								

②(1週間)+③(1週間)		1									
②(1週間)+④(1週間)											
③(1週間)+④(1週間)		1									
計	35	32	24	30	39	28	88	23	77	23	

(3) 基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群、独自科目群

いずれも選択科目であるところの基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群及び独自科目群の授業科目についても、各科目の授業内容を斟酌し、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を行うこととしている。

法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的とした基礎演習及び各専門領域の科目につき、演習形式で理解を深めさせることを目的として行われる発展演習は、①10～20名規模で行っている。それ以外の科目は、原則として②50名規模であるが、担当教員が非常勤講師であること、担当教員の講義負担との関係などから、複数クラスの開講が困難である場合は、例外としている。

なお、平成23年度前期開講授業科目のうちの基礎法学・隣接科目群に属する1科目(「紛争解決の心理学」)につき、履修者数が120人となり、平成24年度前期開講授業科目の基礎法学・隣接科目群に属する1科目(「目撃と証言の心理学」)が履修者数101名となった。これらの科目については、複数クラス開講も検討したが、前述の理由により困難と判断し、また、どちらの科目も隔年開講科目であることから履修制限は実施しなかった。受講者数に関わりなく、これらの科目においてはディスカッションやロールプレイを取り入れた授業が実施されており、双方向的または他方向的な教育は行われている。《別添資料3 平成23年度「紛争解決の心理学」、平成24年度「目撃と証言の心理学」シラバス参照》

(4) 他大学との連携科目

九州・沖縄4法科大学院並びに福岡県内4法科大学院の連携協定に基づく連携科目については、複数大学の教室を遠隔授業システムでつないで同時開講し(九州・沖縄4法科大学院連携科目)、あるいは他大学の学生による受講を認められているところ(福岡県内4法科大学院連携科目)、いずれの科目についても受講生数は適正な数に収まっている。平成24年度の受講者数は、《資料3-1-C 連携科目・相互履修科目の履修状況》に示す通りである。

資料3-1-C 連携科目・相互履修科目の履修状況

(1) 九州・沖縄4法科大学院

九州大学	平成25年度受講者数
------	------------

科目名	九大	熊大	鹿大	琉大
エクスターンシップ	—	—	—	—
リーガル・クリニックⅡ	—	—	—	—
司法政策論（前期）	9	4	5	1
環境問題と法（後期）	—	—	—	—

（２） 福岡県内４法科大学院

科目名	開講大学	平成 25 年度受講者数			
		九大	福大	西南	久留米
ジェンダーと法（後期）	九州大学	—	—	—	—
倒産法実務（前期）	九州大学	18	0	0	0
消費者問題（前期）	西南学院大学	2	0	7	0
刑事弁護実務（後期）	西南学院大学	—	—	—	—
高齢者・障害者問題（後期）	西南学院大学	—	—	—	—
子どもの権利（前期）	福岡大学	0	0	5	0
民事執行・保全の実務（後期）	福岡大学	—	—	—	—

九州・沖縄４法科大学院の連携科目は、遠隔授業システムを用いて各大学の教室をスクリーンに映し出し、相互の教室の様子を確認しながら、双方向からの質疑が可能になっており、通常の授業形式と同様の双方向・他方向性のある授業を実施している。

（５）他専攻等の学生及び科目等履修生による履修等

本法科大学院では、当該授業科目を再履修する者、他専攻等の学生及び科目等履修生を含めても、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、基準３－１－１に適合する規模の学生数で授業を行っている。

このうち、他専攻の学生については、九州大学の四つの専門職大学院間において、専門職大学院コンソーシアム科目として、指定の科目につき相互履修を認めているところ、受け入れる専門職大学院では、人数と条件に従って受入れの可否を判定しており、クラス規模に支障が生じないようにしている。《資料３－１－D 九州大学専門職大学院コンソーシアム 2013 年度相互履修 対象科目シラバス(抜粋)》

資料３－１－D 九州大学専門職大学院コンソーシアム 2013 年度相互履修 対象科目シラバス(抜粋)

九州大学専門職大学院コンソーシアム

2013 年度相互履修 対象科目シラバス

V 相互履修申請の手続き

2 受け入れる専門職大学院では、人数と条件に従って受け入れの可否を判定

また、科目等履修生については、《資料3-1-E 九州大学法科大学院規則（抜粋）》に示すとおり、学生の授業に支障がないときに許可するよう定めている。ただし、平成16年度以降、科目等履修生として入学を志願する者はない。

資料3-1-E 九州大学法科大学院規則（抜粋）

（科目等履修生）

第23条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院の長に願い出なければならない。

2 法科大学院の長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

さらに、平成22年度からは、他大学院の学生による履修制度として、鹿児島大学法科大学院の3年次生を特別聴講学生として受け入れているが、当該特別聴講学生の履修できる授業科目は本法科大学院が指定することになっており、履修者数の上限を超える科目を除き、履修を認めることとしている。《資料3-1-F 九州大学法科大学院と鹿児島大学大学院司法政策研究科における滞在型の特別聴講学生の受入れに関する協定書（抜粋）》

資料3-1-F 九州大学法科大学院と鹿児島大学大学院司法政策研究科における滞在型の特別聴講学生の受入れに関する協定書（抜粋）

4 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

(1) 履修できる授業科目の範囲

受入学生は、受入法科大学院が指定する授業科目を履修することができる。

なお、全ての科目において、単位を目的としない聴講を原則として禁止しており、クラスの適正規模の維持に努めている。《資料3-1-G 学生便覧（抜粋）》

資料3-1-G 学生便覧（抜粋）

(5) 履修の手続等

2 受講制限・開講の取止め等

単位を目的としない聴講は、原則として禁止する。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目群(64単位)は、必修科目(60単位)と選択科目(4単位)に分かれている。必修科目としては、基礎科目(1年次配当)、応用科目(2年次配当)、総合演習科目(3年次配当)及び家族法(1・2・3年次配当)を配置しており、うち基礎科目は30名規模、その他の必修科目は30～50名規模のクラス編成で行っている。また、選択科目である法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ(1年次配当)についても、10～30名規模のクラス編成で行っている。

《資料3-1-H 法律基本科目 受講者数(平成20年度～平成24年度)》に示すとおり、法律基本科目について、同時に授業を行う学生数が75人を越えておらず、双方向的または多方向的な密度の高い教育を行うことができる規模を維持している。【解釈指針3-1-2-1】

資料3-1-H 法律基本科目 受講者数(平成20年度～平成24年度)

科目名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数
基礎憲法	53	1	55	1	45	1	35	1	39	1
応用憲法Ⅰ	102	2	93	2	101	2	81	2	77	2
応用憲法Ⅱ	113	2	95	2	100	2	75	2	72	2
基礎行政法	57	1	53	1	36	1	37	1	34	1
応用行政法Ⅰ	119	2	99	2	106	2	89	2	79	2
応用行政法Ⅱ	99	2	97	2	100	2	78	2	73	2
公法総合演習	45	2	101	3	97	3	95	2	69	2
基礎民法Ⅰ	56	1	55	1	42	1	35	1	37	1
基礎民法Ⅱ	63	2	62	2	48	1	40	1	39	1
基礎民法Ⅲ	51	1	53	1	35	1	35	1	34	1
基礎民法Ⅳ	58	1	53	1	35	1	37	1	34	1
応用民法Ⅰ	102	2	105	2	113	2	86	2	78	2
応用民法Ⅱ	107	2	102	2	101	2	74	2	71	2
基礎民事訴訟法Ⅰ	58	1	54	1	37	1	35	1	36	1

基礎民事訴訟法Ⅱ	57	2	60	1	40	1	37	1	34	1
応用民事訴訟法	100	2	97	2	108	2	81	2	77	2
基礎商法Ⅰ	53	1	54	1	36	1	36	1	36	1
基礎商法Ⅱ	58	2	53	1	36	1	35	1	34	1
応用商法Ⅰ	100	2	100	2	104	2	83	2	72	2
応用商法Ⅱ	99	2	97	2	98	2	72	2	70	2
民事法総合演習Ⅰ	45	2	107	3	98	3	95	2	69	2
民事法総合演習Ⅱ	45	2	98	3	101	3	98	2	75	2
家族法	50	2	39	1	68	2	84	2	82	2
基礎刑法Ⅰ	54	1	54	1	36	1	35	1	36	1
基礎刑法Ⅱ	51	1	52	1	35	1	36	1	34	1
応用刑法	109	2	95	2	112	2	80	2	77	2
基礎刑事訴訟法Ⅰ	56	1	56	1	36	1	36	1	36	1
基礎刑事訴訟法Ⅱ	55	1	57	1	35	1	36	1	35	1
応用刑事訴訟法	99	2	98	2	106	2	81	2	79	2
刑事法総合演習	45	2	101	3	96	3	95	2	69	2

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 専門的知識を修得させるための適切な方法の実施

批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力は、各科目群の履修により、総合的に修得できるよう努めている。本法科大学院では、体系的知識とそれに基づく法的推論能力を修得させるために、法律基本科目においては、3年間の教育プロセスを通じた発展的・段階的学修を重視しており、1年次に「基礎科目」、2年次に「応用科目」、3年次に公法・民事・刑事の「総合演習科目」を配置し、各分野を繰り返しつつも段階的発展的に学修させている。

このうち、基礎科目では、自発的な学修を前提に、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を基本としつつ、法律基礎知識を正確かつ体系的に修得する必要があることから、講義方式と適切に組み合わせた授業を実施している。

応用科目においても、正確な知識に基づく応用能力を育成するためプロブレム・メソッドを採用し、判例などを素材にした設問を中心とし双方向の授業を行うことにより、判例や学説に対する批判的検討能力を養うための授業を行っている。

総合演習科目では、事例問題を中心に、複数の教員の共同担当による演習形式の授業を行うことにより、実体法及び手続法の知識を総合し、事実即して具体的な問題を発見・解決していくための法的分析能力や、他者への説得力を高めるための創造的思考力を養うための授業を実施している。

さらに、法曹として必要な能力を育成するため、法律実務基礎科目のうち「リーガル・ライティング」、「民事裁判実務」、「刑事訴訟実務」、「模擬裁判」、「法曹倫理」を必修科目として配置し、また選択必修科目として、「法情報論」、「民事弁護論」、「刑事弁護論」、「ロイヤリング・法交渉」、「リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ」、「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」等の多彩な科目を配置し、実務家教員を中心に、具体的な事件を授業の素材に用いることで、現実の問題に対応するために実務家として必要な知識・技法・倫理を修得させるための授業を実施している。

「リーガル・クリニックⅠ」は、実務家教員と研究者教員が、学生に個別具体的な生きた事件を提供し、事件の進行に応じて、実務面、理論面から上記各能力を引き出すように、個別的な指導を行っている。「リーガル・クリニックⅡ」では、弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講しており、学生は、弁護士過疎地における実際の法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶことができる。なお、同科目においては、事前に、法律相談における倫理的な問題についても指導している。《資料3-2-A 「リーガル・クリニックⅠ」シラバス(抜粋)》

資料3-2-A 「リーガル・クリニックⅠ」シラバス (抜粋)

履修条件

守秘義務を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

授業計画

第1回 ガイダンスと実施計画の策定

リーガル・クリニックの意図、計画、課題、達成目標について説明し、質疑応答を行う。
参加学生の行うリーガル・クリニックについて、具体的な計画を立てる。(集合学修)

第2回 法律相談の基礎の学修

実際に、参加者が個別事件に関するリーガル・クリニックの活動を行う前に、基礎文献および模擬ビデオなどを通じて、リーガル・クリニックに必要な基礎的事項について学修する。(集合学修)

第3回～第13回

策定された計画に従い、担当教員の監督の下で、個々のリーガル・クリニックを行う。
(個別またはグループ学修)

第14回、第15回

提出された各人の報告書(作成した法律文書等も添付)および(相談者の許可を得て撮影された)ビデオについて、参加者全員が検討を行う。(集団学修)

授業の終わりに最終報告書を提出する。

「エクスターンシップⅠ、Ⅱ」では、法律事務所、企業法務、行政機関(自治体)に学生を派遣し、実践的な訓練を受けることにより、上記各能力の充実・発展が図られている。専任教員がコーディネート業務及び実施についての監督を行い、法科大学院の教員が研修学生を適切に指導監督し、派遣先から提出される個別の参加学生ごとの資料を参考にして、単位を認定しており、成績評価に責任を持つ体制がとられている。なお、学生は、研修先から報酬を受け取っていない。《資料3-2-B 「エクスターンシップⅠ」シラバス(抜粋)》《資料3-2-C エクスターンシップ協定書(抜粋)》

資料3-2-B 「エクスターンシップⅠ」シラバス (抜粋)

授業の概要

……コーディネート業務は、九州大学法科大学院の担当教員が行う。一方で学生からの守秘義務契約を含む宣誓書を提出させると共に、他方で、九州大学法科大学院における基本的

な教育のあり方について十分な情報の提供を行う。

コーディネート業務を行う法科大学院担当教員が、エクスターンシップの実施について監督責任を負担する。担当教員は、エクスターンシップの実施状況を調査すると共に、学生及び担当受入弁護士・企業法務部等の指導担当者は、実施状況について報告を行う。

資料3-2-C エクスターンシップ協定書（抜粋）

エクスターンシップ協定書

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と九州大学法科大学院（以下、「乙」という。）は、乙の授業として実施する「エクスターンシップ」（以下、「エクスターンシップ」という。）に関し、次のとおり協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（研修生の派遣及び受入）

第1条 乙は、別に定める乙の学生（以下、「研修生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（研修生の身分）

第2条 研修生は、乙の学生の身分を有したまま行うものとし、甲は、当該研修生に対し、甲の職員の身分を付与しない。

（研修生の処遇）

第3条 甲は、研修生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品は支給しない。

（服務）

第4条 乙は、研修生に、甲の社内規定および各種法令その他の規範を遵守させるよう周知徹底しなければならない。

（研修中における事故責任等）

第5条 乙は、研修生について、エクスターンシップ期間中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

2 乙は、研修中の事故に関して、自らの責任において対応することとし、甲は一切の責任を負わない。

3 甲は、研修生が甲及び第三者に与えた損害に関して、一切の責任を負わない。

4 乙は、研修生が甲及び第三者に損害を与えたときは、甲及び当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

（機密情報等の保持）

第6条 乙及び本件エクスターンシップの指導教官は、本件エクスターンシップに関する甲の機密情報、個人情報について、みだりに第三者に開示したり、漏えい事故を発生させないよう十分な注意を払わなければならない。

（その他）

第7条 本協定書に定めのない事項及び本協定書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

また、リーガル・クリニック及びエクスターンシップの授業を行うにあたっては、事

前に学生に対し法曹倫理に関する指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書の提出を求めるなど、法令遵守の確保、守秘義務等に関する適切な指導監督を参加学生に対して行っている。《資料3-2-D 誓約書 (1) エクスターンシップに関する誓約書、(2) リーガル・クリニックⅠに関する誓約書、(3) リーガル・クリニックⅡに関する誓約書》《資料3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》

本法科大学院における授業は、以上のような方法により、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するための授業を実施している。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】【解釈指針3-2-1-5】

資料3-2-D 誓約書

(1) エクスターンシップに関する誓約書 (抜粋)

九州大学法科大学院 院長 赤松 秀岳 殿 住所 氏名 誓 約 書 私は、九州大学法科大学院の講座であるエクスターンシップ〔 〕を受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。 上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士等の関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたっては守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。 万一、私が上記の誓約に違反したときは、本講座による単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院からの除籍・退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。	年 月 日 印 以上
--	--

(2) リーガル・クリニックⅠにおける誓約書

九州大学法科大学院 院長 赤松 秀岳 殿 住所	年 月 日
---	--------------

氏名

印

誓 約 書

私は、九州大学法科大学院の講座であるリーガル・クリニックⅠを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士との関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたって守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、本講座による単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院からの除籍・退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

(3) リーガル・クリニックⅡに関する誓約書

平成 年 月 日

九州大学法科大学院
院長 赤松 秀岳 殿

住所

氏名

印

誓 約 書

私は、リーガル・クリニックⅡを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士との関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたって守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院から退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

資料3-2-E 九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

[平成16年7月21日 教授会決定]

(趣旨)

第1条 この規程は、法科大学院の学生等に対する実務教育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講等の資格)

第2条 九州大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）が開設する授業科目のリーガル・クリニック及びエクスターンシップを受講する法科大学院の学生は、次の各号の要件を充たさなければならない。

- (1) 民事裁判実務、刑事訴訟実務及びリーガル・ライティングの単位を取得していること。
- (2) 守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を法科大学院の長に提出していること。

2 前項の他、法学府及び法学部の学生で、以下の各号の要件を充たす場合には、授業科目以外の相談、調停・斡旋事件等への立合い等に参加できるものとする。

- (1) リーガル・クリニック・センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）の許可を受けていること。
- (2) 守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を所属学府等の長に提出していること。

(指導担当弁護士について)

第3条 リーガル・クリニック又はエクスターンシップが法律実務の受講であるときは学生の指導担当者は弁護士でなければならない。

(法科大学院学生の事件への関与)

第4条 法科大学院の学生等（以下「学生等」という。）に関与させる相談・事件は、前条の学生指導を行う弁護士（以下「指導担当弁護士」という。）が相談を受け、受任し、選任されている事件又は指導教員が相談、調停又は斡旋の依頼を受けた事件（以下「事件等」という。）とする。

2 学生等は、指導担当弁護士又は指導教員の補助者として関与する。

3 学生等を事件等に関与させる場合には、相談者、事件の依頼者、調停・斡旋の関係者又は被疑者・被告人の個別の同意を得なければならない。

(守秘義務・関係者の名誉の保護等)

第5条 学生等は、関与した事件の守秘義務を遵守し、関係者の名誉・プライバシーを侵害することのないようにしなければならない。

2 指導担当弁護士は、学生等が関与する事件等の相手方との面談・交渉、裁判官又は検察官との面接に当たって、学生等を立合わせる場合は、相手方、裁判官又は検察官の了承を得なければならない。

(指導・監督)

第6条 指導担当弁護士又は指導教員は、学生等が本規則を遵守するよう、学生等に対する適切な指導・監督を行わなければならない。

(処分)

第7条 学生等が、第4条の規定に違反したときは、学生等の所属する法科大学院等の長は、センター運営委員会の助言に基づき、相談・事件への立合い等を停止し、受講を取り消し、又はその他の処分をすることができる。

附 則

この規則は、平成16年7月21日より施行する。

(2) 授業計画・授業内容・成績評価の学生への周知

本法科大学院では、①各科目のシラバスに、授業の目的、概要、各回の授業計画、成績評価（どのような要素をどのように評価するか）を記載し、マイデスクトップ・ポータルに掲載することで、授業計画・授業内容・成績評価を学生に周知している。

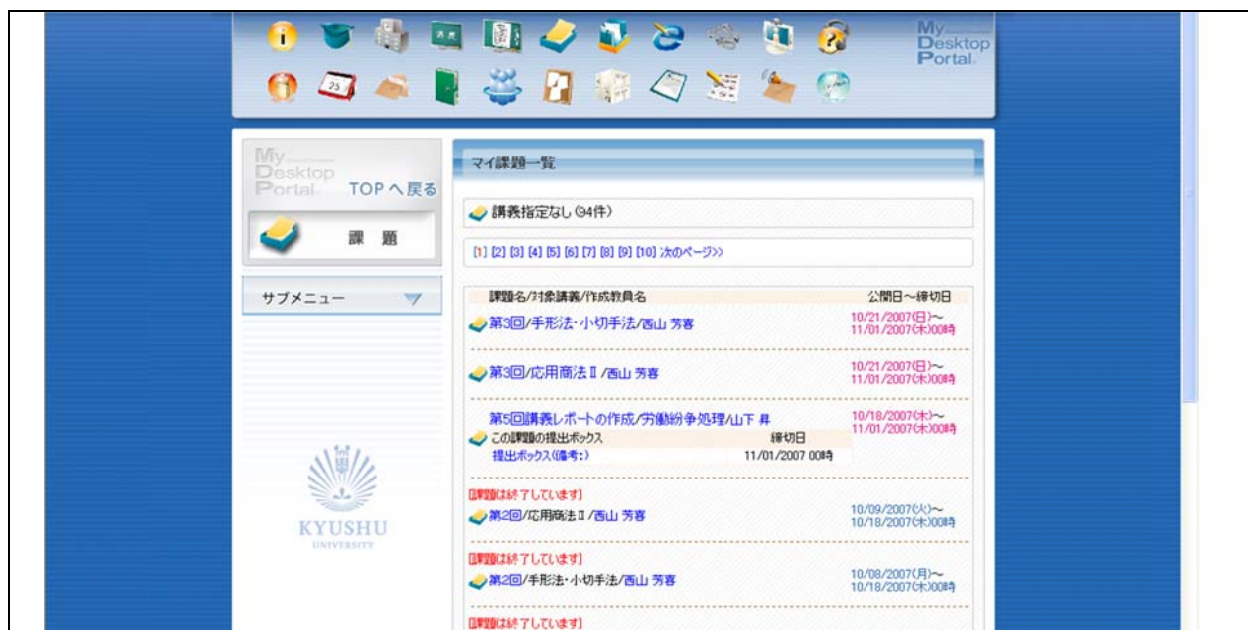
また、各授業科目の到達目標は、平成25年度以降に開講される授業科目からは、特にシラバスに到達目標欄を設けることにより、学生に示すことにしている。《別添資料1 法科大学院シラバス》

(3) 授業時間外における学修を充実させるための措置

学生の事前事後学修を充実させるための具体的措置として、以下の対応を行っている。まず、時間割は、いずれの学年についても毎日の履修科目数に偏りが生じないように、適切な科目配置を行っている。少人数教育の結果としての多数のクラス開講に備えて、時間割は6時限目まで設けているが、実際には、6時限目の授業開講は僅かであることから、学生の授業終了後の復習及び予習時間は確保されている。また、土曜日の講義は非常勤講師による授業や補講など例外的な場合のほかは行われていないため、週末における学修時間も確保されている。《別添資料4 法科大学院時間割》【解釈指針3-2-1-6(1)】

学生が計画的に予習や課題レポートの作成を行えるよう、教員がマイデスクトップ・ポータルに、授業回数毎に予習範囲、課題レポート等の内容・回数・量等を事前に掲載できるようにしている。また、各教員が学生に課している課題については、マイデスクトップ・ポータルに掲載することとしており、これにより教員相互で現在出されている課題量を把握できるようにしている他、提出期限まで余裕を持たせて提示するよう申合せることで、学生の負担が過重にならないよう配慮している。なお、以上については、さらにマイデスクトップ・ポータルに代わるより有効な方法がないかについて、検討を始めている。《資料3-2-F マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード）》【解釈指針3-2-1-6(2)(3)】

資料3-2-F マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード）



また、法律基本科目及び実務基礎必修科目において、各授業の到達目標の内容でありながら授業で直接取り上げない事項については、個別の授業毎に、資料を配布することにより、また参考文献を指示することにより、授業時間外での自学自修を支援し促進させるよう努めている。

施設、設備については、以下のような整備を行うことで、授業時間外の自修が可能となるような環境を整えている。

(ア) 施設

学生が 24 時間利用可能な学修室（学生の自修室）及び法科大学院専用の図書室（法科大学院図書室）を、法科大学院棟内に完備している。また、本学附属図書館や文系合同図書室の利用も可能である。

(イ) 設備

大学内では、九州大学無線 LAN アクセスサービスを利用したインターネットへの接続が可能となっている。教育支援システムとして、九州大学法科大学院独自の学生のマイデスクトップ・ポータルを導入しており、これを通じて教員への質問、学生への連絡、教材の配布、小テストの成績通知等がなされている。マイデスクトップ・ポータルについては、新入生に対するオリエンテーションの際に、施設・設備全般に関する詳細な説明を行っている。自修に必要な図書、データベースの整備状況については、後述の 10 章において詳しく述べるが、このうち判例や関連文献の検索・調査については、「LLI 統合型法律情報システム」「法科大学院専用 LEX/DB」、及び「Westlaw Japan」（平成 25 年度利用開始）の三つを採用している。《資料 3－2－G LLI 統合型法律情報システム》《資料 3－2－H 法科大学院専用 LEX/DB》《資料 3－2－I Westlaw Japan》《資料 3－2－J 平成 25 年度新入生オリエンテーション》《別添資料 5 平成 25 年度新入生オリエンテーション配布資料（マイデスクトップ・ポータル コンテンツ）》【解釈指針 3－2－1－6（4）】。

資料3-2-I Westlaw Japan

Westlaw.JAPAN

九州大学 IPさん。ようこそウエストロー・ジャパンへ

キーワード : 検索

検索対象 : ☒ 判例 ☒ 法令 ☒ 審決等 ☒ 書籍/雑誌 ☒ ニュース記事

同義語の選択

注目の機能

最新60日以内の判例はこちら [判例E-Express>>](#)

法令の施行状況の確認はこちら [法令カレンダー>>](#)

有斐閣オンラインデータベース

有斐閣コンテンツをご契約の方はこちら [有斐閣>>](#)

ご契約いただいた情報のみ表示されます [六法全書電子復刻版>>](#)

ウエストロー・ジャパンからのお知らせ

【クイック・フレンズガイド】更新! [【利用規約】](#)

【Westlaw Japan Legal Navigator】 法官を目指す在校生・修了生のための情報サイト

【注目判例】を収録(2013年3月29日)

◆平成25年3月13日 山口地裁 判決 平21(ワ)197号 文庫番号2013WLJPCA03136001

派遣労働と被告の直接雇用とを繰り返す形で被告工場において同一業務に従事していた派遣労働者である原告らが、派遣元との間で締結した派遣労働契約は無効であり、かつ、原被告間には黙示の労働契約が成立しているなどとして、被告に対し、正社員としての地位確認、未払賃金の支払、及び損害賠償を求めた事案……

リアルタイムニュース

司法 [司法ニュース一覧](#)

04月12日 18:20 ④遺族側の全面敗訴確定＝イレッサ副作用訴訟 製薬会社の責任認めず・最高裁☆差替

04月12日 18:13 ④遺族側の全面敗訴確定＝イレッサ副作用訴訟 製薬会社の賠償責任認めず・最高裁

04月12日 17:09 ④参議院の承認に必要ない＝アメリカ海軍の「海軍艦艇」運送船

行政 [行政ニュース一覧](#)

04月12日 19:02 ④泉気判断 据え置き＝輸出の先行き不透明 4月の月例報告

04月12日 18:08 ④RBS証券東京支店に改善命令＝金融庁

04月12日 17:53 ④新ウルトラマン製作＝創立50周年を記念 円谷プロ

04月12日 16:35 ④政府に補正要求＝辺野古埋め立て申請で沖縄県

資料3-2-J 平成25年度新入生オリエンテーション

平成25年度 新入生オリエンテーション	
日 時 平成25年4月3日(水)15時	
場 所 中講義室	
司会進行 山下准教授	
	資料
1. 法政学会挨拶	・法政学会加入案内、法政研究第7号
2. 教務事項の説明	・学生便覧
・配布資料の確認	・学年暦、授業日程
・学生便覧記載事項(修了要件、修得単位数、修了年数、履修手続、「法学既修者」の認定及び単位互換による単位の認定、標準的な履修年次及び履修モデル、など)	・時間割
・成績評価の方法と進級条件	・クラス分け表
・オフィス・アワーについて	・九州・沖縄法科大学院教育連携パンフレット
・学生担当(チューター)について	・福岡4大学法科大学院連携科目一覧
・学年暦、時間割について	
・授業に遅れた者の次の授業への出席は認めない。(例えば、民法ⅠのAクラスの授業に遅れた学生が、Bクラスの授業へ出席するのは認めない。)	
3. 学修室の利用について、他注意事項等	・学生生活・修学相談室
・学修室の利用に関する一般的な説明	・あなたを守る道しるべ
・全学の相談窓口について	・STOP! ハラスメント(パンフレット、カード)
・ハラスメント等の防止・対策	・法科大学院図書室利用案内
・その他説明(法科大学院棟への入館、施設(講義室等)の利用方法、図書室、複写機の利用、法科大学院棟内の飲食禁止場所、自動車通学の	

許可等)	
・法学府博士後期課程入学試験について	
・教育情報システムの利用について	・情報サービス利用ガイド ・情報セキュリティガイド ・法科大学院におけるネットワークの利用等について
4. その他事務的な説明	
・専門職員説明（住所届、履修申請、各種証明書等） 平成 25 年度前期履修登録期間 履修登録 4 月 12 日（金） ～4 月 25 日（木）17：00 まで 履修登録確認・修正 5 月 7 日（火） ～5 月 13 日（月）17：00 まで 履修登録最終確認 5 月 20 日（月） ～5 月 24 日（金）17：00 まで	・授業料の引落口座登録依頼書（至急提出） ・住所届（提出締切：4 月 8 日（月）厳守） ・学務情報システム利用の手引き ・学割証・在学証明書の発行について ・インフォメーションカード ・防犯ブザー ・喫煙について
5. 質疑応答	
6. 九州大学法科大学院支援会の説明	・九州大学法科大学院支援会概要 ・平成 25 年度年間計画
7. マイデスクトップ・ポータルの説明	・コンテンツ紹介

集中講義については、学期中に行うものは、土曜・日曜などを利用して数週間にわたって開講し、夏休み・冬休みの期間に行うものは、原則として5日間程度（1日3コマ）の期間にわたって行っている。また、授業を履修する学生の、授業時間外の事前事後の学修等に必要な時間を確保するために、可能な限り重複して開講されないよう配慮している。一方、シラバスの配布・公表を通じて、学生の予習範囲が授業開始前に明示されている。また、筆記試験を行う場合は、復習の時間を確保するために集中講義終了後、可能な限り時間をおいて試験日を設けることにしている。以上の方法で、本法科大学院においては、集中講義を実施する際には、その授業の履修に関して授業時間外の事前事後の学修に必要な時間が確保されるよう配慮している。《資料3－2－K 集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程（平成24年度）》【解釈指針3－2－1－7】

資料3－2－K 集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程（平成24年度）

開講時期	科目名	配当年次	開講日程	筆記試験の日程
前期	模擬裁判（民事）	3	4 月 2 4 日（火）3 限 5 月 9 日（水）3 限 5 月 1 5 日（火）3 限 5 月 1 6 日（水）6 限 5 月 2 3 日（水）3 限 5 月 3 0 日（水）3 限	

			6月 5日(水) 6限 6月 7日(木) 2限 6月13日(水) 3限 6月23日(土) 終日 6月27日(水) 3限	
前期	模擬裁判(刑事)	3	4月24日(火) 3限 5月 7日(月) 1・2限 5月15日(火) 3限 5月22日(火) 3限 5月29日(火) 3限 6月 2日(土) 2限 6月24日(日) 5コマ分 6月26日(火) 3・4限	
前期	リーガル・クリニック I	2・3	8月8日(水)～9月21日(金)	
前期	エクスターンシップ I	2	8月20日(月)～8月24日(金)	
前期	エクスターンシップ II	2	8月27日(月)～8月31日(金)	
前期 (時間外)	環境法	2・3	4月14日(土) 2～4限 4月28日(土) 2～4限 5月12日(土) 2～4限 6月10日(土) 2～4限 6月17日(日) 2～4限	7月6日 (金)
前期	経済法	2・3	8月27日(月)～8月30日(木) 2～4限	9月 5日 (水)
前期	倒産紛争処理	2	8月13日(月) 2～5限 8月14日(火) 2～4限 9月11日(火) 2～5限 9月12日(水) 2～4限 9月13日(木) 2限	9月21日 (金)
前期	消費者法	2・3	8月30日(木) 2～4限 8月31日(金) 2～4限 9月 1日(土) 2～4限 9月 3日(月) 2～4限 9月 4日(火) 2～4限	9月19日 (水)

前期	企業法務	2・3	8月26日(月) 2～5限 8月27日(火) 2～5限 9月 7日(火) 2～5限 9月 8日(水) 2～4限	
前期	発展演習(租税法実務)	2・3	8月20日(月)～8月24日(金) 3～5限	9月21日(金)
後期	リーガル・クリニックⅡ	2・3	2月11日(月) 前後	
後期	エクスターンシップⅠ	2	2月18日(月)～2月22日(金)	
後期	エクスターンシップⅡ	2	2月25日(月)～3月1日(金)	

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

(1) 各年次の履修可能単位数の上限

本法科大学院においては、法学未修者1年次及び2年次、法学既修者1年次における履修登録可能な単位数の上限を36単位としている。ただし、法学未修者1年次生に限り、法律基本選択科目である法律基礎演習Ⅰ及びⅡ（各2単位）について、36単位の上限を超えて履修することを認めている。【解釈指針3-3-1-1】

(2) 最終年次の履修可能単位数の上限

最終年次（法学未修者3年次及び法学既修者2年次）については、当該年次への進級が54単位（既修者では26単位）であること、及び選択科目の履修可能性を拡大させることを考慮して、上限を40単位としている。各年次の履修可能単位数の上限は《資料3-3-A 学生便覧（抜粋）》の通りである。【解釈指針3-3-1-2】

資料3-3-A 学生便覧（抜粋）

(4) 単位取得の要件等

② 1学年で履修可能な単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次	2年次	3年次
36単位	36単位	40単位
法学既修者以外の学生の1年次における法律基礎演習Ⅰ及び法律基礎演習Ⅱの登録は、上限に含まない。		
法学既修者の2年次における上限は、40単位とする。		

(3) 再履修科目及び、他の大学院等における履修科目の単位数

原級留置となった場合、現在の年次に配当されている法律基本科目群の必修授業科目のうちA+またはA評価をとれなかった全科目について、再履修の上、改めて評価を受けることとし、A+またはAの評価を取得した科目については、その評価を維持することとしている。原級留置者は、再履修科目の単位数を含め、(1)(2)の単位数の上限の範囲で履修可能である。また、進級が認められた場合についても、再履修科目単位数は進級した年次の単位数の上限に含まれる。九州・沖縄4法科大学院、福岡県内4法科大学院連携協定に係る授業で単位互換の対象となる科目は、当該年次における履修可能単位数の上限に含まれる。また、大学院共通科目、専門職大学院間での履修を認めるコンソーシアム科目など、履修が認められているところの、それ以外の他大学院開講科目を

履修する場合については、修了要件を満たすための単位としては計算されないが当該年次における履修可能単位数の上限に含まれる。《資料3-3-B 学生便覧（抜粋）》【解釈指針3-3-1-3】

資料3-3-B 学生便覧（抜粋）

（4）単位取得の要件等

＊他大学院の科目（大学院共通教育科目，専門職大学院コンソーシアム科目，法学府 LL.M. 科目及び「国公私立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は，単位修得を目的とする場合には，履修可能な単位数の上限内でのみ履修を認める。

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 徹底した少人数教育による双方向型授業の確立

本法科大学院では、必修科目については30～50名規模、選択科目においても、少人数ゼミ形式で実施可能な発展演習を多数開講する等、充実した少人数教育を実施している。

また、それぞれの授業内容に関しても、教員が意識を共通化しつつ、各科目に固有の特性を考慮して、教員間の質疑を中心にしたスタイルや学生同士の討論を重視するスタイルなど、多様性に富んだ双方向型・対話型授業を展開している。

(2) 教育連携の強化

研究者教員と実務家教員の協働による科目やリーガル・クリニック・センターによるリーガル・クリニックや十分な数の受入れ先を確保したエクスターンシップを配置するなど、理論と実務を架橋する法律実務科目を充実させている。また、福岡県弁護士会、西南学院大学、福岡大学、久留米大学、鹿児島大学、熊本大学及び琉球大学等と相互連携を行い、九州地域における法曹養成に責任を持つとともに、多様かつ多彩な授業科目を提供している。

(3) 学生の自学自修のための環境整備

自学自修を基本として、その時間を確保するための配慮をするとともに、高度IT技術による学修サポートシステムである「マイデスクトップ・ポータル」を導入している。

2. 課題

(1) 集中講義における自修時間の確保

集中講義の場合は、どうしても学生の自修時間の確保に限界が生じて来るため、なるべく集中講義を減らし、通常講義として開講できるよう、教員確保に努力する必要がある。

(2) 授業では取り上げない事項の学修指導

各授業科目の到達目標は学生に示しており、到達目標に含まれるが授業では取り上げることができない事項について、授業時間外で自学自修を支援し充実させる方策がとられているが、自学自修の支援策の方法が各授業の担当教員に委ねられ、一貫性の確保に改善の余地がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （５）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

各授業科目の成績評価に際しては、到達目標に照らし設定した達成度を成績評価の基準としており、各教員が、客観的かつ厳正な成績評価を行うよう、FD等を通じて徹底している。【解釈指針4-1-1-1】

（１）成績評価基準の設定と学生への周知

本法科大学院における成績の評点は、A+・A・B・C・Dの5段階からなり、A+・A・B・Cを合格、Dを授業目的により要求される水準に達していないものとして不合格としている。

成績評価の割合、成績評価における考慮要素、及び成績評価における授業への遅刻、欠席の取扱いについては、《資料4-1-A 「成績評価等に関する申し合わせ」》のように定めており、試験期間毎に、担当教員に周知するとともに、学生に対しては、『学生便覧』を配布し、入学時の新入生に対するオリエンテーション、入学後の2・3年生に対するオリエンテーション、及び、留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会において、教務委員長がこの点につき説明を行っている。

また、各授業科目においては、その目的に応じた合理的な評価基準（割合、配点等）を設定し、シラバスに記載することを徹底している。【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】

資料4-1-A 「成績評価等に関する申し合わせ」

成績評価に関する申し合わせ

[平成24年2月22日 教授会決定]

第1. 成績評価

(1) 授業目的により要求される水準に達していない場合には、D（不合格）とする。

(2) 合格者について、以下の割合を目安として相対評価を行う。

A+ 5%

A 25%

B 40%

C 30%

(3) 受講生が少ない科目（おおむね10名未満）については、(2)の相対評価によらないことができる。その場合には、以下の評価基準による。

A+ 90点以上・・・特に優れている。

A 80点～89点・・・優れている。

B 70点～79点・・・良好である。

C 60点～69点・・・水準に達している。

D 59点以下・・・水準に達していない。

(4) 次の科目については、合否のみを判定し、合格をA、不合格をDとする。

①模擬裁判

②リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ

③エクスターンシップⅠ・Ⅱ

第2. 成績評価の考慮要素

(1) 授業科目の成績評価は、多元的かつ厳正に行うこととし、その評価手段としては、試験、

レポート、授業における発言などを総合的に評価することとする。

(2) 成績評価の考慮要素の各比重は、試験を50～70パーセント、残りの30～50パーセントを

それ以外によることを標準とする。

(3) 試験以外の考慮要素については、たんに「平常点」や「出席点」とするなど一般的包括的な

表記は避け、その具体的な評価の手段を明確化し、複数の評価手段による場合は、それぞれの比重・割合をも定めて、シラバスで明示するものとする。出席していることのみでは、加点要素とはしない。

(4) 授業科目の性格によって上記によりがたい場合があっても、成績評価の考慮要素を適切に明示しなければならない。

第3. 授業の出欠及び遅刻の取り扱い

学生には出席を課すこととする。教員は毎回出席管理を行い、特に、2単位科目（15回開講）について、次のとおり、取り扱うこととする。

- （1）学生が欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。また、理由の如何を問わず4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。
- （2）遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

第4. その他

本申し合わせは、平成24年4月1日から実施する。

（2）成績評価基準に従った成績評価が行われていることの確保措置

上記（1）のような成績評価基準に従った厳格かつ公平な成績評価が行われていることを確保するために、本法科大学院では、以下のような具体的な措置を講じている。

（ア）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会

本法科大学院では、「評価質問書の制度」を設け、学生に対して、期末試験の成績評価の結果に対する不服申立制度を含む、成績評価に関する質問の機会を確保している。本制度の存在についても、成績評価基準同様、学生並びに教員（非常勤教員も含む）に対して周知徹底させている。《資料4-1-B 学生便覧（抜粋）》《別添資料6 評価質問書》《別添資料7 定期試験受験要領（学生用）》

資料4-1-B 学生便覧（抜粋）

8 成績評価に関する質問（評価質問書）

成績評価の過誤（採点ミスや転記ミス）をチェックし、その後の進級・修了判定等に遺漏がないよう、成績評価に関する問い合わせを受け付ける。成績評価に直接関係のない講評や学修指導を求めるような質問については、別途、オフィスアワー等の時間帯に質問すること。なお、この手続きは、教員が、定期試験終了後に、採点基準の講評や試験の解説を行うことを妨げるものではない。

- ①試験の成績評価について質問等があるとする学生は、所定の用紙（「評価質問書」）に、科目、授業担当教員及び質問等の内容を具体的に記入し、法科大学院事務室に提出する。
- ②「評価質問書」を受け取った授業担当教員は、法科大学院事務室を通じて、所定の期間内に文書で回答するものとする。
- ③夏季休業中における質問については、原則として電子メールで行うものとする。
ただし、教員の事情により、回答できない場合がある。

（イ）筆記試験採点の際における匿名性の確保

期末試験実施に際しては、公平性を期すために、答案に学生の氏名は記載せず、学籍番号のみを記載する方式を採用することで、筆記試験採点の際の匿名性を確保している。

（ウ）採点分布に関するデータの関係教員間の共有

教授会やFDにおいて、各学期の終了時に、全教員の全科目に関する成績評価の一覧表

や成績分布を資料として配布し、各教員が成績評価基準に従った成績評価を行っているかどうかにつき、教員相互間での確認と意見交換を実施している。《別添資料8 平成24年度成績評価（科目別評価割合）》《資料4-1-C 平成24年5月16日法科大学院FD記録（抜粋）》【解釈指針4-1-1-3】

資料4-1-C 平成24年5月16日法科大学院FD記録（抜粋）

法科大学院FD

日 時 : 平成24年5月16日（水）14:20～14:50

場 所 : 法学部大会議室

出席者 : (略)

テーマ及び資料

1. 成績評価について

【資料2】平成23年度 科目別成績評価

2. その他

FD

はじめに、FD担当主幹からFDの趣旨について説明があり、続いて意見交換が行われた。

意見交換

(略)

まとめ

(略)

（3）成績評価の学生への適切な告知

上記（2）において述べたように、成績評価の基準、成績評価に際して期末試験の結果が占める割合に関しては、事前にシラバスに記載することにより、学生に対して告知している。また、試験の後においては、答案を返却しており、かつ、評価質問書を提出した学生に対しては、個別に成績評価の理由を説明している。【解釈指針4-1-1-3】【解釈指針4-1-1-4】

以上に加えて、平成25年度からは、各授業科目の成績分布の割合を示した一覧表を法科大学院事務室に据え置き、閲覧を希望する学生には、その求めに応じて開示する措置を施している。《別添資料9 平成24年度成績分布一覧表》

（4）期末試験実施方法についての適切な配慮

期末試験の実施に際しては、授業終了後直ちに試験が実施されないよう、また同一学年の必修科目の試験が同一日に集中しないよう、試験時間割を設定している。《資料4-1-D 平成24年度期末試験時間割》

平成24年度 法科大学院定期試験時間割 前学期 (H24.6.25)

	2時限目 10:30~12:00	標準 年次	3時限目 13:00~14:30	標準 年次	4時限目 14:50~16:20	標準 年次	5時限目 16:40~18:10	標準 年次
7月30日 月	労働と法	2	歴史と法 I	1・2・3	応用行政法 I	2	刑事処遇論	2・3
7月31日 火	法曹倫理	3	応用刑事訴訟法	2			基礎憲法	1
							倒産と法	2
8月1日 水	応用刑法	2	基礎民事訴訟法 I	1	民事弁護論(新)	3(2)	基礎民法 II	1
	公法総合演習	3						
8月2日 木	基礎民法 I	1	応用商法 I	2			倒産法実務	2・3(3)
							知的財産と法	2
8月3日 金	応用民事訴訟法	2	基礎刑事訴訟法 I	1			基礎商法 I	1
			民事法総合演習 I	3			応用憲法 I	2
8月4日 土								
8月5日 日								
8月6日 月	目撃と証言の心理学	1・2・3	刑事法総合演習	3			基礎刑法 I	1
							応用民法 I	2
							刑事弁護論(新)	3

平成24年度 法科大学院定期試験時間割 後学期 (H25.1.24)

	2時限目 10:30~12:00	標準 年次	3時限目 13:00~14:30	標準 年次	4時限目 14:50~16:20	標準 年次	5時限目 16:40~18:10	標準 年次
1月30日 水	基礎行政法	1			国際関係紛争処理(私法)	2		
	民事裁判実務	2			知的財産紛争処理	2		
					労働紛争処理	2		
1月31日 木			応用民法 II	2	基礎民法 III	1		
					民事法総合演習 II	3		
2月1日 金	要件事実論	2			基礎民事訴訟法 II	1		
					応用行政法 II	2		
2月2日 土								
2月3日 日								
2月4日 月	民事執行法・民事保全法	2・3	基礎民法 IV	1	刑事訴訟実務	2		
2月5日 火	基礎商法 II	1			基礎刑事訴訟法 II	1		
	応用商法 II	2			労働法実務	2・3(3)		
2月6日 水	基礎刑法 II	1	家族法	1・2・3			契約実務	2・3(3)
	応用憲法 II	2						

(5) 追試験及び再試験の実施

(ア) 追試験

やむを得ない理由により期末試験を受験できなかった学生に対しては、期末試験に近接した時期に、追試験を許可している。追試験の実施に際しては、試験監督者を置き、

持ち込み可能なものを限定するとともに、入退室の時間を制限するなど、本試験同様に、厳格な試験の実施を行っている。また、試験問題の出題にあたっては、追試験受験者が不当に利益または不利益を受けることのないよう、本試験と追試験の問題が同一、同分野にならないよう、試験期間毎に教員に周知徹底している。《資料4-1-E 試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋）》

資料4-1-E 試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋）

試験、成績評価及び入学試験における留意事項

試験、成績評価及び入学試験においては、下記の事項に、特に留意しなければならない。

1. 試験及び成績評価について

(1) 試験問題

試験の出題にあたっては、本試験と追試験の問題が同一、同分野でないこと。

出典：平成19年7月11日教授会資料

(イ) 再試験

本法科大学院では、成績不良者に対する再試験は、原則として実施していない。平成23年度までは、法学未修者の3年次（法学既修者の2年次）に配置された必修科目に限り、再試験を認めることがあることになっていたが、再試験により成績を認定する場合の評点は60点としており、厳格な成績評価を行っていた。

なお、平成22年度以降の入学生には、制度を改め、平成23年度に既修者2年次に在学していた学生を例外として、一切再試験を実施しないこととし、実際もその方針通り再試験は実施していない。《資料4-1-F 学生便覧（抜粋）》【解釈指針4-1-1-5】

資料4-1-F 学生便覧（抜粋）

7 再試験

再試験は実施しない。

基準 4－1－2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

本法科大学院では、1 学年を修了するにあたって履修成果が一定水準に達しない学生に対しては、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）を設けている。進級基準は、①単位取得数と②各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ、家族法を除く）の GPA（平成 25 年度入学者からはこれに民事裁判実務、刑事訴訟実務の GPA を加味する）の、二つの指標に基づき設定しており、GPA 制度を有効に活用している。法律基礎演習は選択科目であることから、家族法は必修科目であるが配当年次が 1 ないし 3 年次であることから、GPA による進級判定の対象としていない。

休学した学生についても、休学期間にかかわらず年度末を基準に進級判定を行うことにしている。原級留置となった学生は、現在の年次に配当されている法律基本科目群（法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ及び家族法を除く）（平成 25 年度入学者からはこれに民事裁判実務、刑事訴訟実務を加味する）の授業科目のうち、A+または A 評価を取れなかった全科目を再履修しなければならない。《資料 4－1－G 九州大学法科大学院規則(抜粋)》《資料 4－1－H 学生便覧(抜粋)》《別添資料 10 平成 24 年度進級判定資料》

進級制及び原級留置の場合の取扱いについては、学生便覧に記載するとともに、年度当初のオリエンテーションの際に口頭で説明し、学生に周知している。【解釈指針 4－1－2－1】【解釈指針 4－1－2－2】

資料 4－1－G 九州大学法科大学院規則(抜粋)

（進級制）

第 20 条 学生が別表第 3 に掲げる単位数を修得できていない場合または各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ，法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）のグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という）が 1.5 未満である場合は、次年次へ進級できない。

2 GPAとは、履修登録した科目の 5 段階の科目成績を 4 から 0 までの点数（グレードポイント。以下「GP」という。）に置き換えて算出する 1 単位あたりの科目成績平均値（小数点第 2 位（第 3 位以下切捨て。））をいう。

$$GPA = \left[\left(\text{科目で得たグレードポイント} \right) \times \left(\text{科目の単位数} \right) \text{の総和} \right] \div \left(\text{算出対象となる科目の単位数} \right) \text{の総和} \quad \left(\text{小数点第 3 位以下切り捨て} \right)$$

3 GPAは、以下の計算式によって計算する。

$$GPA = \left[\left(\text{科目で得たグレードポイント} \right) \times \left(\text{科目の単位数} \right) \text{の総和} \right] \div \left(\text{算出対象となる科目の単位数} \right) \text{の総和}$$

4 成績の評語に対する GP は、次のとおりとする。

A +	(90 点～100 点)	GP = 4
A	(80 点～ 89 点)	GP = 3
B	(70 点～ 79 点)	GP = 2

C (60点～69点) GP = 1

D (59点以下) GP = 0

5 第1項の定める科目のうち履修登録しなかった科目の成績はDとして取り扱うものとする。

6 進級できなかった場合、法律基本科目群の必修の授業科目のうち、科目成績A+またはAをとれなかった科目の単位は無効となる。

別表第3 (進級制)

2年次への進級	取得単位 28単位以上
3年次への進級	取得単位 54単位以上
法学既修者は、次年次への進級は取得単位26単位以上とする。	

資料4-1-H 学生便覧(抜粋)

(9) 留年

進級できなかった学生は、現在の年次に配当されている法律基本科目群（法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ及び家族法を除く）、民事裁判実務及び刑事訴訟実務の授業科目のうち、A+またはA評価をとれなかった全科目を再履修しなければならない。

次年度の進級判定にあたっては、過年度にB、C、又はDを取得した科目については次年度の成績を評価の対象とする。

休学した学生についても、年度末を基準に進級判定を行う。ただし、休学期間が年度をまたぐ場合は、復学時の年度末を基準に進級判定を行う。

同一学年に2年続けて留年した学生に対しては、退学勧告を行うことがある。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

平成22年度より実施のカリキュラムにおける本法科大学院の修業年限は、2年ないし3年であり、修了に必要な単位数は、3年生課程においては93単位以上である。

(1) 他の大学院等において修得した単位の認定

本法科大学院では、本法科大学院入学以前の既修得単位、本法科大学院以外の大学院で修得した単位は、大学院規則第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、30単位を上限に、厳格な審査の下で、本法科大学院の単位として認定することになっている。

また、法学既修者と認定された学生に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、1年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）28単位を修得したものとみなし、かつ上記基準4-2-1(1)(ア)と(イ)による単位と合わせて30単位を超えない範囲で、本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととしている。《資料4-2-A 九州大学法科大学院規則（抜粋）》【解釈指針4-2-1-1】

資料4-2-A 九州大学法科大学院規則（抜粋）

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第15条 前条、次条、第19条第1項及び第21条第3項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院通則第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（修了要件）

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

（在学期間の短縮）

第18条 法科大学院は、第16条の規定により、法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、1年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）28単位とする。

（留学）

第21条 留学を志望する法科大学院の学生は、書面をもって法科大学院の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第14条第1項の規定は、法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

（2）修了に必要な単位数

平成22年度より実施のカリキュラムの下では、3年課程（未修者コース）の学生の修了要件として、法律基本科目群の必修科目につき、公法系科目14単位、民事系科目32単位、刑事系科目14単位の計60単位、法律実務基礎科目群のうち必修科目として9単位、選択必修科目として選択必修科目群Ⅰ及び選択必修科目群Ⅱからそれぞれ2単位以上の計13単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから6単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから12単位以上、並びに科目群に関係なくその他の授業科目のうちから2単位以上の、計93単位以上の修得を要求している。一方、2年課程（既修者コース）については、3年課程の1年次配当の法律基本科目28単位を免除した、65単位以上の修得を修了要件としている。《資料4-2-B 九州大学法科大学院規則（抜粋）》《資料4-2-C 学生便覧（抜粋）》

資料4-2-B 九州大学法科大学院規則（抜粋）

第7条 学生は、必修として、法律基本科目群（法律基礎演習Ⅰ及び法律基礎演習Ⅱを除く。）の授業科目60単位及び法律実務基礎科目群のうち必修科目9単位、選択必修として、法律実務基礎科目群の授業科目のうち選択必修科目群Ⅰ及び選択必修科目群Ⅱからそれぞれ2単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから6単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから12単位以上並びに科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから2単位以上を修得しなければならない。

（修了要件）

第17条 法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

（法学既修者）

第19条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第17条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年とする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、1年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）28単位とする。

資料4-2-C 学生便覧（抜粋）

（1）修了要件と修得単位数

本法科大学院を修了するためには、本法科大学院の専門職学位課程に3年以上在学し、所定の必修科目を含む93単位以上を修得しなければならない。

ただし、「法学既修者」、すなわち「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有する者」には、65単位以上を修得することを条件に2年以上3年未満での修了を認める。

「法学既修者」と認められるためには、入学時に、既修者コースの試験に合格しなければならない。

（3）法律基本科目以外の科目の修得

修了要件における、法律基本科目以外の科目の単位の修得（33単位以上）は、修了要件単位数（93単位以上）の3分の1以上となっている。

なお、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目及び独自科目として

設けている発展演習については、内容的に法律基本科目に該当する授業が行われることのないよう、運営委員会、教務委員会等が検討した上、法科大学院教授会に諮り、教員全員での審議を行っている。《資料4-2-D 平成19年8月1日法科大学院FD記録(抜粋)》

資料4-2-D 平成19年8月1日法科大学院FD記録(抜粋)

平成19年度法科大学院FD

日時 平成19年8月1日 13:00～14:40

場所 法科大学院法廷教室

出席者 20名

テーマ 「法科大学院認証評価基準と遵守事項」

1. 法科大学院認証評価基準と遵守事項について

大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価基準及び、認証評価を受審する際の留意事項等について説明

○第2章 教育内容（基準2-1-2、2-1-4）について

- ・法律基本科目以外の授業科目として開設されている授業の内容が、法律基本科目にあたらないことを確認し、徹底することとした。

(4) 修了判定

法科大学院の修了判定は、修了に必要な上記単位を修得しているか否かを基準として行っており、GPA制度は利用していないが、3年次前期及び後期に必修科目として法律基本科目の総合系科目が配置されており、当該科目の成績評価を厳格に行うことにより、法務博士の学位を授与するに相応しい学生を修了させるように努めている。《別添資料11 平成24年度修了判定資料》【解釈指針4-2-1-2】

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準4－2－2に係る状況）

前述のとおり、本法科大学院の修業年限は、2年ないし3年であり、修了に必要な単位数は、3年生課程においては、93単位以上であり、102単位の上限を超えていない。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

（1）試験の実施方法

本法科大学院にあっては、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）にあたっては、本法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」確保の基本方針の下に、独自の法律科目試験（以下、「法学専門試験」と記載）の実施をはじめとして、以下の試験・選抜方法を採用している。【解釈指針 4-3-1-1】

（ア）第1次選抜

平成 25 年度入試においては、法学既修者コースの志願者が募集人員（45 名）の 5 倍を超えた場合には、第 1 次選抜を行うことがあることとしている。この第 1 次選抜は、学部成績、成績証明書以外の書類選考、適性試験の結果により行う。

（イ）第2次選抜

法学既修者コースの第 2 次選抜の配点は、第 1 次選抜の結果（100 点）、法学専門試験（350 点）となっている。

第 2 次選抜において、第 1 次選抜の結果が全体の 2 割を構成することになるので、これを通じて、適性試験の結果は、適切に試験結果に反映されることとなる。なお、仮に志願者が約 220 名を超えず、上記第 1 次選抜を行わなかった場合でも、第 2 次選抜の作業を行うことにより、第 1 次選抜の 100 点部分を計算することとしている。

また、法学専門試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法で、各科目の配点は 50 点となっている。これは、既修者コースである以上、司法制度改革の理念に従った法曹養成機関として、2 年間で司法試験へ合格する実力を修得させる必要があることから、司法試験科目とされる公法系、民事系、刑事系のそれぞれに関する基礎的な知識が既に身に付いているかどうかを確認するためである。各科目のいずれか一つでも 20% 未満である場合は、総得点にかかわらず、第 2 次選抜は不合格としている。《別添資料 12 平成 25 年度九州大学法科大学院学生募集要項》

（2）他大学出身者との間の公平性

法学専門試験を実施するにあたっては、公平な入学試験の実施を確保するための申し合わせに基づき、出題者に対しては、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しない旨を周知徹底している。《別添資料 13 法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ》

また、答案には受験番号のみが記載され、受験生の氏名その他は記載されないことで、

採点の際の匿名性が確保されている。

以上の措置により、本学部出身の受験者との間で、出題及び採点において、公平性は保たれている。【解釈指針4-3-1-4】

(3) 履修免除の対象となる法律基本科目

本法科大学院では、既修認定者は、1年次に配当している法律基本科目のうち、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目（28単位分）につき、一括して単位修得したものとみなしている。一部の科目のみ履修を免除することは行っていない。《資料4-3-A 既修認定科目》

また、本法科大学院の入学選抜における法学専門試験に含まれない科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の7法以外の科目）につき、既修認定は行っていない。【解釈指針4-3-1-2】 【解釈指針4-3-1-3】

資料4-3-A 既修認定科目

法学専門試験科目	1年次に配当している法律基本科目	単位数
憲法	基礎憲法	2
行政法	基礎行政法	2
民法	基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱ、基礎民法Ⅲ、基礎民法Ⅳ	8
刑法	基礎刑法Ⅰ、基礎刑法Ⅱ	4
商法	基礎商法Ⅰ、基礎商法Ⅱ	4
民事訴訟法	基礎民事訴訟法Ⅰ、基礎民事訴訟法Ⅱ	4
刑事訴訟法	基礎刑事訴訟法Ⅰ、基礎刑事訴訟法Ⅱ	4
計		28

(4) 本法科大学院以外の機関の法律科目試験の結果に基づく既修認定

本法科大学院では、本法科大学院の入学選抜における法学専門試験の合格者のみを既修者として認定しており、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果に基づく既修認定は行っていない。【解釈指針4-3-1-5】

(5) 在学期間の短縮と既修認定との間の相当性

本法科大学院における既修認定は、上記のように、1年次に配当している法律基本科目の全てである7法を受験するものであり、また、本法科大学院以外の法律科目試験の結果は利用していないことから、在学期間の短縮と既修認定との間には相当性がある。

【解釈指針4-3-1-6】

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 厳格な成績評価

再試験は原則として行っておらず、3年次配当の必修科目についてのみ例外的に許可してきたが、平成22年度の3年（未修者）コース入学者が3年次に進級する平成24年度からは、再試制度を完全に廃止し、より厳格な成績評価と修了判定を行うようにした。

(2) GPA 制度による厳格な進級判定

平成22年度入学生より GPA 制度を進級基準に用いた厳格な進級判定を行っている。

2. 課題

(1) 成績評価における相対評価の徹底

A+、A、B、Cの各成績については相対評価基準を定め周知徹底してきたが、一部の選択科目など、基準どおり成績評価が行われていない科目もある。FD活動等を通じて、適正な成績評価のための継続的な取組を行っていく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

（1）FDの実施体制

本法科大学院では、FDすなわち教育内容と方法の改善を目的とする種々の企画・立案のため、運営委員会委員の中からFD担当主幹委員及び補佐委員を置き、さらに、運営委員会委員のうち教務担当主幹委員と評価担当主幹委員によりFD企画委員会を組織するものとしている。《資料5-1-A FD企画委員会運営規程》

資料5-1-A FD企画委員会運営規程

FD企画委員会運営規程

1. 九州大学法科大学院に、ファカルティ・ディベロップメント（以下、本規則においてFDという）の企画及び運営を目的として、FD企画委員会を設置する。
2. FD企画委員会は、次の委員をもって組織する。
 - （1）運営委員会のFD担当主幹委員及び補佐委員
 - （2）運営委員会の教務担当主幹委員
 - （3）運営委員会の評価担当主幹委員
 - （4）法科大学院長が指名するその他の運営委員若干名
3. FD企画委員会に委員長を置くものとし、運営委員会のFD担当主幹委員をもって充てる。委員長は必要に応じて、随時委員会を開催するものとする。
4. 法科大学院のFDは、原則として月に1回、水曜日に開催することとし、FD企画委員長がこれを主催する。
5. FDにおいては、その発言の概要を記録する。

（附則）

- ・本規則は、平成18年4月1日をもって施行する。
- ・本規則は、平成20年4月1日をもって施行する。
- ・本規則は、平成25年4月1日をもって施行する。

法科大学院 FD のテーマの設定のほか、教員相互の授業参観の実施等の教育内容及び方法の改善に関する企画については、法科大学院長が主宰し、FD 企画委員会委員のほか、さらには他の運営委員会委員も出席する運営委員会での意見交換を経て、実行に移される。

本法科大学院においては、原則として毎月 FD を実施している。FD は、専任（みなし専任を含む）の研究者・実務家教員は必ず出席するものとされているほか、後述のように、法科大学院所属ではないが法科大学院で授業を担当している法務研究院の兼任教員、さらには、兼任（非常勤）教員も原則として出席することができる。そして、毎回おおよそ 60 分程度の時間を設けて、法科大学院教育の在り方と課題、本法科大学院の教育と学生の学修状況の現状と課題等をめぐる様々なテーマを設定し、教員相互間で討論する。討論の主宰者は FD 担当主幹が務め、法科大学院教育をめぐり、教員間で問題の状況を共有するとともに、意識改革を働きかけ、それぞれの教員が担当する授業の内容、方法の改善に資することを本来の目的としてなされる。また、チューター担当教員として学生と面談した場合には、その状況を FD で報告しており、低年次の法律基本科目の単位が取得できずに高年次の法律基本科目を履修する学生に対しては、履修指導を行うことを必須としているが、これを行った教員はやはりその状況について FD で報告するものとしている。このように、学生の学修状況と教育の課題を教員間で共有する場としても、FD が活用されている。さらに、法科大学院教育や学生募集等をめぐって、新しい制度を検討する場合に、教授会とは異なって、自由な雰囲気ブレイン・ストーミング的に、教育の現場の意見をざっくばらんに出し合い、より良い教育をめぐる制度設計等を研究する場としても活用されることがある。

平成 21 年 4 月から平成 25 年 6 月までの法科大学院 FD の実施状況は、《資料 5－1－B FD の実施状況（平成 21 年度以降）》の通りである。

資料 5－1－B FD の実施状況（平成 21 年度以降）

平成 21 年度		
実施月日	テーマ	出席教員数
4 月 15 日	入試改革について	24 名
6 月 24 日	今後の FD 活動の在り方について	26 名
7 月 22 日	カリキュラム問題について	24 名
9 月 16 日	法科大学院教育の質の向上について	22 名
10 月 21 日	入試に関するテーマ（詳細は非開示）	非開示
11 月 25 日	学生の学修状況について	24 名
12 月 24 日	未修者教育－法律基礎演習について－	22 名
平成 22 年 1 月 13 日	未修者教育－法律基礎演習について－	26 名
同 3 月 24 日	法科大学院教育の課題について	26 名
平成 22 年度		
実施月日	テーマ	出席教員数
4 月 28 日	新カリキュラムと教育の課題について	23 名
5 月 26 日	入試制度について	21 名

	(1) 入試制度について (2) 長期履修制度について	
6月23日	学生の学修状況について	21名
7月28日	学生の学修状況について (学修相談の状況)	23名
9月22日	学生の学修状況について (平成22年新司法試験について)	20名
10月28日	入試改革等について	24名
11月24日	学生の学修状況について	22名
12月22日	入学試験について	22名
平成23年1月26日	学生の学修状況について	24名
同3月23日	授業参観及び授業評価アンケートについて	27名
平成23年度		
実施月日	テーマ	出席教員数
4月27日	学生の学修状況について	21名
5月18日	授業の到達目標について	21名
6月22日	法曹養成のための教育について	24名
7月27日	共通的な到達目標について	23名
9月21日	1. 共通的な到達目標について 2. 学生の学修状況について	24名
10月12日	入学試験について	24名
11月16日	入試成績・在学中の成績等の相関関係について	23名
12月21日	試験問題について	22名
平成24年1月25日	認証評価への対応について	25名
同3月23日	授業評価、授業参観及び教員アンケートの結果について	21名
平成24年度		
実施月日	テーマ	出席教員数
4月25日	入学試験について	16名
5月16日	成績評価について	19名
6月20日	教育支援システムについて	20名
7月11日	法科大学院認証評価に向けての準備について	23名
7月25日	1. 前期授業評価の結果について 2. 前期授業参観報告について	21名
9月5日	教育支援システムデモンストレーション	15名
10月10日	教育成果の検証について	19名
12月5日	1. 共通的な到達目標について 2. 3年次生個別学修指導について	20名
平成25年1月23日	1. 1・2年次生個別学修指導について	19名
同2月20日	1. 共通的な到達目標について	20名

同 3 月 21 日	1. 平成 24 年度教員アンケートについて	16 名
平成 25 年度		
実施月日	テーマ	出席教員数
4 月 17 日	1. 入学試験 2. 平成 24 年度成績評価	19 名
5 月 15 日	1. カリキュラム改訂について 2. 学修指導について	19 名

(2) 個別科目における FD 活動

本法科大学院におけるカリキュラムの3年次には、公法総合演習、刑事法総合演習及び民事法総合演習Ⅰ・Ⅱの総合演習科目が配置されている。これらのうち、民事法総合演習Ⅰ・Ⅱについては、複数の研究者教員及び実務家教員が連携して授業を展開するため、授業の準備、教材の作成、レポート等の課題とその評価、中間試験や期末試験の問題作成、実施、成績評価等をめぐって、担当教員間で様々な意見交換の場が持たれる。そこでは、研究者教員と実務家教員が、授業や成績評価をめぐって、意見交換を行うことも多く、上記のFDが組織全体のFD活動の場であるのに対して、個別科目におけるFDの場を形成している。また、平成20年度後期から、同様の科目を開設している琉球大学法科大学院の実務家教員と連携して、教材や試験問題の共同開発等が行われている。例えば、意見交換を行いながら、共通の試験問題を作成し、同じ日時に試験を実施し、意見交換を行いつつ作成した共通の採点基準で採点し、成績評価を行った後、その結果や反省点を互いに持ち寄り、検討会の場を設けて意見交換し、次年度の授業改善につなげるといった試みも行っている。

(3) 教育の内容及び方法の改善を図るための研修

(1) で述べたように、本法科大学院では、原則として毎月FDを開催しており、これが、教員にとって教育改善を行う研修として最も重要な場となっている。

専任教員には、やむを得ない事情がない限りFDに出席しなければならないという意識もほぼ定着しており、毎回20名程度を超える参加者があり、充実した討論・意見交換がなされている。

さらに、平成20年度の前期から、法科大学院の専任教員だけではなく、兼担・兼任（非常勤）教員に対しても、FDへの出席を呼びかけている。

平成20年度前期以降は、主として教育に関わる「拡大FD」、入試や学生募集について議論する「学内FD」と区別し、「学内FD」は、専任教員と兼任教員のみを出席者とするが、「拡大FD」については、可能な限り広く、兼任（非常勤）教員の出席も求めて、本法科大学院の教育の改善について、より広範囲で多角的な論議がなされることを目標としている。実際に、実務家の兼任（非常勤）教員を中心に、「拡大FD」への参加があり、発言や討論がなされている。そのため、特に実務家教員と研究者教員の意見交換の場として有効に機能しており、本法科大学院におけるFD活動の活性化につながっている。

また、後述のように、毎学期に後述の学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観が行われてその結果が取りまとめられると、資料として教授会で配布した後、続

いて行われるFDにおいて当該資料に基づいて、教育改善や教育の課題について討論を行っている。

さらに、例えば、司法研修所や、日弁連等が主催する教員研修やシンポジウムにおいて教育改善に役立つ企画が議題として挙げられている際は、必要に応じて、教員を出張として派遣し、終了後に報告することとして、成果を本法科大学院全体で共有するようにしている。

（４）授業評価

学生による授業評価アンケートは、毎学期に原則として全科目で実施している。

実施時期は、原則として、前期開講科目については6月、後期開講科目については11月である。授業の終了時ではなく、各学期のほぼ中間でアンケートを実施するのは、アンケートの集計結果を当該の授業がまだ行われている時期に担当教員に伝えて、当該の授業の改善に結びつけるためである。もっとも、上記の総合演習科目等、複数教員で担当する科目については、全ての担当教員の授業が出そろった時期に学生アンケートを実施する方が、担当教員の一部だけでなく全ての担当教員の授業改善につながるため、各学期における授業終了時にアンケートを実施している。

アンケートの実施に際しては、各教員に対して、あらかじめ法科大学院事務室でアンケート用紙を受け取って教場に赴くよう、事前にアナウンスを行う。各教員は、アンケートを実施する当該の授業においては、やや早めに授業を終了させ、アンケート用紙を学生に配布し、教員自身は退席して、教員が不在のところで学生がアンケートを記入できるように配慮するようアナウンスしている（回収については、教員が回収担当の学生を指名しておき、その学生が当該クラスの全アンケートを回収して、袋に入れて法科大学院事務室に提出する、あるいは、各学生が記入したアンケートを法科大学院事務室へ各自で提出する等、教員が指示するものとしている）。これは、学生が教員不在の場で、アンケートに対する意見を自由に表明できる環境を確保するためである。

学生による授業評価アンケートのフォーマットは、若干のバージョンアップを経て、現在使用されているものは、《資料5－1－C 平成24年後授業評価アンケート用紙（学生用）》の通りである。

資料5－1－C 平成24年度後期授業評価アンケート用紙（学生用）

平成24年度後期 授業評価アンケート

平成24年 月 日

科目名	
担当教員	

○それぞれ該当する項目ごとに番号で回答してください。

○授業を複数の教員が担当する場合も、授業全体としての評価を行ってください。

1. あなた自身のことについて		1	2	3	4	回答番号
a	入学年度	2010以前	2011	2012		
b	修業状況	未修	既修			
2. これまでの授業方法・内容について		1	2	3	4	回答番号
a	教員の話し方（声の大きさ、話すスピード等）は聞き取りやすかったですか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
b	教員の黒板の使い方は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
c	教員の準備は十分にできていましたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
d	教員の説明はわかりやすかったですか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
e	授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
f	授業の進度は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
g	授業内容を理解することができましたか。	よく理解できた	だいたい理解できた	あまり理解できなかった	ほとんど理解できなかった	
h	授業内容の水準はいかがでしたか。	適切だと思う	高いと思う	高すぎだと思う	低いと思う	
3. 予・復習、課題について		1	2	3	4	回答番号
a	課題は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
b	授業の予習を何時間しましたか。	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	
c	授業の復習を何時間しましたか。	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上	
d	理解できなかった箇所はどうしましたか。	先生に質問した	級友に聞いた	自分で調べた	分からないまま	
4. 授業改善に役立つ意見をお書きください。（授業評価アンケートの趣旨に則して、当該授業に関する意見で、かつ、授業の改善・向上に役立つもののみ記入してください。）						

授業評価アンケートの集計結果については、約1ヶ月後に、全授業科目の集計、当該科目の集計及び自由記述欄の意見を、法科大学院事務室から各教員に伝達している。各教員は、それぞれのアンケート項目について、全授業科目の平均的状況と、自分自身の担当科目の状況を比較することができ、また、自由記述欄の意見を知ることができる。これらを残りの授業において、さらには、次年度以降の授業において、授業改善に反映させるべきものとしている。

なお、毎期における授業評価アンケートの結果は、教授会の資料とし、FDにおける討

論の材料としている。その際、自由記述欄の意見についても、全科目を取りまとめた資料が作成され、教員間で共有されている。

また、平成20年度から、学生の授業評価アンケートの結果に対して、教員が「コメント」を作成することができ、これを法科大学院事務室で取りまとめて、マイデスクトップ・ポータルを通じて学生に公表する、フィードバックの制度を導入している。これは、授業評価アンケートが、学生の「言いつばなし」で終わってしまわないように、との学生の側からの要望に応えるものであり、上記「コメント」によるフィードバックは、授業評価アンケートを実施した教員は必ず行うべきものと位置付けている。

《資料5-1-D 平成24年度後期授業評価・コメント様式（教員用）》《資料5-1-E 平成24年度後期授業評価・教員コメント》

資料5-1-D 平成24年度後期授業評価・コメント様式（教員用）

平成24年度後期 授業評価アンケートの学生へのフィードバック

授業科目名		担当教員名	
○これまでの授業方法・内容についてのコメント			
○予習・復習、課題についてのコメント			
○授業改善に役立つ意見に関するコメント			

平成24年度後期 授業評価アンケートの学生へのフィードバック

授業科目名	担当教員名
○これまでの授業方法・内容についてのコメント 受講生の多様なニーズのすべてに応えることはできませんが、対応がそれほど困難ではないことがらについては、速やかに対応させていただきます。授業の水準については、だいたいの方にご満足頂いているようですが、少数ではあれ高い・低いいずれの評価もあり、個別のニーズにつきましては、授業外で対応できればと思っております。	
○予習・復習、課題についてのコメント 自由記述欄には予習・復習、課題についてのコメントはとくにありませんでしたが、授業の予復習が1時間未満の方が少なくないので、もう少し会社法の学修にも時間を割かれ、早い時期に会社法の基礎的事項の修得をひととおり終わらせることをお勧めします。	
○授業改善に役立つ意見に関するコメント 板書の位置、判例の事案・判旨部分の説明の合理化、ケースブック設問の解説、教材のアップ・予習指示の迅速化のご指摘につきましては、対応させていただきます。進度が遅いというご指摘につきましては、改善に向け努力させていただきますが、何分条文数や論点が多い法分野ですので、現実には難しいところもあります。また、基礎的なことから説明してほしいというご要望につきましては、時間の関係もあり個別の質問への対応ということでお許しください。	

それ以上のフィードバックを行うことは、各教員の裁量に委ねられているが、例えば、アンケートの集計結果と自由記述欄の意見をプリントして当該クラスの学生に配布する教員もいる。

上記「コメント」によるフィードバックとともに、教員は、自分自身の授業に対する自己評価アンケートを作成して提出するものとしている。各教員が作成したアンケートは、やはり法科大学院事務室で一覧表の形に集約され、整理される。こうして集約・整理された教員自己評価アンケートは、学生に対して公開されるものではないが、教授会において、資料として配布され、各教員により共有されるとともに、FDの資料としても活用される。《資料5-1-F 平成24年度後期 授業に関する自己評価 集計》

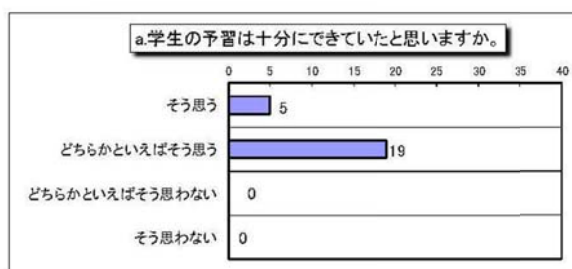
平成24年度後期 授業に関する自己評価 (H25.1.9)

科目数	25科目
教員	22名

. これまでの授業方法・内容について

. 学生の予習は十分にできていたと思いますか。

そう思う	5	20.8%
どちらかといえばそう思う	19	79.2%
どちらかといえばそう思わない	0	0.0%
そう思わない	0	0.0%
計	24	100.0%
平均	3.2	



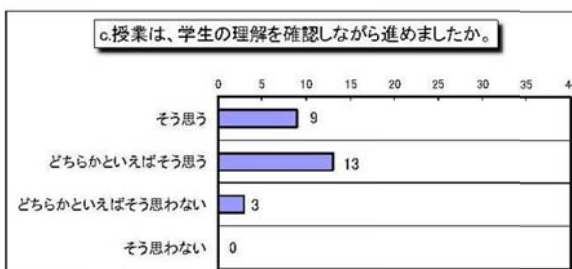
. 授業は、シラバスの授業計画にそって行われましたか。

そう思う	13	52.0%
どちらかといえばそう思う	11	44.0%
どちらかといえばそう思わない	0	0.0%
そう思わない	1	4.0%
計	25	100.0%
平均	3.4	



. 授業は、学生の理解を確認しながら進めましたか。

そう思う	9	36.0%
どちらかといえばそう思う	13	52.0%
どちらかといえばそう思わない	3	12.0%
そう思わない	0	0.0%
計	25	100.0%
平均	3.2	



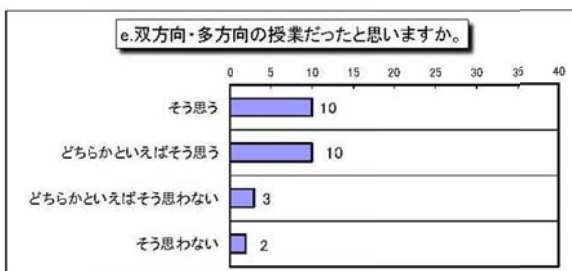
. 学生は、活発に意見・質問を出しましたか。

そう思う	5	20.0%
どちらかといえばそう思う	13	52.0%
どちらかといえばそう思わない	5	20.0%
そう思わない	2	8.0%
計	25	100.0%
平均	2.8	



. 双方向・多方向の授業だったと思いますか。

そう思う	10	40.0%
どちらかといえばそう思う	10	40.0%
どちらかといえばそう思わない	3	12.0%
そう思わない	2	8.0%
計	25	100.0%
平均	3.1	



f. 授業は時間内に終わりましたか。

時間内に終わった	11	44.0%
1～5分程超過した	12	48.0%
5～10分程超過した	2	8.0%
10分以上超過した	0	0.0%
計	25	100.0%
平均	3.4	



g. 授業の最後に、学生の理解度を確認しましたか。

小テストを実施した	4	16.0%
質疑応答の時間を設けた	14	56.0%
確認しなかった	5	20.0%
その他(意見欄にお書きください。)	2	8.0%
計	25	100.0%
平均	2.8	



2. 予・復習、課題について

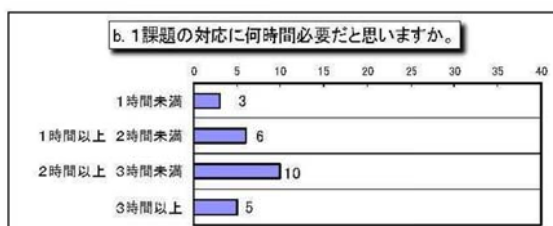
a. 課題は適切だったと思いますか。

そう思う	9	37.5%
どちらかといえばそう思う	15	62.5%
どちらかといえばそう思わない	0	0.0%
そう思わない	0	0.0%
計	24	100.0%



b. 1課題の対応に何時間必要だと思いますか。

1時間未満	3	12.5%
1時間以上 2時間未満	6	25.0%
2時間以上 3時間未満	10	41.7%
3時間以上	5	20.8%
計	24	100.0%



c. この授業の予・復習に、何時間必要だと思いますか。

1時間未満	3	12.0%
1時間以上 2時間未満	10	40.0%
2時間以上 3時間未満	9	36.0%
3時間以上	3	12.0%
計	25	100.0%



d. 学生が理解できなかった箇所はどうしましたか。

次回の授業で確認する	4	14.3%
質問に来ようアナウンスした	10	35.7%
学生の復習に任せた	8	28.6%
その他(意見欄にお書きください。)	6	21.4%
計	28	100.0%



なお、前述の、授業に関する自己評価とは別に、従来から実施している教員アンケートは、毎年同じ事項を、しかも詳細に記入しなければならず、煩瑣であるとの意見が教員から出されていたため、項目を厳選するなど教員が作成しやすいように改善している。

《資料5-1-G 平成24年度教員アンケート》《資料5-1-H 平成24年度教員アンケート・集計（抜粋）》

資料5-1-G 平成24年度教員アンケート

平成24年度 法科大学院教員アンケート

○実施期間：平成25年1月15日（火）～1月25日（金）

○提出先：法科大学院FD担当

○提出方法：メールで提出

○備考：

・「回答例」シートを参照のうえ、ご回答ください。

・回答例では文字色を青にしていますが、文字色の指定はありません。

○担当科目等について						
教員名	授業科目名	配当年次				
1		年				
		前期/後期/集中				
2		年				
		前期/後期/集中				
3		年				
		前期/後期/集中				
1. 教育内容・方法						
1	各回の授業は計画通りに進行了か。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
	上記の質問で評価が低い場合、要因は何だとお考えですか。 昨年度から改善に取り組んだ点、改善された点があればお書きください。	問題点 改善案				
2	双方向・多方向の授業を行いましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
	上記の質問で評価が低い場合、要因は何だとお考えですか。 昨年度から改善に取り組んだ点、改善された点があればお書きください。	問題点 改善案				
3	「法律実務家としての責任感や倫理観を涵養する」ことを意識した授業を行いましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
	「法律実務家としての責任感や倫理観を涵養する」という教育目標を達成するため、授業において実際に取り組んでおられることがありましたら、お書きください。					
4	学生の出席確認をしましたか。	①毎回実施した	②概ね実施した	③どちらともいえない	④ほとんど実施していない	⑤実施していない
5	学生の理解度を確認しましたか。	①確認した	②概ね確認した	③どちらともいえない	④ほとんど確認していない	⑤確認していない
6	学生の到達度の確認、成績評価のあり方などについて、ご意見をお聞かせください。					

平成24年度 法科大学院教員アンケート

2. 学生支援	
1	オフィス・アワーについてお聞かせください。 (オフィス・アワーを設けておられない先生は、お答えいただくことなく結構です。) 1. オフィス・アワーの時間設定について 2. 学生からの相談内容について 3. その他(お気づきのことがあればお書きください。)
2	チューター制度についてお聞かせください。 (該当しない先生は、お答えいただくことなく結構です。) 1. チューター制度について 2. 学生からの相談内容について 3. その他(お気づきのことがあればお書きください。)
3	学修支援、生活支援についての問題点、法科大学院としての改善点についてご意見をお聞かせください。
3. 法科大学院全般に関する意見・要望等(自由記述)	
以下の事項について、ご意見・ご要望をお聞かせ下さい。 (下記の番号欄に、該当する番号を記入のうえ、ご意見・ご要望等をお書き下さい。) 1. 入試について(実施方法・期間、配点比率、定員、社会人・他学部出身者の確保など) 2. カリキュラムについて 3. 成績評価及び進級判定、修了判定について 4. 学生への支援及び修了後の支援について 5. 新司法試験合格者の向上へ向けた方策について 6. 情報の公開、ホームページについて 7. その他	
番号	ご意見・ご要望等

ご協力ありがとうございました。

資料5-1-H 平成24年度教員アンケート・集計（抜粋）

平成23年度 教員アンケート

○実施期間：平成24年 1月16日(月)～1月27日(金)

1. 教育内容・方法					
各回の授業は計画通りに進みましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
専任	11	3	4	0	0
兼担	7	4	0	0	0
兼任	6	5	0	0	0
計	24	12	4	0	0
上記の質問で評価が低い場合、要因は何だとお考えですか。	・予定していたテーマが多すぎた。(専任) ・対象とすべき授業の範囲が広く、また、達成すべき能力のレベルが高いため。(専任) ・教える事項が多いにもかかわらず、学生に学力に合わせて丁寧に教える必要があるため。(兼担) ・テーマと各テーマの内容が重量的にも質的にもやや多く、大きかった。(兼任) ・学生との応答に時間を要し、一部消化できない項目が残った。(専任) ・全体的には予定通りだが、中間では、やや遅れて、最終的に遅れを取り戻すことがある。(専任) ・休講・補講の数が多かったため、なるべく少なくするよう努めたものの、行政業務でやむを得ない場合が多く本年度も時間割の日時通りにはなかなかいかなかった。(専任) ・1年次の基礎刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱが予定より進行が遅れ、補習の必要が生じた。(専任) ・1回の講義が次週にずれ込んだことがある。(専任) ・原則として、シラバス通り、レジュメを作成し、その範囲を講義できるようにしている。ただ、スピードは遅くなる傾向がある。 また、民法等の基本的な法律用語と内容の理解を前提とするため、2年次(未修2年と既修1年)の学生間で理解に差が生じやすい。また、既修のなかでも基礎的理解に差があり、講義内容やスピードをどこに合わせるかが難しい。(専任) ・学生のニーズや問題関心を把握するのに少し時間がかかった。(兼担) ・法科大学院生の興味関心のずれから、一部の生徒が、単位取得のみを目的とし、試験に出ないという理由で講義を聞かないという行動、またアンケートの無記名を利用した誹謗中傷が見られた。この、一部の生徒の参加意欲を踏まえ、講義内容を、計算の練習量を増やすなど、参加させるように変更したため、シラバスと配分、順序を変える必要があった。(兼任) ・四法科大学院を結ぶTVシステムを使った遠隔講義なので、通信の不具合や機器の故障等があり、思うような講義には至らなかった。(兼任) ・法情報院、ロイヤリング/法交渉では、実証を交えた授業を行うために、学生のキャラクター・学修姿勢に依存する面があり、それによって、計画に影響を受けやすい。例年、理論が手薄になるもので、理論に重きを置いた。(兼任)				
昨年度から改善に取り組んだ点、改善された点があればお書きください。	・テーマを減らす。(専任) ・1回の授業で話す内容の見直し。予習課題の見直し。(専任) ・最重要と思われる範囲に絞り込むことに留意した。(専任) ・講義内容を昨年よりは少し少なくして、重要度の低い論点や判例の紹介を少し削った。(専任) ・解説を丁寧にすると、時間が不足することから、音質に変わる部分とのペリパリをつける(毎年意識しているが、なかなか実践できない。)(専任) ・講義の中で、常にペース配分をこころがけるほかに思われる。(専任) ・現状で大きな問題はないと思うが、中間で若干の進行の遅れとそれを取り戻すための授業密度の濃淡が乗じる場合があるので、次年度は解消に努力したい。(専任) ・学生の授業評価等を参考にしながら、授業の進度に軌道修正を図った。(専任) ・これまでの授業結果に基づき、授業進度を調整した。(兼任) ・予習教材に工夫をして学生が答えやすいようにするとともに、レジュメを配付してフォローした。(専任) ・予習教材に工夫をして学生が答えやすいようにするとともに、レジュメを配付してフォローした。(専任) ・今年度初めて取り組んだ科目である。学生のニーズを考慮し、条例制定権および住民訴訟についての授業回を全部で6回設定し、単なる地方自治制度の概説的な授業にしないよう工夫した。(兼担) ・シラバスに、講義目的、受講姿勢などを、法科大学院生の関心に合う形で明記し、すれ違いが起こらないようにする(兼任) ・昨年度から、詳細な講義案を事前配布(各1か月以上前)に配布し、一読しておくよう指示した。実行した学生は1、2名にとどまった。(兼任) ・最新版の『ケースブック憲法』が出版されたので、それを用いて授業をおこなった。(専任) ・毎年度新しい情報を取り入れている(兼担) ・昨年から改善された点はありません。事前に、調整をしっかりと、各校の両面設定を考える必要がある。機器の問題は、琉球大学のTVシステムを対応機器に交換するか、新しい四大学共通TVシステムにするか、いずれかによって改善が可能ではあると思うが、莫大な予算が必要である。(兼任) ・理論と実証の繋がりについて再考し、繋がりのために理論をやや重く扱うことにしていたが、実証は実証で充実させ、理論は理論で充実させて、その繋がり理解させることに重点をおいた。(兼任)				

(5) 授業参観

授業参観も各学期に実施している。授業参観の時期は、前期は7月の1・2週、後期は12月の1・2週である。専任教員及び兼任教員は、各学期に1回以上授業を参観しなければならない。兼任教員(非常勤教員)も希望すれば授業参観をすることができる。各教員は、あらかじめ配布される《資料5-1-I 平成24年度前期・後期授業参観予定表》のようなフォーマットの授業参観予定表に授業参観を希望する科目を記入して提出する。

資料5-1-I 平成24年度前期・後期授業参観予定表

1) 平成24年度前期

平成24年度前期 授業参観予定表

平成24年 6月 日 提出

参観時期: 平成24年7月2日(月)～7月13日(金)

※但し、可能であれば前半の1週間に参観ください。

事前調査: 参観希望科目の開講日欄に氏名をご記入ください。(1回以上)

回答期限: 6月20日(水) 17時

回答提出先: 法科大学院FD担当 (ls-fdstaff@law.kyushu-u.ac.jp)

※複数教員担当科目は、当日の担当教員が変わる場合もございますのでご了承ください。

曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	7月2日	7月9日
月	1	8:40-10:10	目撃と証言の心理学	1・2・3	箱田裕司	102		
月	2	10:30-12:00	基礎民法Ⅱ	1	香山高広	法		
月	2	10:30-12:00	労働と法	2	野田 進	演		
月	3	13:00-14:30	歴史と法Ⅰ	1・2・3	直江真一	102		
月	3	13:00-14:30	応用民法ⅠA	2	五十川直行	法		
月	4	14:50-16:20	応用民法ⅠB	2	五十川直行	法		
月	4	14:50-16:20	法律基礎演習Ⅰ	1	松生光正	講2		
月	4	14:50-16:20	税財政と法	2	渡辺徹也	講1		
月	5	16:40-18:10	刑事弁護論A	3	上田國廣・井上昭宏	法		
月	5	16:40-18:10	法情報論	1	米田憲市・白鳥 勇	演		
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	7月3日	7月10日
火	1	8:40-10:10	知的財産と法	2	寺本振透	演		
火	1	8:40-10:10	法曹倫理A	3	家原尚秀	法		
火	2	10:30-12:00	法曹倫理B	3	家原尚秀	法		
火	2	10:30-12:00	基礎刑事訴訟法Ⅰ	1	田原浩二	講1		
火	2	10:30-12:00	応用行政法ⅠA	2	原田大樹	演		
火	3	13:00-14:30	応用行政法ⅠB	2	原田大樹	演		
火	4	14:50-16:20	発展演習 (知的財産法実務)	2・3(3)	寺本振透・小島立	講1		
火	5	16:40-18:10	基礎憲法	1	南野 森	講2		
火	5	16:40-18:10	刑事処遇論	2・3	土井政和	法		
火	6	18:30-20:00	国際関係と法(公法)	2	西郷真一	法		
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	7月4日	7月11日
水	1	8:40-10:10	応用民事訴訟法A	2	堀野 出	演		
水	1	8:40-10:10	公法総合演習B	3	4日/安西文雄 11日/村上裕章	法		
水	2	10:30-12:00	応用民事訴訟法B	2	堀野 出	演		
水	2	10:30-12:00	公法総合演習A	3	4日/安西文雄 11日/村上裕章	法		
水	2	10:30-12:00	基礎民事訴訟法Ⅰ	1	鶴田 進	講1		
水	2	10:30-12:00	医療と法	2・3	池田典昭	101		
水	4	14:50-16:20	民事弁護論A	3(2)	田中久敬	講2		
水	4	14:50-16:20	民事弁護論B	3(2)	村井正昭	講1		
水	5	16:40-18:10	倒産法実務	2・3(3)	高松康祐・平岩みゆき	法		

曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	7月5日	7月12日
木	1	8:40-10:10	応用刑法B	2	松生光正	演		
木	2	10:30-12:00	応用刑法A	2	松生光正	演		
木	2	10:30-12:00	基礎民法 I	1	赤松秀岳	講1		
木	3	13:00-14:30	応用商法 I B	2	上田純子	演		
木	3	13:00-14:30	刑事法総合演習A	3	田源浩二	法		
木	4	14:50-16:20	応用商法 I A	2	上田純子	演		
木	4	14:50-16:20	刑事法総合演習B	3	田源浩二	法		
木	5	16:40-18:10	基礎刑法 I	1	松生光正	講1		
木	5	16:40-18:10	倒産と法	2	河野正憲	演		
木	5	16:40-18:10	紛争管理と調停技法 I	2・3	入江秀晃	法		
木	6	18:30-20:00	紛争管理と調停技法 II	2・3	入江秀晃	法		
木	6	18:30-20:00	司法政策論	1	米田憲市	演		
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	7月6日	7月13日
金	1	8:40-10:10	少年法	2・3	武内謙治	講1		
金	2	10:30-12:00	応用刑事訴訟法B	2	田源浩二	演		
金	2	10:30-12:00	応用憲法 I A	2	安西文雄	102		
金	2	10:30-12:00	民事法総合演習 I B	3	笠原武朗	法		
金	2	10:30-12:00	基礎演習	1	熊野直樹	講2		
金	3	13:00-14:30	応用刑事訴訟法A	2	田源浩二	演		
金	3	13:00-14:30	民事法総合演習 I A	3	笠原武朗	法		
金	4	14:50-16:20	基礎商法 I	1	笠原武朗	講1		
金	4	14:50-16:20	応用憲法 I B	2	安西文雄	102		

2) 平成24年度後期

平成24年度後期 授業参観予定表

平成24年 11月27日 現在

参観時期: 平成24年12月3日(月)～12月15日(土)

※但し、可能であれば前半の1週間に参観ください。

法科大学院FD担当 (ls-fdstaff@law.kyushu-u.ac.jp)

提出者数: 19 名

参観希望数: 20 回

(※=弁護士会からの参観者)

※複数教員担当科目は、当日の担当教員が変わる場合もございますのでご了承ください。

曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月3日	12月10日
月	1	8:40-10:10	刑事訴訟実務A	2	3日/井上昭宏 10日/江口和伸	演		
月	2	10:30-12:00	基礎民法Ⅳ	1	赤松秀岳	法	田中教雄	1時限目へ変更
月	2	10:30-12:00	刑事訴訟実務B	2	3日/井上昭宏 10日/江口和伸	演	村上裕章	
月	3	13:00-14:30	歴史と法Ⅱ	1.2.3	植田信廣	102		
月	3	13:00-14:30	発展演習 (国際関係法実務(私))	2.3(3)	西谷祐子	法	赤松秀岳	
月	4	14:50-16:20	家族法A	1.2.3	小池 泰	法		
月	4	14:50-16:20	租税紛争処理	2	渡辺徹也	講2		
月	5	16:40-18:10	家族法B	1.2.3	小池 泰	法		
月	5	16:40-18:10	契約実務	2.3(3)	松井 仁	講1	熊野直樹	
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月4日	12月11日
火	2	10:30-12:00	基礎行政法	1	村上裕章	法	野田 進・山下 昇	*小牧奈穂子弁護士
火	2	10:30-12:00	応用商法ⅡB	2	上田純子	演	休 講	
火	2	10:30-12:00	公法訴訟実務	3	4日/名和田茂生 11日/石渡一史	講2		
火	3	13:00-14:30	応用商法ⅡA	2	上田純子	演	休 講	
火	3	13:00-14:30	法と政治	1.2.3	熊野直樹	講1		
火	4	14:50-16:20	基礎刑事訴訟法Ⅱ	1	田淵浩二	演	赤坂幸一	*仲家暢彦弁護士
火	6	18:30-20:00	精神医療と法	2・3	川副正敏	法		
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月5日	12月12日
水	1	8:40-10:10	民事裁判実務A	2	家原尚秀	演	堀野 出	
水	1	8:40-10:10	国際関係紛争処理(私 法)	2	河野俊行	法	休 講	休 講
水	2	10:30-12:00	民事裁判実務B	2	家原尚秀	演	松井 仁・武内謙治	
水	2	10:30-12:00	法律基礎演習Ⅱ	1	堀野 出	講2	*稲場悠介弁護士	
水	3	13:00-14:30	国際関係紛争処理(私 法)	2	河野俊行	法	休 講	休 講
水	5	16:40-18:10	リーガル・ライティングA	1	田中久敏	演		講義なし(隔週開講)
水	5	16:40-18:10	リーガル・ライティングB	1	村井正昭	講2	家原尚秀	
水	5	16:40-18:10	リーガル・ライティングC	1	吉野 正	講1	吾郷真一	
水	5	16:40-18:10	ジェンダーと法	2.3(3)	原田直子	法		

曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月6日	12月13日
木	1	8:40-10:10	知的財産紛争処理	2	寺本振透	演		
木	1	8:40-10:10	現代法哲学	1,2,3	酒匂一郎	講1		
木	2	10:30-12:00	基礎刑法Ⅱ	1	松生光正	講1		* 村田健児弁護士
木	2	10:30-12:00	応用民法ⅡB	2	香山高広	演		
木	3	13:00-14:30	応用民法ⅡA	2	香山高広	演	村井正昭	
木	3	13:00-14:30	労働紛争処理	2	山下 昇	講1		
木	4	14:50-16:20	基礎民法Ⅲ	1	田中教雄	講2	松生光正 * 小柳美佳弁護士	
木	4	14:50-16:20	民事法総合演習ⅡA	3	6日/村井正昭 13日/上田純子	演	上田純子	
木	4	14:50-16:20	労働法実務	2,3(3)	山下 昇	講1		
木	5	16:40-18:10	民事法総合演習ⅡB	3	6日/村井正昭 13日/上田純子	演		
木	5	16:40-18:10	法社会学	1,2,3	武士俣敦	講1		
木	6	18:30-20:00	マンション法	2・3	松坂徹也	法		
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月7日	12月14日
金	1	8:40-10:10	民事執行法・民事保全法	2・3	堀野 出	演	田中久敏	
金	2	10:30-12:00	基礎商法Ⅱ	1	笠原武朗	演	田中久敏	
金	2	10:30-12:00	応用行政法ⅡA	2	村上裕章	法		
金	3	13:00-14:30	応用憲法ⅡA	2	赤坂幸一	演	安西文雄	* 山田学弁護士
金	3	13:00-14:30	応用行政法ⅡB	2	村上裕章	法		
金	4	14:50-16:20	基礎民事訴訟法Ⅱ	1	堀野 出	講2		
金	4	14:50-16:20	応用憲法ⅡB	2	赤坂幸一	演		
金	4	14:50-16:20	ロイヤリング・法交渉	2,3(3)	松井 仁・米田憲市	講1		講義なし(隔週開講)
金	5	16:40-18:10	ロイヤリング・法交渉	2,3(3)	松井 仁・米田憲市	講1	田淵浩二・香山高広	
曜日	時限	時間	科目名	標準 学年	担当教員	教室	12月8日	12月15日
土	2	10:30-12:00	要件事実論A	2	中山弘幸	法		

次いで、法科大学院事務室において、各教員から出された希望を集計して、当期の全体の授業参観計画を作成し、各教員に配布して周知を行う。各授業の担当教員もまた、どの教員がいつ自分の授業を参観に来るのかをあらかじめ知ることができる。また、法科大学院事務室から、全学生に対し、授業参観が行われることをメールで連絡する。授業参観の期間中は、各教室に授業参観者用の席が設けられる。当該の授業参観時に授業で学生に配布される資料があれば、可能な限り、法科大学院事務室を通じて、参観者の教員にも手渡されるように配慮している。

授業参観後は、参観者の教員は、授業参観報告書を作成して法科大学院事務室へ提出する。各参観者から提出された授業参観報告書は一覧表に取りまとめられ、教授会において資料として配布され、続いて行われるFDにおける討論の資料として使用される。授業参観報告書のフォーマットは《資料5-1-J 平成24年度前期授業参観報告書》のようなものである。

平成24年度前期 法科大学院授業参観報告書

平成24年 月 日提出

提出期限：7月20日（金）17時

提出先：法科大学院FD担当

報告者

参 観 日	平成24年 7 月 日
科 目 名	
授業担当者	
○ レジュメ、課題の量・内容等について。	
○ 教員の授業の進め方、学生の理解度の確認などについて。	
○ 学生の準備状況、授業における発言等について。	
○ 授業参観を行って参考になったこと、逆に改善が必要と思われること。	
○ その他（授業参観に関するご意見、ご感想等をお書きください。また授業担当教員と参観者が意見交換を行った場合には、その内容をお書き下さい）	

授業参観は、第一に、他の教員の授業実践から互いに良い点を学び合うことにより、さらには、授業参観報告書において参観者の教員から提案される様々な改善提案を参考とすることにより、授業改善に役立てる目的でなされている。《資料5－1－K 平成24年度前期授業参観報告書 集計》のように、各参観者教員の報告書が取りまとめられて、教授会で資料として配布されることから、参考となる授業実践や、改善提案等を全教員で共有することも可能となる。

資料5-1-K 平成24年度前期授業参観報告書 集計

平成24年度前期 授業参観報告書

科目名	担当者	レジュメ、課題の量・内容等について	教員の授業の進め方 学生の理解度の確認などについて	学生の準備状況 授業における発言等について	授業参観を行って参考になったこと 逆に改善が必要と思われること	その他 (授業参観に関するご意見ご感想等をお書きください。)
基礎憲法	南野 森		判例集を教科書に指定し、質疑を交えながら、判例を丁寧に解説しながら進行していた。	指定範囲を予習してきており、質問に対してはスムーズに答えていたが、一部、質問に答えられない学生もみられた。	判例の理解の仕方につき学説の対立を含めて、客観的に紹介しようとしている点はよかったと思う。時々、ジョークを交えて緊張をほぐしたり、授業への関心を引こうとしていた、ジョークを入れるタイミングの難しさを改めて感じた。	ところどころ聞き逃してしまいましたが、大変分かり易い授業でした。
応用行政法ⅠB	原田 大樹	基本的な論点・判例等をまとめたレジュメが配られていた。図入りで工夫されたレジュメであり、初学者でも予習しやすいように感じられた。情報量も多く、参観前には1回の授業範囲としてやや多いように感じていたが、レジュメが効果的に使用されており、実際に参観してみて特に多いとは思われなかった。また、多少高度な論点までカバーしており、試験直前まで役立つレジュメであると感じられた。	レジュメに沿って授業が進められていた。数名程度指名して質疑応答がされていたが、基本的にはほぼ講義形式であった。 なお、冒頭で中間試験等の講評がされていた。	ほぼ講義形式の授業であったため、学生の準備状況等についてはよく分からなかったが、指名された学生は十分な準備をしているように感じられた。	適宜、司法試験の過去問(論文、短答)に触れられながら、時々、判例の重要部分の指摘や具体的な論述方法についても言及されていた。学生の反応も良く、参考になった。	ほぼ講義形式であったが、授業に集中している学生が多かった。2年生までは講義形式の方が1回の授業の情報量を多くすることができると、双方より効果的なのかもしれない。司法試験を意識した内容で、法科大学院生が臨む授業を実現しているように感じられた。
基礎民法Ⅰ	赤松 秀岳	質量ともに適切であると思います。設問が事前に示されており、重要なポイントが分かるようになっていると思います。また、設問がいずれも重要判例に関連していることが分かるようになっている点も、受講者に親切であると思います。	小テストの時間が3分ということでした。スピーディーに判断する癖を基礎段階からつけさせておくことは重要なことだと思いました。 レポートの設問の趣旨をきちんと説明されている点も重要なことだと思いました。	きちんと予習している学生が多かったように思います。	判例の思考方法をまず学生に考えさせた上で、その限界(学説からの批判のポイント)、さらにそれに対する判例の立場からの反批判のポイントをさらに考えさせるという方法は、非常に参考になりました。 学説に関する質疑の方法が多様で、色々なバリエーションをもって授業が進められていた点が参考になりました。 訴訟法まで視野に入れた問題の関連づけは参考になりました。	

1/8

なお、平成21年度前期から、鹿児島大学法科大学院とFD活動でも連携することとなり、相互に授業参観を実施している。鹿児島大学法科大学院に対しては、九州大学法科大学院の教員に配布されるのと同じ授業参観予定表を配布し、同じ授業参観計画の中に組み込んで、鹿児島大学法科大学院の教員により授業参観が行われている。また、鹿児島大学法科大学院の教員にも、上記フォーマットによる授業参観報告書を提出してもらっている。

さらに、平成23年度前期には、福岡県弁護士会法科大学院協力委員会からの授業参観の希望を当該授業担当者が承諾することを条件に受入れを開始した(4科目に延べ5名の弁護士が参観した)。

2 特長及び課題等

1. 特長

定例の法科大学院 FD、学生による授業評価アンケート、教員による授業参観が FD 活動の三本柱であるが、いずれの企画についても、教員の理解と協力があり、基本的には定着している。

(1) 法科大学院 FD

原則毎月開催され、専任教員が全員参加すべき法科大学院 FD は、教員が法科大学院を取り巻く動向を知り、学生の学修状況を踏まえて、自己の教育の課題を認識し、教育改善に取り組む意識を喚起する場として機能している。さらに、本法科大学院においては、兼任（非常勤）教員も FD に参加するという特色も備えている。

上記のように、定例の法科大学院 FD には、専任（みなし専任を含む）実務家教員も出席するほか、兼任（非常勤）教員の実務家教員も出席する。さらに、3 年次の演習科目等、研究者教員と実務家教員が連携して授業を担当する科目においては、教材作成や授業の方法などをめぐって、個別科目における FD 活動がなされている。これらを通じて、例えば、実務家教員が授業方法を経験豊富な研究者教員から学び、また、研究者教員が実務法曹養成のための教育において必要なものを学ぶ等、授業をめぐる、研究者教員と実務家教員の交流も実現している。

(2) 学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートについては、意見の「言いつばなし」に終わっているという学生の意見に対応して、各教員の「コメント」公表によるフィードバックを導入するなど、制度そのものの見直しも行っていることが特色である。

(3) 教員による授業参観

授業参観については、鹿児島大学法科大学院の教員や非常勤教員による授業参観が行われていることが特色である。

2. 課題

(1) 法科大学院 FD

毎月定例で行われていることから、議題の定例化や画一化を防ぐために、今後は、外部講師を招聘して研修会を行うなど新たな企画も検討している。

(2) 学生による授業評価アンケート

最近では、学生の自由記述欄の意見を見ると、本来の趣旨を外れたものが目立つ傾向にある。そのため、平成 21 年度から、授業改善に役立つ意見のみを記入するように、アンケート用紙に明記したが、あまり変化は見られていない。このことが、教員がアンケートと正面から向き合う妨げになっているのではないかと危惧される。

教員がアンケートの結果を実際の授業改善につなげるサイクルをさらに有効に機能さ

せるためには、引き続き工夫が必要である。

（3）教員による授業参観

授業参観についても、その定着化は、同時に形骸化の危険性を伴う。この点は、例えば、授業参観者と授業担当者が、意見交換を行う、それぞれが互いの授業を見て、授業改善について話し合うなどの方策が考えられるが、他方で、教員の負担を過度に増大させることのないような配慮が必要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院の養成する法律家像

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家」を養成することを目標としている。

（2）アドミッション・ポリシーの前提となる教育理念・目的

本法科大学院は、「法科大学院制度」の基本的な枠組を呈示した『司法制度改革審議会意見書』の基本的な考え方に共鳴し、次のような教育理念に立っている。

① 司法制度改革を支える法律実務家育成の理念

法律実務家の養成が、九州大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての司法改革の中核に位置する法律実務家養成に貢献することによって、大学の新たな社会的役割を創出する。

② 新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念

21世紀のグローバル化の中で、社会が求める新しい法律実務家像を追求するとともに、その基盤を形成するためにプロセスを重視した養成課程の創設を目指す。

③ 教育連携及び公益弁護活動の推進の理念

法化社会の形成に寄与し、九州全域を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、九州・沖縄地域の他大学法科大学院や弁護士会と連携するとともに、公益的な弁護活動を支援できる体制を構築する。

このような教育理念から、公平性・開放性・多様性を旨とした法科大学院における法律実務家養成過程を具体化するために、特に次の4点に配慮している。

① 公平性と多様性の重視

入念な入試制度により、様々なバックグラウンドと高いモチベーションを持つ法科大学院生を広く受け入れ、総合大学という基盤を活かし、多様な専門領域の教員陣により、学生が体得しかつ選択可能な多種多様の学識を提供する。

② 社会的文脈の重視

法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法理論教育の修得の機会を前

提として、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務を架橋するとともに、法律実務家が社会の中でどのような役割を担っているかを体感できる実務教育体制をも整備する。

③ 法科大学院間の連携の重視

九州における基幹大学としての役割を担い、福岡県下の3法科大学院との教育連携だけでなく、九州・沖縄地域の3法科大学院との教育連携をも重視する。

④ 財政支援の重視

公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する奨学金による財政支援プログラムを確立する。

本法科大学院では、このような教育理念の下で、人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家（後述）の養成を、教育目的としている。

（３） 本法科大学院のアドミッション・ポリシー

本法科大学院は、上記のような本法科大学院の教育理念・目的に対する理解と共感を有する者を、公平性・開放性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミッション・ポリシーとしている。これは、具体的には、以下の諸点からなる。

第1に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。なお、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは行っていないが、入学者選抜における評価項目について絶えず工夫し、特に書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になるよう配慮している。

第2に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学者選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施する。

第3に、選抜の際には、本法科大学院の養成する法律家像、教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の4点に関する資質の有無を判断する。

- ① 法律実務家を志す明確な動機があること。
- ② 人間に対する暖かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。
- ③ 広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。
- ④ 複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。

（４） アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院の教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、本法科大学院のWebサイト及びパンフレット等に掲載している。（URL：http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_02_02.html）

また、学外の法科大学院進学相談会への積極的参加、学内説明会の実施により、入学志願者に対する学生受入れ方針等の周知を図っている。

以上の方法で、本法科大学院の理念・教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者の選抜方法等に関しては、広く公開されている。【解釈指針6-1-1-1】

基準 6－1－2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2に係る状況）

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うに際しては、運営委員会の入学試験担当主幹委員及び入学試験実施委員会が中心となり、教員スタッフ全員が関わり、入学者受入に関する情報を共有し、法科大学院全体として責任をもって入学者受入に係る業務を行っている。《資料 6－1－A 法科大学院入学試験実施委員会規程》

また、職員に関しても、法科大学院事務室に配置されている教務助手 1 名、教務課所属の専門員 1 名及び専門職員 1 名が、教員と緊密な連絡を取りながら、入学者受入に関する事務手続を組織的・計画的に処理している。

入学者受入について、毎年度の具体的な入試実施計画については、入学試験担当委員が運営委員会へ提案し、承認を得た後、さらに教授会で承認を得る手続きをとっている。毎年度改訂される「学生募集要項」についても、上記の手続きを経るようにしており、内容だけでなく、文言についても、幾重にもチェックされる。

他方で、入学試験の出題や監督の担当者については、個別文書を通じて依頼するようにしており、依頼が確実に伝達されるように、また、担当者が誰かについての情報が外部に漏れないように、細心の注意を払っている。

入学試験問題については、事務職員だけでなく、最終的に入学試験担当委員と執行部で最終確認することとしている。

さらに、入学者の決定は、執行部及び入学試験担当委員が原案を作成し、まず運営委員会へ提案し、承認を得た後、最終的に、教授会において教員全員の承認を得て行っている。また、原案作成から教授会の承認までの過程において、事務職員等により何度も入念にチェックが行われている。

そして、平成24年度の入試からは、福岡会場だけでなく、関東及び関西でも出張入試を実施するため、事務方も交えて入念な打合せや、監督者等を集めてのミーティングを計画しているほか、FDを開催し、入試における審査の在り方、基準等について共通認識を深める努力も行っており、これらも入学者選抜の責任ある実施に寄与するものと考えている。

このように、本法科大学院では、入学者受入にかかる業務につき、事務職員、教員、入学試験担当委員、執行部、運営委員会、教授会がそれぞれの責任を明確にする形で関与する手続が確立しており、責任ある体制が構築されている。

資料 6－1－A 法科大学院入学試験実施委員会規程

入学試験実施委員会規程

1. 九州大学法科大学院に、法科大学院入学試験の実施計画及び実施体制の業務を執り行うことを目的として、入学試験実施委員会を設置する。
 2. 入学試験実施委員は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 運営委員会の入学試験担当主幹委員及び補佐委員
 - (2) その他、法科大学院長が指名する者若干名。
 3. 入学試験実施委員会に委員長を置くものとし、運営委員会の入学試験担当主幹委員をもって充てる。
 4. 入学試験実施委員会委員長は、法科大学院教授会において、入学試験の実施に関する事項について報告を行う。
 5. 入学試験実施委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。
- 本規則は、平成18年4月1日をもって施行する。
- 本規則は、平成19年4月1日をもって施行する。
- 本規則は、平成20年4月1日をもって施行する。

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

（１） 入学者選抜試験を受ける公正な機会

入学者選抜において、本学の法学部に在学、卒業した者（以下「自校出身者」と言う。）に対して、何らの優遇枠は存在せず、事実上の優遇も行われていない。この点に関しては、《別添資料 13 法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ》に基づき、出題者に対して、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しないよう周知徹底している。また、学部教育において、本法科大学院入学のための特別な受験指導も行われていない。このことについても、入学者選抜実施に際しての注意事項として、入学試験実施委員会が教授会においてアナウンスし確認している。《資料 6－1－B 試験、成績評価及び入学試験における留意事項(抜粋)》

資料 6－1－B 試験、成績評価及び入学試験における留意事項(抜粋)

試験、成績評価及び入学試験における留意事項

記

2. 入学試験について

入学者選抜試験の実施にあたり、自大学出身者に対する優遇措置（法科大学院入学のための特別な受験指導など）を行わないこと。

（以 上）

出典：平成 19 年 7 月 11 日教授会資料

（２） 九州以外の受験生に対する受験機会の配慮

本法科大学院は九州に位置することから、入学志願者は九州の出身者であるか、あるいは現在の実家が九州にある者が多く見られるが、広く全国各地から入学者を受け入れるべく、第 1 次選抜（論文試験）を、平成 17 年度には東京で、平成 18 年度は東京及び京都で行った。しかし、既修者認定試験の会場を本法科大学院とせざるを得なかったことから、受験者数は伸びなかった。そこで、平成 19 年度のカリキュラム改革を機に、入学者選抜に関しても、第 1 次選抜を書面審査として、九州以外に住む受験生が福岡まで足を運ぶ負担を軽減させ、実質的な受験機会の平等を図ることにより、志願者の確保に努めた。

さらに、平成 23 年度に実施する平成 24 年度の入学者選抜からは、関東（平成 24 年度及び 25 年度は東京大学を試験会場とする）、関西地区（同京都大学）における入学試験を実施することにより、広く全国から優秀な受験者を確保するように努力すると同時に、九州以外の受験生に対して配慮している。

（３） 九州以外の受験生に対する情報提供

また、本法科大学院の入学選抜試験に関する情報提供に関しても、九州以外の受験生に対する地域格差が生じないように、本法科大学院の Web サイトにおいて、アドミッション・ポリシーや学生募集要項（試験の配点比率を含む）、過去の試験問題（ただし法学専門試験問題のみ）、成績結果などを公開しており、また、九州地区だけでなく関東、関西でも説明会を開催して、受験生に対するきめ細かい説明と質疑応答を行っている。特に平成 24 年度以降の入試においては、これまで、資料送付のみによる形で参加していた、関東及び関西地区の入試説明会において、教員を派遣しブースで直接相談に応じることができる体勢をとっており、これらの地域の受験生に対する情報提供をさらに前進させている。

（４） 寄付

本法科大学院は、入学生に対する寄付の募集を行っていない。よって、寄付の有無が、入学選抜において考慮される余地はない。

（５） 身体に障害のある受験生に対する受験の機会の確保

本法科大学院では、身体に障害を有する入学志願者に対し、受験の機会を確保するために、学生募集要項において事前相談に係る内容を明記している。

平成 19 年度入学選抜に際し、1 名の車いすによる受験希望者があり、願書提出前に修学可能性に関する問合せを受けたため、実際に来学していただき、法科大学院の施設・設備等を検分していただいたほか、試験の条件等について説明を行った。当該受験希望者は、結果的に出願には至らなかったが、受験が可能であることを認識した上での願書不提出であった。また、平成 22 年度、24 年度及び 25 年度入学選抜に際しても、来学までには至らなかったが、障害を持つ受験希望者の問合せがあり、運営委員会で受入れの可能性について検討し、また、予算措置を伴う場合等必要に応じて本部とも協議している。このように本法科大学院では、可能な限り障害を持つ受験希望者にも受験機会を確保するように組織的対応を行っている。

【解釈指針 6－1－3－1】

基準 6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本法科大学院では、入学者選抜に当たり、適性試験を用いて、法科大学院における教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を、以下に述べるとおり、適確かつ客観的に評価している。【解釈指針 6－1－4－1】

本法科大学院では平成 24 年度入学者選抜以降、第 1 次選抜において、100 点満点中、学部成績に 20 点、適性試験に 50 点、成績証明書以外の書類選考に 30 点を配点している。

平成 23 年度入学者選抜では、同学部成績 20 点、成績証明書以外の書類選考 20 点、適性試験 60 点の配点としているため、適性試験の比率が下がったように見える。しかし、平成 24 年度入学者選抜では、広く全国から優秀な受験者を一人でも多く確保するため、福岡会場の他、関東及び関西でも入学試験を実施することとの関係上、面接試験を実施しないものとした。その結果、面接試験の配点 100 点がなくなり、他方で、未修者については、第 1 次選抜の書類審査を 200 点、論文試験を 250 点、合計 450 点満点としている（平成 23 年度入試では、第 1 次選抜 200 点、論文試験 300 点、面接試験 100 点の 600 点満点）。したがって、適性試験の総点に対する比率は、平成 23 年度入試の $120/600=20\%$ に対して、平成 24 年度入試では、 $100/450=22.2\%$ となっている。

また、面接試験を実施しないため、既修者についても、平成 24 年度入試は、第 1 次選抜 100 点、法学専門試験 350 点の合計 450 点満点となっている（平成 23 年度入学者選抜では、第 1 次選抜 100 点、法学専門試験 400 点、面接試験 100 点の 600 点満点）。したがって、適性試験の総点に対する比率は、平成 23 年度の $60/600=10\%$ に対して、平成 24 年度入試では $50/450=11.1\%$ と、ここでも大きくなっている。

このように、本法科大学院では、入学者選抜の方法を工夫する中で、常に適性試験を重視している。

適性試験の点数に関し、平成 24 年度入試までは、統一的な最低基準は設定していなかったが、適性試験の点数が著しく低い者（適性試験の結果が下位 15% 未満の者）が入学しないようにするため、書類審査の基準において考慮してきた。さらに平成 25 年入試からは適性試験の点数が、適性試験総受験者の下位 15% の点数に満たない者には、入試の資格を与えないこととし、その旨を募集要項に明示した。

なお、平成 25 年度入試の合格者の中に、上記の基準に満たない者はいなかった。

上記のように、本法科大学院では、適性試験を重視し、かつ適性試験の成績の著しく低い者が入学しないように入学者選抜を運用しており、適性試験を適切に利用している。

【解釈指針 6－1－4－2】

基準 6－1－5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5に係る状況）

本法科大学院では、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、法学部卒業生等のためだけではなく、社会人（新卒者及び卒業後引き続き司法試験準備に従事した者を除く者）・他学部出身者にも広く門戸を開放している。また、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることはしていないが、入学者選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になり得るように、配慮している。具体的には、以下のとおりである。

本法科大学院では、出願時の提出書類として、適性試験の結果、出身大学の成績証明書、志望理由書以外に、①活動報告書、②職業経験報告書、③外国語能力証明書、④職業資格証明書を任意に提出できる書類としている。

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が適切に評価できるよう、外国語の能力を証明する検定試験や各種資格試験の証明書を有する場合には、その証明書を任意で提出できることとしている。また、ボランティア活動等社会活動の経験がある場合には、その内容及び法科大学院希望との関連について、活動報告書としてまとめたものを、任意に提出することができることとしており、それらの書類は評価の際に考慮されている。なお、大学の成績証明書に関しては、法学関係の講義の受講の有無その他の事情は、一切考慮せず、法学部在学者と法学部以外の学部在学者とを区別しないよう配慮している。

社会人等に関しては、上記多種多様な書類の提出を認めることにより、多様な実務経験及び社会経験を有する者を適切に評価できるよう配慮している。

特に、平成23年度入学者選抜から平成24年度入学者選抜までの改善点として、以前までの「社会活動報告書」を「活動報告書」として、法科大学院志望との関連でより様々な活動について記載して提出できるものとした。平成24年度入試に当たってはその評価を重視することとしたが、これは、学部から直ちに進学してくる者だけでなく、学部卒業後の者よりも人生経験の豊富な社会人が様々な活動を記載して提出できるように配慮したものである。また、第1次選抜の配点比率において、上記のように総点の中で適性試験の比率を高めるとともに、書類審査の配点を平成23年度入試の20点から平成24年度入試の30点へと高めたことも、社会人受験者が積極的に志願してくるようというメッセージである。

過去の入学者の状況を見ると、平成22年度までは（平成21年度を除き）、入学者の3割以上を、社会人もしくは他学部出身者が占めていた。平成23年度は、全入学者79名のうち、社会人13名、他学部出身者3名という結果となったものの、平成24年度は、入学者71名のうち、社会人14名、他学部出身者7名となり、社会人もしくは他学部出身者の割合は29.6%となった。今後とも第1次選抜における学部成績・適性試験の結果

以外の任意提出書類の評価基準の見直し等のほか、社会人・他学部出身者を受け入れやすくする方向での改革を引き続き検討することとしている。【解釈指針6－1－5－1】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本法科大学院の1学年の入学定員は平成24年度まで80名、平成25年度から70名、収容定員は230名であり、平成25年4月1日現在の在籍者は175名である。

在籍者数が収容定員を上回らない常態を保つため、本法科大学院では、以下の点に配慮している。

(ア) 入学者選抜における配慮

入学者選抜にあたっては、入学者が、入学定員に等しいかまたはそれを若干下回るような人数になるような配慮を行っている。具体的には、平成17年度以降、前年・前々年の歩留率を参考に合格者数を決定し、平成25年度入試を除き入学定員に近い入学者数を確保している。

(イ) 在学者の単位取得に関する配慮

未修1年次では最大36単位まで履修でき、28単位以上を取得すれば2年次への進級が可能になるため、1年次に配当されている法律基本科目（必修科目）28単位について最大4科目（8単位）まで落としても2年次に進級する可能性が残されている。この場合には、例えば、基礎憲法、基礎行政法、基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱ（のいずれか）の単位を修得できずに2年次に進級した場合、これら科目と応用憲法Ⅰ、応用行政法Ⅰ、応用民法Ⅰを2年前期で履修することとなる。こうした学生に対しては、2年次の履修に影響が出ないよう、担当教員が学修指導を通じて、学修上の配慮を行うことを法科大学院教授会で決定している。《資料6-2-A 低年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに高年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ》

また、上記の学修指導が適切になされることを担保するため、上記の学修指導を行った教員は、FDの場で報告するものとしている。

資料6-2-A 低年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに高年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

低年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに
高年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

[平成19年11月14日 教授会決定]

[平成25年 4月17日 教授会改正]

1年次に配当されている法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに2年次へ進級した

学生に対しては、2年次の履修に影響のないよう、担当教員が以下の学修指導を行うこととする。

1. 授業開始前に1年次科目の担当教員と当該科目と関連する2年次科目の担当教員との間で、当該学生に関する学修状況に関する意見交換、情報伝達の会合を持つこと。
2. 2年次科目の担当教員が当該学生と履修上の相談を目的に、面談の機会を持つこと。
3. 上記1. 及び2. の状況について、2年次科目の担当教員が法科大学院運営委員会に報告すること。
4. 2年次に配当されている法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに3年次に進級した学生に対する学修指導も同様とする。

（出典：平成25年4月17日教授会資料）

こうした学修指導により、2年次以降における無理のない単位取得を可能とし、3年間の法科大学院修了、在籍者増加の防止に努めている。

（ウ） 休学者・留年者に対する配慮

休学者や原級留置者が増加した場合にも、3年間の修了が困難となり、在籍者数が増加することになるが、担当教員制度（教員チューター制度）を採用し、学生が、学修や生活についての相談や助言を教員に求めやすい体制を整えることなどにより、休学者・留年者が増加しないための工夫を行っている。【解釈指針6－2－1－1】

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

本法科大学院の平成 22 年度入試から平成 25 年度入試までの、志願者、合格者、入学者の数は、《別紙（様式 2） 学生数の状況》のとおりである。

各年度の入学者数は、平成 25 年度入試を除き入学定員を若干上回る（または下回る）数値となっているが、これは、前年・前々年の歩留率を参考に合格者数を決定し、入学定員に近い入学者数を確保することに努めているためである。

以上のように、本法科大学院では、各年度の入学者選抜において、実際の入学者と入学定員との間に大きな乖離は見られなかったが、平成 25 年度入試において入学者数（50 人）が入学定員（70 人）を大きく下回ったため、志願者確保へ向け、基準 6－2－3 に述べるような取組（いわゆる飛び級入試の導入、長期履修制度導入の検討）を行っているほか、入試合格者の定着率向上に向けた取組として、基準 7－2－1 に述べる取組（優秀入学者若干名に対する本法科大学院独自の経済的支援）をすでに行っている。

基準 6－2－3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準 6－2－3 に係る状況）

本法科大学院の平成 21 年度入試から平成 25 年度入試までの、競争倍率は、《別紙（様式 2）学生数の状況》のとおりである。

近時、全国的規模において、法科大学院の入学者定員の削減の社会的要請があることから、これを教育内容の改善という方向で捉え、また、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況、本法科大学院の将来構想等を総合的に考慮し、適正な入学定員の規模と在り方について検討した結果、平成 22 年度の入学者選抜から一学年の定員をこれまでの 100 人（未修者 50 人、既修者 50 人）から 80 人（未修者 30 人、既修者 50 人）とし、さらに平成 25 年度入学者選抜からは、一学年の定員を 70 名（未修者 25 名、既修者 45 名）とすることを決定し、入学定員の変更に伴う入試制度の改革改善のため、カリキュラムと入試制度の検討を行った。

平成 23 年度入学者については、志願者が減少し競争倍率が下がり、受験倍率が若干ではあるが 2 倍を割ることとなった。これに対処し、平成 24 年度入試から福岡会場だけでなく、関東、関西における入試を実施し、平成 25 年度入試からは、いわゆる飛び級入試（大学に 2 年以上在学し、3 年次終了までに、卒業に必要な単位を 112 単位以上修得する見込みがある者で、かつ優秀な成績を修めたと認められる者について、事前審査を経た上で出願資格を認めるもの）を導入した。

また、意欲があるにもかかわらず、時間的制約等から入学を断念している社会人などを念頭に、長期履修制度について検討を開始した。【解釈指針 6－2－3－1】

2 特長及び課題等

1. 特長

「人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家」という本法科大学院が養成することを目指す法律家像は、今日でも、なお本法科大学院の特色である。このような目標とする法律家像と、平成13年の「司法制度改革審議会意見書-21世紀の日本を支える司法制度-」の理念裏付けられた本法科大学院の教育の理想、そして、そのような法律家を目指す志のある者を広く受け入れるための、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、今後も引き続き、本法科大学院の特色として、維持していきたい。あるいは理想主義にすぎると言われるかもしれないが、それでもそのような弱者の痛みを理解でき、幅広い視野から、専門知識を生かし、社会に生起する様々な問題と取り組むことのできる法律家を全国に、地域社会に輩出していくことが、引き続き本法科大学院の堅持する目標である。

2. 課題

しかし、他方で、本法科大学院だけでなく、全国的な法科大学院を取り囲む環境の変化から、いくつかの課題も存在する。

特に、平成23年度入学者選抜においては、受験倍率が若干ではあるが2倍を割ることとなった。

そのため、入学試験等検討委員会を設置し、今後の改善方策について検討することとなった。入学試験等検討委員会、運営委員会、FD、教授会で熱い議論を重ねた結果、平成24年度入学者選抜においては、入試日程を11月第2週とし、福岡会場のほか、関東及び関西に入試会場を設ける等、大幅な入試改革を行った。さらに、配点の変更、試験時間の変更（スリム化）、提出書類と審査方法を充実させる反面、面接を実施しないなど、入学者選抜の機能を適切に発揮しつつ、受験者から見て受験しやすい環境づくりにも努力した。

これらの改革の結果を継続的に検証しつつ、志願倍率の増大・維持へ向けて、改善を重ねたい。

なお、併願入試は、多くの志願者を集める上でこれまで大きな効果を発揮してきたので、今後も維持していきたい。

上記の入試方法の改善について、特に、平成24年度入学者選抜では、面接を実施しないとすることについては、教授会において賛否両論があった。結局、面接を実施しないとする一方で、第一次選抜における書類審査については、運営委員会で行っていた従来の運用を改め、教授会構成員全員でチームを組み、時間をかけてじっくりと提出された書類を読み、面接を実施しない分第1次選抜を慎重に行う体制を組むこととした。また、書類審査の基準等について、FDの場で議論し、共通認識も深めるようにしている。

面接を実施しない入学者選抜で、このような試みが、適切な人物を選抜することに成功しているかどうかは、今後平成24年度以降の入学者選抜の結果を見て、検証していく

こととなるが、その結果を踏まえて、より良い入学者選抜へ向けて改善を重ねていきたい。

上記のように、今後の入試制度の改革・改善により、適切な競争倍率を維持し、「温かい眼差し」を持つ法律家の養成という本法科大学院の教育目標に共感し、かつ、優秀な人材を集めることができるかどうかについて、今後の推移を見守る中で、適正な入学定員についても検討することになるであろう。その際、本法科大学院の教育が効果を最大限に発揮できるようなクラス規模がどの程度のものか等、入試だけでなく教育の観点からも検討しなければならない。この問題は、九州地区の法科大学院の適正な配置という観点からも検討が必要となる。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

(1) 教育理念・目的に照らし適切なガイダンスの実施

本法科大学院では、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果を上げるために、三つの標準的な履修モデルを用意するとともに《前掲資料2-1-A 履修モデル》、学生便覧にも記載して、自律した総合的判断力を持つ法律実務家を養成するという教育目的に照らし、適切なガイダンスを行っている。

また、きめ細かな教育を実践することを目的とする本法科大学院においては、これを実現する手法として、専任教員による担任（チューター）制度を実施しているほか、オフィス・アワーを設け、法学未修者並びに既修者に対して、その学修進度に応じた個別的な指導を行っている。さらに、本法科大学院が独自に開発した「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実したものとしている。

なお、これらを通じて得られた学生の学修進度に関する情報は、適宜、教授会やFDの場において開示・共有され、これに基づいて、学生全体ないしは当該学生に対して、更なる履修指導が行われている。【解釈指針7-1-1-1】

(2) 入学者に対するガイダンスの実施

本法科大学院では、入学式当日に、入学者に対するオリエンテーションを実施し、本法科大学院の教育理念、目的等を伝達するほか、入学当初から効果的な学修を行うため必要となる事項（履修方法、進級条件、成績評価方法、オフィス・アワー、チューター制度、学修室の利用、法科大学院図書室の利用、全学相談窓口等）についての説明を行っている。

また、法学未修者が、1年次に配当される法律基本科目の学修を適切に行うため、入学前に主に未修者を対象とした事前の学修指導として、「法学未修者のための入学準備ガイダンス」を開催し、全く法学を学修したことのない者に対して、入学前の一定の日時（平成25年度入学者に対しては2月16日に実施）に、教務担当の教員が中心となり、六法の使い方に始まり、法的なものの考え方や各法領域の概観、学修の方法などについて講義形式で指導している。【解釈指針7-1-1-2】

(3) 専任教員による担任（チューター）制度

本法科大学院では、専任教員による担任（以下、チューター）制度を実施している。

各専任教員は、10名前後の学生のチューターとして、日常的に担当学生の修学指導を始め、修学相談や生活相談を行っている。チューター会合を開催して、担当する学生の指導や相談を行うほか、年次やコースの異なる学生に交流の場を提供している。

各チューターは、担当学生が奨学金の貸与や返還免除を申請する際に、推薦者として担当するほか、学生の休学や退学の際には該当学生との面談を実施している。また各チューターは、後学期には担当する学生と学修支援を兼ねた個別面談を実施している。その後、各チューターは個別面談の結果を報告書として作成し、報告書は法科大学院FDにおいて参考資料として活用されている【解釈指針7-1-1-3】

（４） オフィス・アワー

本法科大学院では、オフィス・アワーも実施している。

各教員のオフィス・アワーの日時や面談の予約の方法は、「マイデスクトップ・ポータル」に明記されており、シラバス及び1年次のオリエンテーションにおいて学生に告知されている。

オフィス・アワーの時間帯に関しては、各教員が任意に設定しているが、時間を問わず相談を受け付ける教員もいる。

場所に関しては、各教員の研究室で行う場合も多いが、授業終了後、学生がすぐに相談しやすいよう、オフィス・アワーを授業終了直後に設定し、授業の行われた法科大学院講義棟内にある「研究室」（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋）で実施する例も複数存在している。【解釈指針7-1-1-4】

（５） 教育補助者による学修支援体制

本法科大学院では、教育補助者による学修支援体制の一環として、（ア）ティーチング・アシスタントの任用、（イ）本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援の実施、（ウ）法務研究員制度の導入を行っている。

（ア） ティーチング・アシスタント

本法科大学院では、法科大学院設置初年度（平成16年度）より、ティーチング・アシスタントの制度を導入している。これは、教員より要望のあった専門科目に関してのみ、本大学院法学府の博士後期課程ないしは修士課程に在籍する大学院生、あるいは本法科大学院の上級生を任用するもので、任用は、原則的に、担当教員の推薦による。ティーチング・アシスタントの職務内容は、専門科目のレポートや答案の添削、授業における教員の補助、教材の整理やコピー、専門科目に関する修学相談や修学指導をはじめとした種々の教育補助であり、学生は、学修上・生活上の相談を、教員だけでなく、ティーチング・アシスタントに求めることができる。

（イ） 本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援

本法科大学院では、本法科大学院の修了者を実務家助教として活用しており、通常の講義・演習の教育補助を行うだけでなく、在学生の学修相談を行うほか、生活面の相談にも応じている。

（ウ） 法務研究員制度

本法科大学院は、大学院を修了し、司法試験に合格するまでの期間、自学自修の場が失われることを考慮し、学修をサポートするため、本学附属図書館あるいは本法科大学院附設のリーガル・クリニック・センターが利用できるよう、修了者に対して法務研究員の資格を付与している。この法務研究員は、修了者に対する資格付与による学修支援体制の整備という役割のほかに、下級生である在学生に対する教育補助者としての役割も担っている。5月の司法試験受験の後、9月の合格発表までの間、修了生は比較的手が空くため、その間の実力低下を避けることも兼ねて、後輩である在学生に対する学修指導を積極的に行っており、また、在学生と教員との間を結ぶ重要なパイプ役にもなっている。法務研究員の資格は、基本的には法科大学院修了者全員が、申請により取得することができる。【解釈指針7－1－1－5】

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

(1) 学生に対する経済的支援

本法科大学院では、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、奨学金の紹介や推薦を行っている。

主要な奨学金としては、「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金制度があり、本法科大学院では、学内の掲示板や Web サイト (URL:

<http://www.kyushu-u.ac.jp/student/life/scholarship/jasso-scholarship.php>)

などを通じて、これを学生に広く紹介し、学生の申請に際して推薦を行っている結果、学生の多くが奨学生として採用されている。《資料 7-2-A 在学中の経済的支援》

資料 7-2-A 在学中の経済的支援

制度 (年度)	申請者数	採択者数
入学料免除 (H24 年度)	23 名	半額免除者 3 名、 9 月 30 日までの徴収猶予者 5 名
授業料免除 (H24 年度)	134 名 (全学年及び前後期通算)	半額免除者 95 名 (全学年及び前後期通算)
日本学生支援機構奨学金 第 1 種学資金〔無利子〕 (H24 年度)	35 名 (全学年通算) * 備考参照	28 名 (全学年通算)
日本学生支援機構奨学金 第 2 種学資金〔有利子〕 (H24 年度)	16 名 (全学年通算) * 備考参照	16 名 (全学年通算)
日本学生支援機構奨学金返還免除〔特に優れた業績による〕 (H24 年度)	10 名	未定

(備考 * は、いずれも全申請者のうち、書類選考を通過した者の数)

また、経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる入学者には入学料免除の制度があり、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を対象とした授業料免除の制度も設けている。

さらに、平成 25 年度から入学手続きを完了した入試成績等の優秀者 (以下、「優秀入学者」) を顕彰する制度を導入している。優秀入学者を顕彰することによって、更なる修学意欲の昂進と本法科大学院独自の経済的支援を行うことが、本制度の目的である。

具体的な内容は、優秀入学者に対する特別奨学金（一時金）の授与と法務学府奨励賞の授与である。とりわけ本制度における経済的支援としての特別奨学金は、入学料相当額を授与するものである。本制度による顕彰者は、毎年、既修コース並びに未修コース若干名を予定している。【解釈指針7－2－1－1】

（２） 生活面に関する相談・助言・支援体制

本法科大学院において、学生の生活面に関する相談・助言・支援の根幹となっているのは、チューター制度である。そもそもチューター制度は、単に学生の学修面における指導だけでなく、生活全般に関する相談・助言をも行うことを目的として設けられたものである。学生は、担当のチューターとの会合において、あるいはメールを通じて、生活面に関する個別的な相談を申し込み、チューター側では、これに応じて適宜個別面談を行う態勢が整えられており、学生の相談内容に応じて臨機応変に対応することによって、適切な助言や支援が可能になっている。また、チューターだけでは対応できないような場合には、学修面での相談の場合と同様、FD の場において対応を協議するようにしている。

その他、本法科大学院では、各種ハラスメントに対応する全学組織や、学生のメンタルヘルスの相談機関との間の連絡体制も整えており、後者に関しては、学生生活・修学相談室においてカウンセラーによる相談が受けられ、健康科学センターで医師による相談を受けられる。またチューターは、担当学生らとの会合や、本人の直接の相談などによって、専門的な助言や支援が必要と判断した場合には、九州大学内の機関である各種ハラスメント相談室や健康科学センターを紹介するようにしている。【解釈指針7－2－1－2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、身体に障害のある者に対して、(1) 修学のための施設・設備の整備充実、(2) 修学上の支援体制の整備に努めている。

(1) 修学のための施設・設備の整備充実

本法科大学院の建物に関しては、その設計段階から、身体に障害のある学生の修学のために必要な、基本的な施設及び設備の充足の視点が盛り込まれており、玄関までのアプローチに細かい傾斜を設けること、車いすのまま使用できる専用トイレの設置することなどは、建築当初より実施済みである。《別添資料 14 九州大学法科大学院棟平面図》また、障害者用エレベータ設置のためのスペースも予め確保されており、身体に障害のある学生の入学が確実にになった段階で、予算措置を講じた上、エレベータを設置できる状態にある。

(2) 修学上の支援体制の整備

身体に障害のある学生に対して支援を行う体制（専門の支援組織、支援室、専門のカウンセリングスタッフ等）については、平成 19 年度に 1 名の車いすによる受験希望者があったこともあり、将来に向け、運営委員会を中心に検討を行っている。なお、健常者の学生が、一時的な病気・怪我により、学修面・生活面において困難を強いられる状態は、これまでに数度存在し、そのような学生に対して、定期試験につき、追試験の実施や別室による受験などの特別の措置をとる体制が、すでに組織的にでき上がっている。また、通常授業に関しても、運営委員会より、受講科目の担当教員に対して、修学面での特別措置を依頼したこともあり、これらの点を、身体に障害のある学生が入学した場合の支援に活かしたいと考えている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

法科大学院制度が、法曹養成機関であり、学生のほぼ全てが司法試験を受験することから、本法科大学院においては、一般的な就職支援に関する特別の窓口を設けておらず、チューターの教員等が個別に学生からの相談に応じていたが、組織的に学生の進路に関する相談に対応するため、法科大学院に就職支援委員会を設置し、大学院生のために一般的な就職支援を行う九州大学キャリア支援センターと連携して、就職を希望する学生には就職情報を積極的に提供している。《資料 7-4-A 九州大学法科大学院就職支援委員会規程》また、エクスターンシップや弁護士会との懇談会などを通じて、実務家との交流を図ることにより、就職情報の取得などの機会を適宜提供している。

資料 7-4-A 九州大学法科大学院就職支援委員会規程

九州大学法科大学院就職支援委員会規程

[平成 24 年 4 月 11 日 教授会附議]

1. 九州大学法科大学院に、学生の進路選択のために必要な情報の収集・管理・提供を目的として、就職支援委員会を設置する。
2. 就職支援委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 運営委員会の就職支援担当主幹委員及び補佐委員
 - (2) その他、法科大学院長が指名する若干名
3. 就職支援委員会に、委員長を置くものとし、運営委員会の就職支援担当主幹教員をもって充てる。
4. 就職支援委員会委員長は、法科大学院教授会において就職支援に関する事項の報告を行う。
5. 就職支援委員会は、必要が生じたときに、随時開催するものとする。

（附則）

- ・本規則は、平成 24 年 4 月 1 日をもって施行する。

特に就職情報に関しては、法曹三者、法律家諸団体、自治体、企業、同窓会などからの就職情報を収集し、学生に提供する体制を整備することを、法科大学院の中期計画に掲げ、設置年度より取り組んでおり、各教員が個別に入手した雇用情報について、教授

会において意見交換を行っているほか、企業法務関係のエクスターンシップ受入れ先との懇談会を行い、法科大学院修了後の学生受入れの可能性について状況を把握している。このようにして得た情報は、「マイデスクトップ・ポータル」を利用して学生に提供できるようにシステムを整備しており、修了生にも「マイデスクトップ・ポータル」の利用を認め、修了後も学生と連絡を取り、法科大学院修了後の学生からの情報提供が可能となるよう、環境を整えている。

このほかにも、学生の進路決定に必要な情報の入手先としては、九州大学出身の法曹組織である支援会のほか、福岡県弁護士会も、福岡県下の法科大学院生との間で交流の機会を設けており（「法科大学院生と弁護士との懇談会」平成 25 年 2 月 28 日実施）、法科大学院の運営委員会・教務委員会・事務室並びに九州リーガル・クリニック法律事務所に所属し弁護士登録をした法科大学院教員は、こうした法曹団体と学生との間を結ぶ橋渡し役を務めることによって、オフィス・アワーなどを通じて、学生が、将来の進路につき、実務家から直接助言・指導を受ける機会を設けている。

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 学修・生活支援のための人的システム

本法科大学院では、学生が在学期間中に課程の履修に専念し、教育課程上の成果を上げるために、入学前には、①法学未修者を対象とした事前の学修指導、入学時には②三つの標準的な履修モデルの提示等によるきめ細やかな履修ガイダンスを実施しており、入学後には、③教員自身が担任となるチューター制度、④学生の利用のしやすさ（時間制限を設けない、あるいは授業終了後に法科大学院の建物内で行うなど）に配慮したオフィス・アワー、⑤本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援、といった多種多様な手法を通じて、学生の学修上並びに生活上の支援を組織的・制度的に行っている。さらに、これらを通じて学生から得た学修上・生活上の問題点は、FD の場で取り上げられることにより、教員間で情報を共有するとともに、組織的な対応を行っている。

(2) 学修・生活支援のための物的システム

一方、学修・生活支援の物的システムとしては、後述（第10章）のとおり、学生による法科大学院棟の利用（学修室や法科大学院図書室の利用）が24時間可能である点が大い。

次に、他の法科大学院にはない独自の物的システムとして、本法科大学院のために特別に開発された独自のシステムである「マイデスクトップ・ポータル」の存在を挙げることができる。このシステムは、本法科大学院の学生（利用範囲は限定されるが修了生を含む）と教職員だけが、外部からの侵入を許さない安全な環境のもとで、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自主ゼミのための教室予約、教員の講義レジュメの配布、課題の配布と提出、修了生に対する就職情報の提供等、学修・生活面での様々な支援に活用されている。

2. 課題

上記「マイデスクトップ・ポータル」を除けば、本法科大学院の物的な設備は、やや貧弱である。これは、九州大学が移転の最中であるという外部的制約に基づくものであり、法科大学院の建物も、移転が行われるまでの仮設棟（プレハブ）である。早期のうちに移転を完了し、障害のある学生に対する対応に関しても、エレベータの付設その他手厚い物的設備の充実を図る必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院においては、平成25年度から1学年70名、ただし学年進行中のため、現在の収容定員230名の学生に対して、少人数によるプロブレム・メソッド、ソクラテス・メソッドなどの教育手法による教育を達成するため、1クラスを、法律基本科目（必修）は40名規模、法律実務基礎科目（必修）は25名ないし40名規模、その他の選択必修科目も25名ないし50名規模に設定している。そこで、このようなカリキュラムを担う教員に関しても、（1）数の側面において、十分な教員数の確保、並びに、（2）質の側面において、当該科目を担当するに十分な研究教育実績と経験を有する教員の確保が図られるとともに、（3）各教員が各高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を、学内外に公表している。

（1） 教員の数の確保

上記少人数教育の理念を実現するため、本法科大学院は、専任教員19名、兼任教員22名、兼任教員36名を配置している。《別紙（様式3） 教員一覧》

（2） 教員の質の確保

上記のようなきめ細やかな少人数教育を行うためには、他方において、当該科目を担当する教員が、その担当する分野について、高度な専門的知識と教育実績を有している必要がある。この点に関して、本法科大学院では、平成19年度より、極めて厳格な教員の科目適合性審査を実施することとし、現在に至っている。

すなわち、第1に、審査対象となる教員の人的範囲に関して、設置申請時において文部科学省大学設置・学校法人審議会により行われた科目適合性審査は、専任教員に限られていたが、平成19年度からはこれらの者に加えて、兼任教員、兼任教員も含め、全教員につき、履歴・業績を記載した個人調書の提出を求め、担当する授業科目との間の科目適合性を判断した上で、当該科目の担当を依頼することとしている。法学府（従来型の大学院）・法学部の兼任教員の新規依頼に際しては、履歴並びに業績書の提出が求められ、教授会の審議・決議を経る手続が踏まれており、この措置は、法務学府（法科大学院）に関しても、同一の手続を要求するものである。

また、第2に、上記教員個人調書の記載内容に関しても、最近5年間における教育上または研究上の業績に必ずしもとどまらず、可能な限り詳細に業績等を記載するよう求

めている。

平成 19 年度から導入した上記の手続きは、現在も継続している。

(3) 教員の教育能力を示す資料の公表

上記個人調書の記載事項のうち、教員の高度の教育上の指導能力を示す情報であって、教員の個人情報に属する情報を除く情報は、法科大学院 Web サイトを通じて、広く学内、学外に公表しており、毎年度最新の情報に更新している。「九州大学法科大学院教員一覧 http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_04_01.html (個人のページ)」参照。

なお、本学所属教員に関しては、九州大学 Web サイトの「研究者情報 (<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>)」により、さらに詳細な情報を知ることができる。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の専任教員 19 名中、研究者教員——(1) 専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者に該当する者は 15 名(うち、専・他 3 名)、実務家教員——(2) 専攻分野について高度の技術・技能を有する者ないし(3) 特に優れた知識・経験を有する者に該当する者は 4 名(うち、実務家みなし専任教員 3 名)である。研究者教員はいずれも法科大学院における 2 年以上の教育経験または法学部における 4 年以上の教育経験を有しており、かつ教員調書に記載のとおり最近 5 年間の研究業績も十分である。実務家教員については、全員 10 年以上の実務経験を有する教授であり、高度の技術・技能を有する他、実務家専任教員 1 名は専門分野に関する研究業績も有しており、特に優れた知識及び経験を有する。みなし専任教員である派遣裁判官 1 名は、司法研修所や書記官研修所の教員経験があり、特に優れた知識及び経験を有する。みなし専任教員 2 名の弁護士については教育年数も 9 年及び 7 年以上であり教育経験豊富である。《資料 8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

資料 8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数(学生定員を 230 名とする) 平成 25 年 5 月 1 日現在

	必要数等	現 員
専任教員	16 人	19 人
実務家専任教員	4 人	4 人
うち、実務家みなし専任教員	(実務家専任教員の 3 分の 2 まで可。)	(3 人)
実務家専任教員のうち法曹経験者	3 人	3 人
※ 本法科大学院(収容定員 230 人)の、設置基準で必要とされる専任教員数は 16 人であり、うち、実務家専任教員は 4 人(2 割)以上必要とされている。 なお、実務家専任教員のうち、3 人(実務家専任教員の 3 分の 2。)以下までは、みなし専任教員で対応することができることとされている。 また、平成 25 年度までの経過措置として、専任教員であるが他の学部・大学院(修士課程)を担当する専任教員 5 人(必要とされる専任教員の 3 分の 1)以下を専任教員として取扱うことができることとされている。		

さらに、実務家専任教員（みなし専任教員を含む）のうち、3人（実務家専任教員の3分の2。）以上は、法曹としての実務の経験を有するものであることとされている。

（１） 教員の専攻ごとの適正配置

本法科大学院では、上記基準 8－1－1 において述べたとおり、本法科大学院における教育の理念及び教育目的に応じた教員を配置する際には、履歴・業績を記載した個人調書により極めて厳格に科目適合性審査を行っており、その際には、上記基準 8－1－1 で述べたような本法科大学院の一般的な教育理念及び教育目的との適合性のほか、教員の専攻と本法科大学院における担当科目との間の適合性に関しても、法科大学院教授会の場において、教員全員による厳格な審査を行っている。この運用は、現在も継続して行っている。

（２） 教員の科目適合性に関する開示

基準 8－1－1 において述べたとおり、教員の専攻ごとの適性を審査する際に用いた個人調書は、教員の個人情報に属する部分を除き、法科大学院 Web サイトを通じて、広く学内外に公表されており、公表されている項目の中には、当該教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを証する情報も含まれている。

また、九州大学の教員であるところの専任教員並びに兼任教員の業績及び学外における公的活動、並びに社会貢献活動に関する情報については、九州大学 Web サイトの「研究者情報（<http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>）」において、公開している。

（３） 専任教員であるが他の学部・大学院（修士課程）を担当する教員（専・他）

本法科大学院の専任教員数《前掲資料 8－1－A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》には、平成 25 年度までの経過措置として他の学部・大学院（修士課程）を担当する専任教員（（専・他）教員、3人）を含んでいる。一方、専任（専・専）教員は 12 人、実務家専任教員は 1 人、実務家みなし専任教員は 3 人であるから、上記（専・他）教員 3 人を除いても、専任教員数は 16 人であって、専・他教員を除いても、法科大学院設置基準の要求する専任教員数 16 人を充足している。《別紙（様式 3） 教員一覧》

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

（1） 専任教員の採用及び昇任に関する取扱い

本法科大学院の専任教員（みなし専任教員を除く）は教員組織としては法学研究院に所属しており、専任教員の採用及び昇任にあたっては法学研究院の総合人事委員会において人事計画を策定し（九州大学大学院法学研究院教員選考規程 3 条 2 項）、当該人事計画に基づく人事を遂行するために、総合人事委員会の下的人事専門委員会を設置することにより行われている（同規程 4 条 1 項）。

法科大学院専任教員候補者の新規採用に係る人事専門委員会の設置にあたっては、人事選考委員会の委員 3 名のうち少なくとも 2 名を法科大学院の専任教員から選ぶことと定めている（同規程 4 条 2 項）。《資料 8－1－B 九州大学大学院法学研究院教員選考規程(抜粋)》

資料 8－1－B 九州大学大学院法学研究院教員選考規程(抜粋)

（総合人事委員会）

第 3 条 法学研究院教授会は、法学研究院、法科大学院、法学府及び法学部（以下、法学研究院等という。）の教員の確保・充実に図るため、総合人事委員会を設置する。

2 総合人事委員会は、法学研究院等の中期目標及び中期計画に基づき、人事戦略、人事方針及び具体的人事計画を策定し、研究院教授会の承認を得るものとする。ただし、法科大学院に係わる事項については法科大学院の意向を聴取し、その承認をも得るものとする。

（人事専門委員会）

第 4 条 研究院教授会の承認を得た人事計画に基づく人事を遂行するために、総合人事委員会の下に人事専門委員会を設置する。

2 人事専門委員会は研究院教授会によって選出された委員 3 名で構成する。法科大学院の専任教員候補の新規採用に係る人事専門委員会の設置にあたっては、少なくとも 2 名を法科大学院の専任教員の中から選出する。

法学研究院における法科大学院専任教員候補者の選考と並行して、法科大学院においても法科大学院の教員、法科大学院教授会のもとに人事企画委員会を設置して人事方針・人事計画を策定し（九州大学法科大学院専任教員選考手続内規 3 条）、人事計画に基づく人事を遂行するために、人事企画委員会の下に人事選考委員会を設置し（同内規 4 条）、候補者を確定して法科大学院教授会に発議し（同内規 5 条）、ヒアリングの機会を設けた後（同内規 6 条）、人事企画委員が候補者を法科大学院教授会に推薦し、投票により決定する仕組みとなっている（同内規 7 条）。《資料 8－1－C 九州大学法科大学院専任教員選考手続規程(抜粋)》

資料8-1-C 九州大学法科大学院専任教員選考手続規程(抜粋)

(人事企画委員会)

第3条 法科大学院教授会は、法科大学院の教員の確保・充実に図るため、人事企画委員会を設置する。

(人事選考委員会)

第4条 前条2項の人事計画に基づく人事を遂行するために、人事企画委員会の下に人事選考委員会を設置する。

(発議)

第5条 人事選考委員会が候補者を確定したときは、人事企画委員会は、その手続に瑕疵がないことを確認した上で、法科大学院教授会に対して当該人事の発議を行い、教授会の承認を得るものとする。

(ヒアリング)

第6条 人事企画委員会及び人事選考委員会は、発議を行った人事について、推薦及び投票に先立ちヒアリングの機会を設けなければならない。

(推薦及び投票)

第7条 人事企画委員会は、特段の事情がある場合を除き発議後少なくとも3週間を経て、法科大学院教授会に候補者を推薦するものとする。

これに対し、みなし専任教員については、法科大学院に所属するため、法科大学院教授会のもとに人事企画委員会を設置して上記の人事手続を進める仕組みとなっている。ただし、最高裁判所及び法務省からの派遣教員については、人事専門委員会による推薦は省略することができるものとしている（九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ）。《資料8-1-D 九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ(抜粋)》

資料8-1-D 九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ(抜粋)

資料 九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ

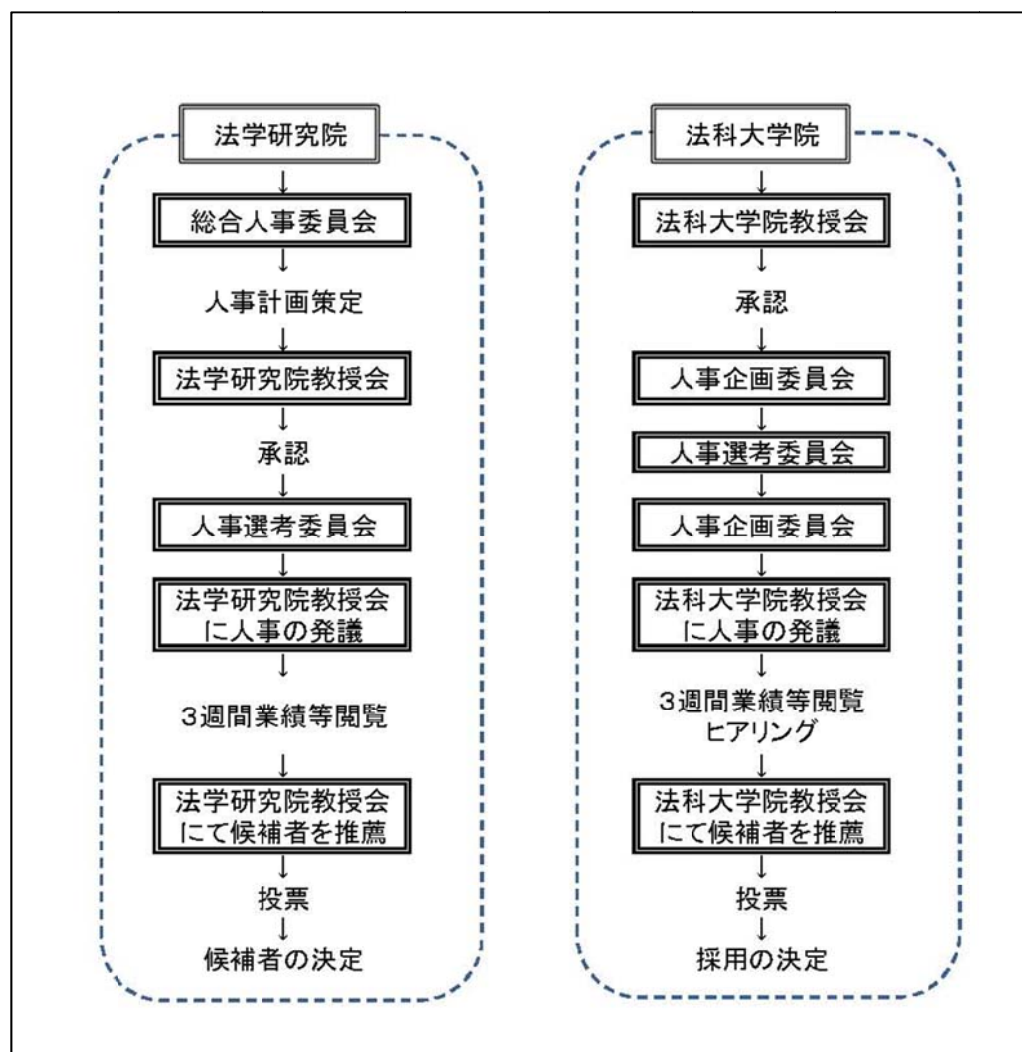
第1条 「みなし専任教員」の人事については、法科大学院教授会で決定する。ただし、最高裁判所及び法務省からの派遣教員については、人事専門委員会による推薦を必要としない。

第2条 「みなし専任教員」は、法科大学院教授会の構成員として、他の専任教員と同様の権利、義務を有する。ただし、法科大学院長の選考にあたっては、被選挙権を有しない。

(以上)

なお、審査の基準に関しては、基準8-1-1並びに基準8-1-2で述べたとおり、各候補者に対して詳細な個人調書の提出を義務付け、本法科大学院の理念並びに担当予定科目との間の適合性につき、上記審議過程の全ての段階において、二重三重の審査を行っている。専任教員の採用手続の流れを図示するならば、下図のようになる。《資料8-1-E 教員採用手続に関する体制図》

資料8-1-E 専任教員採用手続に関する体制図



注 1 法学研究院において法科大学院専任教員候補者の人事選考委員会を設置する場合は、人事選考委員3人中2人以上を法科大学院専任教員から選ぶ。

注 2 みなし専任教員の人事については、法科大学院教授会の承認を得た上で人事選考委員会を設置し、その発議に基づき審議決定する。

(2) 兼任教員・兼任教員の採用に関する取扱い

兼担及び兼任教員の新規採用並びに再任については、毎年、教務委員会が専任教員と同様の任用基準に基づき授業計画及び非常勤任用計画を作成し、法科大学院教授会に提

案の上、承認を得ている。兼任教員及び兼任教員の新規採用にあたっては、必ず個人調書を教授会資料として提出することを求めている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

（1） 専攻ごとに置かれる専任教員

本法科大学院は1専攻のみであり、専任教員は他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない。【解釈指針8-2-1-1】

（2） 専任教員に占める教授の割合

本法科大学院においては、現在の収容定員数230人に対し、設置基準で求められる必要専任教員数16人を超える19人の専任教員を配置しており、そのうち14人が教授である。《別紙（様式3） 教員一覧》【解釈指針8-2-1-2】

（3） 教育の理念及び目的を実現するための、教員の適切な配置

本法科大学院にあっては、教育目標達成のため、上記【解釈指針8-2-1-1】に定める数16人よりも3人多い19人の専任教員を配置しており、かつ、基準8-1-2において述べたとおり、これら全ての教員について、担当科目との間で、厳格な科目適合性審査を行い、適切な配置がなされている。《前掲資料8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》【解釈指針8-2-1-3】

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

（１） 法律基本科目を適切に指導できる専任教員の配置

法律基本科目の専任教員配置に関しては、平成 25 年 5 月段階で、憲法に関しては教授 1 人、行政法に関しては教授 1 人、民法に関しては教授 3 人・准教授 1 名、商法に関しては教授 1 人・准教授 1 名、民事訴訟法に関しては教授 1 人、刑法に関しては教授 1 人、刑事訴訟法に関しては教授 1 人を配置している。また、これらの専任教員に関しては、基準 8－1－2 において述べたとおり、その担当する科目との厳密な適合関係において、十分な指導の力を有する者と認められる。《別紙（様式 4） 科目別専任教員数一覧》

（２） 複数の専任教員の配置

【解釈指針 8－2－2－1】（１）では、「入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員を置いていること。」とされているが、本法科大学院の入学定員は 70 人であるため、該当しない。

【解釈指針 8－2－2－1】（２）にも該当しない。

基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準 8－2－3 に係る状況）

（１） 法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員の配置

本法科大学院では、専任教員 19 人のうち、法律基本科目に 13 人の教員を配置しているほか、本法科大学院の理念や教育目的に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目にも下記のように専任教員を配置しており、教育上主要と認められる授業科目（法律基本科目及び必修科目）については、原則として専任教員を置き、そのうち必修科目については、7割以上が専任教員によって担当されている。

- ① 人間的洞察力や深い倫理性を備えたバランスの取れた人材を供給していくためには、隣接諸分野や基礎法分野などから幅広い思考枠組みを学び、視野を深めていくことが必要であり、そのために基礎法学・隣接科目を設置しており、「司法政策論」に専任教員を配置している。
- ② 現代の先端的な社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うための領域横断的な科目群として提供されているのが、展開・先端科目であり、「労働と法」、「法律外書講読Ⅰ・Ⅱ」、「国際弁護士実務」、「少年法」等の科目に専任教員を配置している。

《別紙（様式 1） 開設授業科目一覧》、《別紙（様式 3） 教員一覧》、《別紙（様式 4） 科目別専任教員数一覧》【解釈指針 8－2－3－1】

（２） 専任教員の年齢別構成

専任教員の年齢構成は、30 歳代が 1 人、40 歳代が 8 人、50 歳代が 9 人、60 歳代が 1 人という構成である。

法科大学院の専任教員には、当該授業担当科目との適合関係における、高度の専門的知識と指導能力が要求されるため、若年の教員は比較的少ないが、しかし、高齢者には偏っておらず、本法科大学院においては、専任教員の年齢構成に著しい偏りはない。《別紙（様式 3） 教員一覧》、《別紙（様式 4） 科目別専任教員数一覧》【解釈指針 8－2－3－1】

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

《前掲資料 8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、収容定員 230 人の本法科大学院に求められる実務家専任教員の数（4 名以上）のうち、「その少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること」とされているが、本法科大学院においては、法曹としての実務の経験を有する教員を 4 名配置しており、基準を満たしている。

《別紙（様式 3） 教員一覧》【解釈指針 8-2-4-2】

(1) 実務家教員の数

本法科大学院の実務家専任教員数は 4 人であり、専任教員数（基準 16 名）のうちおおむね 2 割以上すなわち 4 名以上という大学設置基準に定められた条件を満たす数の実務家教員を配置している。また本法科大学院の実務家みなし専任教員数は 3 名であり、実務家専任教員数の 3 分の 2（端数を四捨五入すると 3 人）以下までという基準を満たしている。《前掲資料 8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

(2) 実務家教員の経験及び能力

一方、上記 4 名の実務家教員のうち、1 名は国際法律事務所における 10 年以上の実務経験を有していることから、法科大学院では、この実務経験に対応する科目として、「国際弁護士実務」、「契約実務」等の授業のほか、「エクスターンシップ」のコーディネーターを担当している。残る 3 名（うち、みなし専任教員 3 名）についても、弁護士または、裁判官として 10 年以上の実務経験を有する者である。

以上のように、本法科大学院の実務家教員 4 名は、全て 5 年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であり、かつ、これらの者については、担当科目との間で厳格な科目適合性審査を経た上で、実務経験との関連が認められる科目を担当している。《別紙（様式 3） 教員一覧》【解釈指針 8-2-4-1】

(3) 実務家みなし専任教員

《前掲資料 8-1-A 設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、本法科大学院の実務家みなし専任教員の現員数は 3 名（弁護士 2 名、派遣裁判官 1 名）である。実務家みなし専任教員は、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当しているほか、法科大学院教授会への出席や FD への参加その他、教育課程の編成その他法科大学院における組織の運営に責任を担っている。《前掲資料 8-1-D 九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ(抜粋)》《別紙（様式 3） 教員一覧》【解釈指針 8-2-4-2】

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

本法科大学院における、みなし専任教員 2 名を含む 4 名の実務家専任教員のうち、弁護士出身者が 3 名、派遣裁判官が 1 名であり、4 名のうちの 3 分の 2 以上である 4 名が法曹としての実務の経験を有するものであり、基準 8－2－5 を満たす。

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8-3-1 に係る状況）

本法科大学院所属の専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）は、《資料 8-3-A 専任教員の授業負担状況》のとおりである。最も多く担当している者の担当単位数は 22.8 単位であって、年間 30 単位を超えていない。

《別紙（様式 3） 教員一覧》【解釈指針 8-3-1-1】

資料 8-3-A 専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）

	20 単位以下	21-25 単位	26-30 単位	30 単位以上	計
専任教員	15	1	0	0	16
実務家みなし 専任教員	3	0	0	0	3

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本法科大学院（法務学府）の教員が所属する研究組織である法学研究院では、教育研究活力の維持・向上を図るために、研究専念期間（サバティカル）制度を設けており、本制度は、全学の「九州大学サバティカル実施要項」及び、法学研究院の「サバティカル制度運用方針」により実施している。

だが、法科大学院における担当科目との関係で、サバティカルを取得するのが事実上困難な教員も存在する。特に法律基本科目については、教員数に余裕があるわけではなく、また、サバティカル期間中の非常勤講師の確保が現実には難しい場合もある。このような教員に対して、サバティカルをどのように保障していくかが、今後も引き続き検討を行っていく。《別添資料 15 九州大学サバティカル実施要項(抜粋)》《別添資料 16 法学研究院サバティカル制度並びに准教授長期在外研修制度運用方針》

平成 23 年度から平成 25 年度まで、毎年 1 名の法科大学院専任教員（行政法、商法及び憲法）が、サバティカルを取得している。

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－3－3 に係る状況)

① 法科大学院事務室

法科大学院事務室には、法学研究院所属の教務助手 1 名（後記参照）と、教務課所属の専門員 1 名及びテクニカルスタッフとして雇用されている者 1 名が配置されて、教育研究上の直接的な補助業務を担当している。

上記のうち教務助手 1 名は、職務上の高い専門性を要することから、任期のない教務助手として引き続き雇用している。このことが法科大学院の事務体勢と学生サービスの安定強化に繋がっているのは言うまでもない。

② 貝塚地区事務部教務課

法学部棟に設置された専門職大学院係が平成 21 年度をもって改組され、教務課所属の専門職員 1 名が法科大学院の事務を主に所掌しているが、同課の学生第三係 5 名が本法科大学院の事務を掌握しており、同係との協力のもと、庶務及び学務関係について、広範な職務を行っている。

③ 九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター事務

本法科大学院附属のリーガル・クリニック・センターの事務を補佐するために、リーガル・クリニック実施のための提携法律事務所であり、本法科大学院の提携の教員が所属している弁護士法人リーガル・クリニック法律事務所の職員を、本法科大学院の事務補佐員として雇用している。

④ 図書関係に関しては、法科大学院図書室の図書サービス及び図書管理の作業にあたる事務補佐員 1 名を雇用している。また、文系合同図書館の職員が、法科大学院図書室において図書の受入れを担当している。一方、総合的な図書及びデータベース等の整備については、法学研究院の教員が協力している。

⑤ このほか、法学研究院の研究補助室に配置されている講師 1 名、准助教 1 名が、必要に応じて法科大学院の教材作成や資料収集等を分担し、また、法学研究院に所属する、評価及び IT 関係の業務を担当する助教 1 名も、法科大学院の業務のうち、評価関係資料の作成、運営委員会、FD など各種委員会の記録作成、入学者選抜及び成績関係資料等の作成などを担当してきたが、この者については、平成 22 年度から、教授会での手続きを経て、任期のない助教として雇用し、現在に至っている。上記②で述べたように、全学的な事務機構の再編の影響を受けて、法科大学院をめぐる事務体勢の大きな変動があったが、そのような中で、評価、委員会・教授会、FD、入試といった専門性の高い業務を主に担当する専門のマnpaワ-を確保することができている。

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院は、設置当初から、独立した部局であるが、他方で、法学研究院のスケールメリットを活用して、必要な教員を確保するだけでなく、基準を上回る教員を配置して、教育を充実させてきた。現在もこのような運用の状況に変更はなく、これが本法科大学院の特長である。

このように、法学研究院の潤沢な人的資源を活用して、基準を上回る教員を配置していることは、人事の面で法学研究院に依存していることを意味するものではない。本法科大学院では、教員人事の手続きについて、法学研究院と協議をしながら、かつ、法科大学院の独立性・自主性を今日まで確保している。すなわち、法科大学院の人事については、法学研究院だけでなく法科大学院でも人事の手続きを行うだけでなく、例えば、法学研究院に設置される人事専門委員会の委員についても法科大学院教員から選任する点など、法学研究院においても、法科大学院の独立性・自主性を尊重する制度、慣行が定着しつつある。

事務体制については、平成 22 年度から、教員の人事ポイントを使用して、任期の定めのない評価等を担当する助教、教務助手を確保している。これらの高い専門性が要求される業務について、法学研究院の理解と協力も得て、任期の定めのない人員を確保できたことは、本法科大学院の事務体制の安定性維持にとって、大きな意味がある。後述のように、現在九州大学における人事ポイントの運用は、財政的に厳しい状況にあるにもかかわらず、上記のような任期のないポストを確保できていることは、本法科大学院の特長である。

また、教員のサバティカルについては、教育、学修指導、研究、管理運営等のいずれにおいても多忙な日常を送っているにもかかわらず、法科大学院専任教員のサバティカル取得を実現させることができたのも成果であり、研究をも重視する本法科大学院の特長である。

2. 課題

人事について、現在の人事ポイント制のもと、かつてのような講座毎の人事のような硬直化の弊害はなくなったものの、全学的な財政状況等から、教員ポイントの部局における使用が厳しくなっている状況がある。法学研究院全体としても、後任補充人事や、承認人事等において十分なポイントが確保できない場合が生じている。

このような状況の中で、今後法科大学院として必要な教員を欠かないように確保していくことが、今後の重要な課題である。特に、必要な実務家教員の確保については、今後困難な場合も予想されるので、今から様々な対策を検討しておく必要があり、法科大学院修了者からの教員への登用等を積極的に進めていきたいと考えている。また、このような人事政策を通じて、法曹養成機関でもある法科大学院の活力を維持していくために、世代交代も実現していきたい。

他方で、平成 25 年度に一学年の学生定員を 70 名に減らしたことによる全体の学生定員の減少が現在学年進行中である。平成 27 年度からは、全体で 210 名の学生定員を前提

に、クラスをダウンサイジングし、かつ、きめの細かい学修指導を実現していくこととなるが、このような学生規模を前提に、必要な専任教員をバランスよく確保し、かつ、法学府、法学部で専ら教育に従事する教員にも、必要に応じて兼任教員として法科大学院の教育に従事してもらうなど、教育の質を充実させる方向で今後検討を進めたい。

また、事務体制については、上記のように、専門性の高い業務について、任期のないポストを確保することができたが、今後、引き続き事務職員との連携、テクニカルスタッフ等の形態で雇用されている職員との連携をより円滑で効率的なものとするを通じ、入試改革など法科大学院に今後も求められるであろう様々な改善計画の実施や、学生サービスの充実化等へも対応しつつ、事務体制の安定性・確実性を確保していくことも課題である。

なお、本法科大学院では、平成29年度から、福岡市の法曹機関が集積する予定である六本松の跡地地区へのキャンパス移転を計画しているが、より良い事務体制の構築の問題は、この移転計画との関連でも検討していく必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、法科大学院教授会を最高の意思決定機関とし、その下に運営委員会、その他の各種委員会を設け、管理運営にあたっている。教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成し、法科大学院に係る重要事項等を審議する《資料9-1-A 九州大学法科大学院教授会規程（抜粋）》。法科大学院教授会は、法学研究院教授会、法学府教授会及び法学部教授会とは独立して招集され、独立して審議している。運営委員会は、法科大学院長及び副法科大学院長のほか、《資料9-1-B 九州大学法科大学院運営委員会規程（抜粋）》に示す構成に従い、それぞれの部門毎に主幹委員と補佐委員を定めて（例えば、人事担当の主幹と補佐、経理担当の主幹と補佐等といった形で、一人の委員が複数の部門の主幹や補佐を兼任する場合もある）組織されており、法科大学院の管理・運営全般にわたる課題について検討し、法科大学院教授会にその実施に関わる提案を行うとともに、実施にあたっては、専任の長である法科大学院長を補佐する。なお、運営委員会は、各授業科目の到達目標が適切に設定されているか、各授業科目の成績評価及び最終的な修了判定につき、到達目標に相応した達成度に照らして行われているか、といった点をチェックする役割も負っているものである。【解釈指針9-1-1-1】 【解釈指針9-1-1-2】 【解釈指針9-1-1-3】

資料9-1-A 九州大学法科大学院教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 法科大学院長の選考に関すること
- 二 法科大学院の専任教員及び授業担当教員の選考に関すること
- 三 非常勤講師等の任用に関すること
- 四 法科大学院に係る重要事項に関すること
- 五 授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関すること
- 六 学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関すること
- 七 学生の除籍、懲戒等に関すること
- 八 法科大学院内の諸規則等の制定改廃に関すること

九 法科大学院の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること

十 その他法科大学院の管理運営に関すること

（構成）

第3条 教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成する。

（議長）

第4条 教授会は、法科大学院長がこれを招集し、その議長となる。

資料9-1-B 九州大学法科大学院運営委員会規程（抜粋）

（組織構成）

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）法科大学院長及び副法科大学院長

（2）法科大学院長が指名する次の業務を所掌する者、各若干名

管 理 部 門	教 育 部 門
① 人事	① 教務
② 経理	② FD
③ 将来計画	③ 学修指導
④ 評価	④ 進路指導
⑤ 入学試験	⑤ リーガル・クリニック
⑥ 広報・マネジメント	⑥ エクスターンシップ
⑦ 図書	⑦ 教育連携
⑧ その他の管理事項	⑧ その他の教育事項

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

本法科大学院では、《資料 9－1－C 法科大学院関係事務担当組織図》に示すような事務体制により、法科大学院事務室、法科大学院の担当事務部である貝塚地区事務部のうち、とりわけ教務課専門職員、学生第三係、財務課経理第二係、用度係、総務課学術係、及び文系合同図書室等と協力連携しながら、法科大学院の事務をほぼ円滑に遂行している。

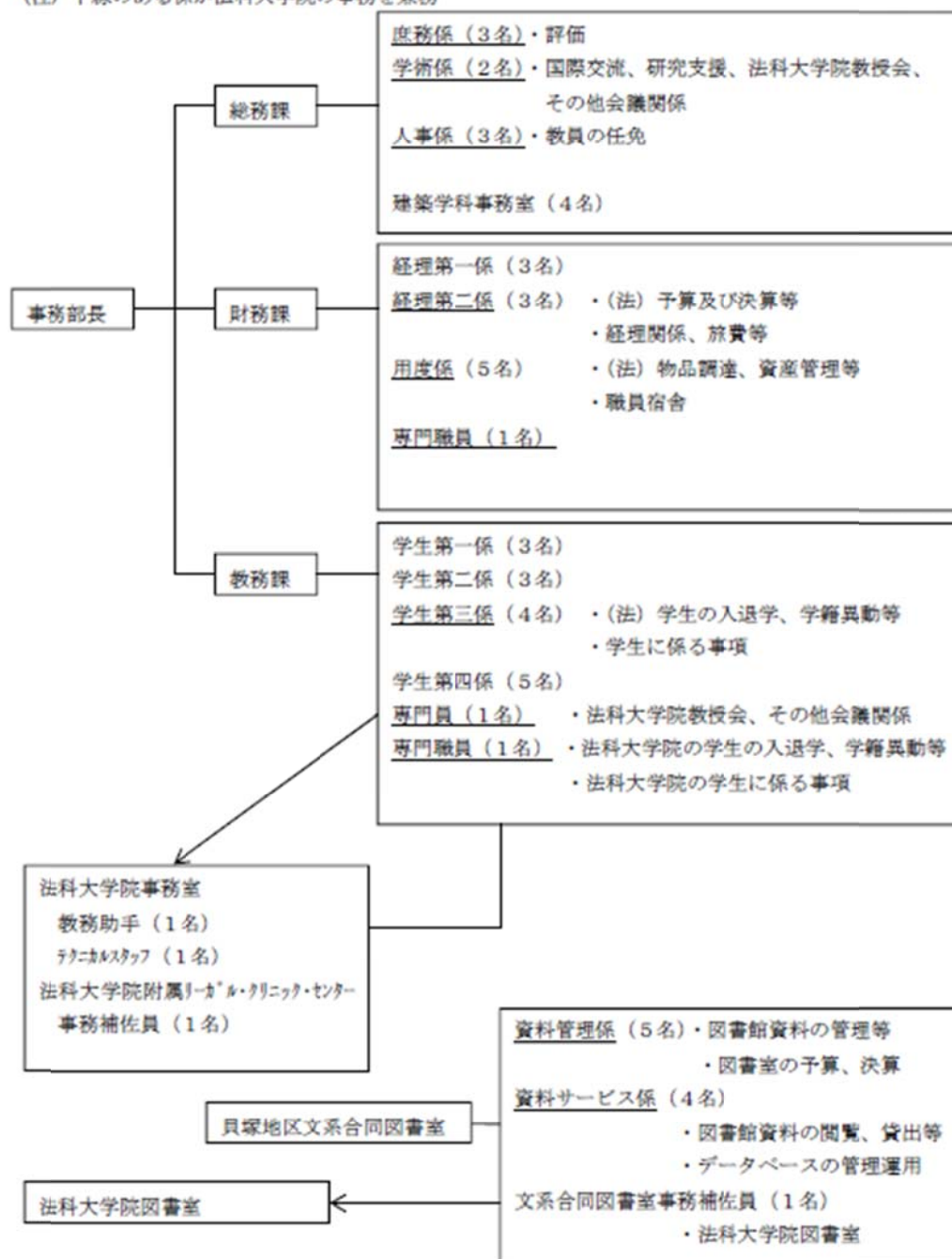
資料 9－1－C 法科大学院関係事務担当組織図

九州大学法科大学院関係事務担当組織図

〔 貝 塚 地 区 事 務 部 〕

平成 25 年 4 月 1 日現在

(注) 下線のある係が法科大学院の事務を兼務



基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9－1－3 に係る状況)

(1) 法科大学院の予算額の決定基準

本法科大学院では、教育活動等の維持及び向上を図るため、必要な財政措置を予算編成において受け、教材等の各種印刷費、備品・消耗品費などの固有の予算が計上され、法科大学院の教育を適切に実施できるように配慮している。

(2) 設置者が法科大学院の意見を聴取する機会

本学では、概算要求に際して、総長をはじめとして、理事、大学本部が意見を聴取するシステムが採られており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴取されている。そのため、法科大学院長を中心に、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署との間で緊密な連絡、協議が行われるように努力している。ことに法科大学院長は、部局長として、全学の部局長会議・教育研究評議会等の各種の会議に参加し意見・要望を述べるとともに、常に大学本部と密接な連絡を持ち、様々な機会に活動の状況や将来計画、さらには教育活動の障害となる事項等について文書・口頭でも具申している。

以上の通り、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎と改善のための手続を有していると言える。【解釈指針 9－1－3－1】

2 特長及び課題等

1. 特長

管理運営の組織としては、運営委員会のもとに、FD 企画委員会、教務委員会、リーガル・クリニック運営委員会、教育支援委員会、学修指導委員会、評価委員会、入学試験実施委員会、カリキュラム検討委員会、広報・HP 委員会、就職支援委員会等が整備されており、運営委員会の委員により、運営委員会の下部組織である上記各種委員会を構成し、定期的に会合を開くこと、あるいは電子メールやメーリングリストによる書面審議の方法により、情報の共有とスムーズな意思伝達が図られている。

学生との間では、自治組織である学修室環境委員会と定例の会合を持ち、事務職員も交えた打合せ等を通じて意見やニーズを把握している。

また、本法科大学院では、法科大学院認証評価の他、自己点検・評価と積極的に取り組んできた。そのため、評価委員会の他、各種教務・管理データの作成・保存を職務内容に含む専任教員（助教待遇。なお、法学研究院の評価も兼務する）を配置している。

自己点検・評価については、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、かつ、法科大学院としての目的や社会的な使命を達成するため、本法科大学院の教育活動を含む総合的な状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を Web サイトで公表し、学内外から簡単にアクセスできるようにしている。

なお、自己点検・評価においては、外部委員の意見を聞くこととしているが、その中には、法律実務に従事し、かつ、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する委員が含まれている（現在は、弁護士、公共団体関係者、及び外国人の学識経験者の3名）。その意味では、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、評価報告書を取りまとめる体制が整えられている。

2. 課題

本法科大学院の規模から考えると、予算については、より一層の拡充を必要とし、また、事務体制についても、不十分である。後者については、特に業務が集中する教務課専門職員及び法科大学院事務室の業務の軽減を図るとともに、人員確保等に努めなければならない。

評価の基礎となる情報の保管については、①専門職員並びに②法科大学院事務室の2個所で整理・保管しているが、最新の情報を相互で把握するために、保管体制を見直す必要がある。これについては、ネットワーク上のデータベースを利用した、情報の保管方法について検討を行っている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本法科大学院は、平成16年度の設置当初より、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、学修室、図書館、教員室その他の施設を、下記に示すとおり備えている。

(1) 教室、演習室及び法廷教室

法科大学院棟内には、本法科大学院専用の講義室、演習室、法廷教室を備えており、全ての授業をこれらの施設において実施できるよう、時間割編成の際に配慮して授業を行っている。

また、講義室、演習室、法廷教室には、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器を整備しているほか、学生が授業や自修の際に使用する貸出用のノートパソコンを常備している。《資料10-1-A 教室、演習室及び法廷教室の概要》

資料10-1-A 教室、演習室及び法廷教室の概要

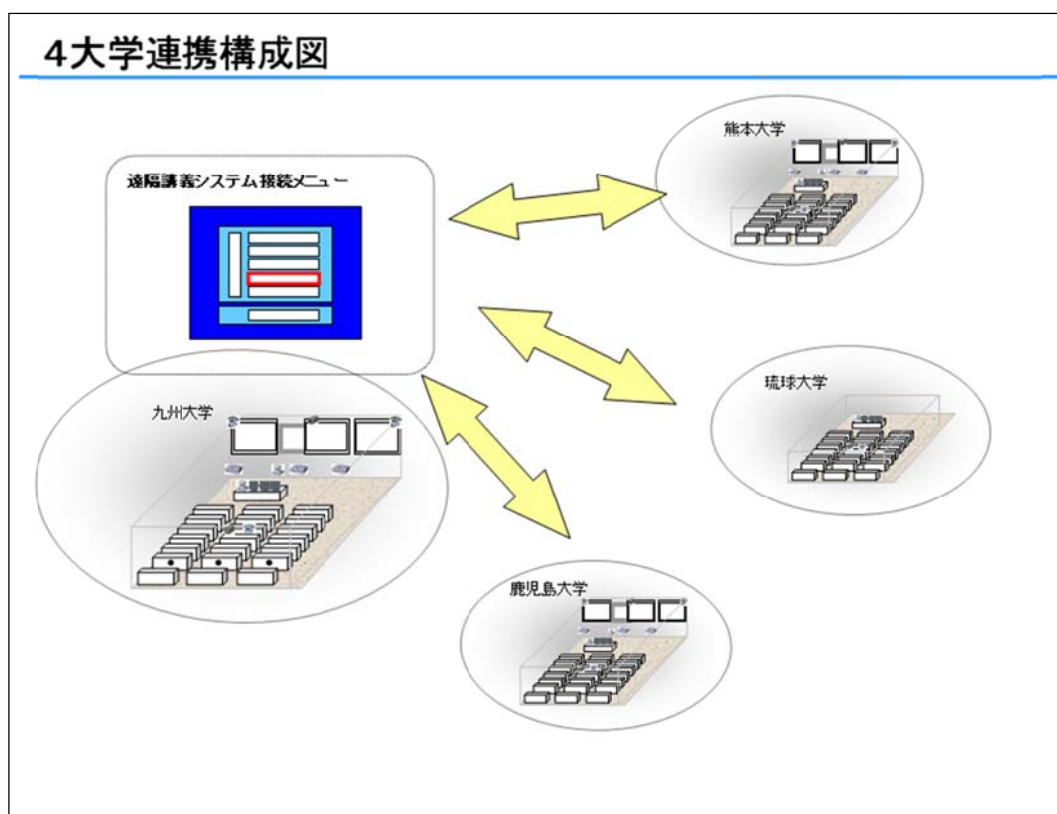
施設	概 要	授業の効果的な実施に必要な設備及び機器
講義室 50名収容×2	少人数教育に対応できる講義室。	プロジェクタ、ビデオ、マイク、LANポートを整備
演習室 100名収容×1	連携教育に利用する高速度通信演習室。	高機能遠隔講義支援システムに附随した設備として、プロジェクタ、カメラ、マイクを設置、各座席にLANポートを整備
法廷教室 50名収容×1	日常的に法廷の雰囲気になじむための法廷教室。	プロジェクタ、ビデオ、マイク、LANポートを整備

このうち演習室には、高機能遠隔講義支援システムを整備し、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業を効果的に実施しているほか、連携法科大学院間の連絡協議会にもシステムを利用している。《資料10-1-B 高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図》

このほか、本法科大学院専用の施設として、リーガル・クリニック用に、学外のビル内にリーガル・クリニック・センター（面談室（4名収容×4室）、講義室（25名収容

×1室)) を設置している。

資料10-1-B 高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図



以上より、教室、演習室及び法廷教室には、当該法科大学院において提供される全ての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針10-1-1-1】

(2) 学生の自修室

本法科大学院には、学生の自学自修を可能にするため、365日24時間利用可能な学修室(学生の自修室)を設け、学生1人に1席(専有面積1.9㎡から2.1㎡)の机、椅子を確保し、九州大学無線LANアクセスサービスを利用したインターネットへの接続を可能としている。

また、学生が法科大学院棟内にある法科大学院図書室に備えられた図書資料を、有効に活用し学修することができるように、図書室から極めて近い位置に学修室を配置して、図書室との有機的連携を確保している。なお、図書室の図書については、法科大学院棟内であれば、24時間利用可能である。【解釈指針10-1-1-2】

(3) 図書館

法科大学院棟内に、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料を備えた法科大学院生専用の図書室(法科大学院図書室。書庫の広さ87㎡)を設けており《資料10-1-C 図書及び資料の整備状況》、法科大学院事務室と文系合同図書室が共同で、適切に管理・維持している。また、その利用に関しては年中、休祝日を含め、終日(24時間)利用可能とし、法科大学院生並びに法科大学院教員は、図書室において

自由に閲覧できるほか、法科大学院棟内での貸出しを可能としている。さらに、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用している。【解釈指針10-1-1-3】

資料10-1-C 図書及び資料の整備状況

平成25年5月現在

	図書 (外国語図書)	学術雑誌 (外国雑誌)	データベース
法科大学院図書室	22, 362冊 (内606冊)	250種 (内10種)	3件

図書室には、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されており、蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、法科大学院図書委員会並びに法學研究院図書委員会の指揮の下で行っている。《資料10-1-D 図書館に携わる職員の配置》。【解釈指針10-1-1-4】

資料10-1-D 法科大学院図書室における職員の配置 平成25年5月現在

	法科大学院事務室	文系合同図書室	計(人)
司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員	1	15	16

(4) 教員室

本法科大学院の常勤専任教員には、法学部棟に、机、椅子、LANポート等を備えた教員室が各1室備えられている。また、実務家専任教員4名(うち、みなし専任教員3名)についても、共同利用ではあるが机、椅子、LANポート等を整備した教員室を、法学部棟に1室備えている。これらの教員室は全て、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保している。

以上、常勤専任教員については各1室が確保されており、非常勤教員についても、執務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる設備並びに体制が整えられている。【解釈指針10-1-1-5】

(5) 教員が学生と面談できるスペース

教員が学生と面談できる独立したスペースとして、法科大学院棟の「教員研究室」1室と「研究室」(会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋)2室が確保され、面談等に使用されており、「研究室」では、昼休みを利用して週に週に1～2回、実務家教員(助教)が学生の学修面、生活面の相談に応じている。

また、教員室においてもオフィス・アワーが実施されており、教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されている。【解釈指針10-1-1-6】

(6) 各施設の利用

法科大学院図書館を含む各施設のほとんどは、法科大学院棟の中に位置し、本科大学
院の専用である。このうち、法科大学院図書室は、法科大学院の専用図書室であって、
部外者の使用は原則として禁じられており、学生の学修に支障のない環境が整備されて
いる。また、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参
画し、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。【解釈
指針10-1-1-7】

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 施設の整備

本法科大学院では、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業に必要な不可欠な高機能遠隔講義支援システムを備えた演習室、各座席に LAN ポートを備えた演習室及び無線 LAN アクセスポイントを整備した学修室、模擬法廷を備えた法廷教室、学生1人に1席の机、椅子を確保した学修室、24時間利用可能な学修室及び法科大学院図書室を整備し、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営をサポートしている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な施設の整備にあたっては、法学研究院及び文系他学部、本学附属図書館等との協力のもと、また、学生及び各教員の意見、要望を取り入れながら、施設の充実に努めている。

(2) 設備の整備

教員による教育及び研究並びに学生の学修その他の業務を効果的に実施するために、図書及び資料並びに各種データベースの充実に努めているほか、本法科大学院棟内に LAN 回線及び無線 LAN アクセスポイントを配備して、どの施設（講義室、演習室、法廷教室、研究室（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用するほか、実務家教員（助教）が学生の学修面、生活面の相談に応じている）、学修室、教員研究室、法科大学院事務室及び、法科大学院図書室）からのインターネット利用も可能としている。

また、タッチパネル方式の高機能遠隔講義システムを導入し、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間で行われる遠隔授業の円滑な実施を実現し、「マイデスクトップ・ポータル」等の導入により、学生の勉学の支援、教員の講義・指導のサポート、教職員の教務のサポート等を実現している。

2. 課題

すでに述べたように、本法科大学院の規模から考えると、本法科大学院の予算規模及び事務体制については一層の充実が望まれる。予算の拡充とともに、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な人員確保に努めなければならない。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

（1） 自己点検・評価の実施体制の整備

本法科大学院では、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、法科大学院としての目的及び社会的な使命を達成するため、常設の委員会として、評価委員会を設置している。《資料 11-1-A 法科大学院評価委員会規程》

委員会の構成は、平成 19 年度までは、教授 3 名、准教授 1 名（いずれも法科大学院専任教員）、平成 20 年度より運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員、教務担当主幹委員、FD 担当主幹委員及び入学試験担当主幹委員である。このほか、各種教務・管理データの作成・保存等については、教務課専門職員、及び、各種データの作成等を職務内容とする法学研究院に所属する教員（評価及び IT 関係の業務を担当する助教）が行っている。

資料 11-1-A 法科大学院評価委員会規程（抜粋）

評価委員会規程

[平成 20 年 9 月 10 日 教授会附議]

1. 九州大学法科大学院に、自己点検・評価の企画及び運営の業務を執り行うことを目的として、評価委員会を設置する。
2. 評価委員会は、次の委員をもって組織する。
 - （1）運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員
 - （2）運営委員会の教務担当主幹委員
 - （3）運営委員会の FD 担当主幹委員
 - （4）運営委員会の入学試験担当主幹委員
3. 評価委員会には、評価委員長を置くものとし、運営委員会の評価担当主幹教員をもって充てる。
4. 評価委員長は、法科大学院教授会において評価に関する事項の報告を行う。

5. 評価委員会は、「法科大学院自己評価書」を原則として2年ごとにとりまとめ、教授会の議を経て、その都度公開するものとする。

(2) 自己点検・評価項目の設定

自己点検及び評価を行うにあたっては、各年度初めに、評価委員会が中心となって、法科大学院の管理運営、入学者選抜、教育体制、教育内容・方法、学修支援、成績評価等について、教育に関する目標を達成するための評価項目を設定し、法科大学院教授会の承認を得ているが、設定した評価項目は、大学評価学位授与機構の実施する認証評価の評価項目に準じており、(1) 教育課程の編成、(2) 成績評価の状況、(3) 入学者選抜の状況、(4) 学生の在籍状況、(5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、(6) 修了者の進路及び活動状況をいずれも点検評価することになっている。【解釈指針 11-1-1-1】

(3) 自己点検・評価の実施

本法科大学院では、①法科大学院の中期計画・中期目標に基づき、法人評価の一環として、毎年度、教育の成果、教育内容・方法、教育の実施体制、学生支援等に関する年度計画を立て、自己点検及び評価を実施し、その結果を「年度計画の実績報告書」(自己点検・評価報告書)として取りまとめている。また、②平成18年度には、法科大学院認証評価機関が定める予備評価に向けた自己点検及び評価を行い、③平成19年度には、本学が大学機関別認証評価を受審するにあたり、部局としての自己点検及び評価を実施した。さらに、その後については、「法科大学院自己評価書」を原則として2年ごとに取りまとめ、教授会の議を経て、その都度公開するものとしているが、この方針に従い、④平成23年度に、自己点検及び評価を行い外部評価委員の評価を受けている。これら①から④の、自己点検及び評価を行った結果については、いずれも法科大学院 Web サイトにおいて公表している。(URL: http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_08_01.html)

(4) 自己点検・評価の結果の活用

自己点検・評価のために必要な資料収集に関しては、運営委員会及び評価委員会が中心となって、教員や学生の意見を聴取しているほか、教育内容・方法等の改善に向け、組織的かつ継続的・定期的にFDを開催し、教員全体が課題を把握し、改善の方策を検討し、改善に向け取り組んでいる(詳細は、基準5-1-1の記述内容を参照)。

自己点検及び評価の結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会等で検討し、改善案及びその具体的な実施方法を定め、運営委員会を中心として、各種委員会が改善に取り組んでいる。また、自己点検及び評価の結果は、次年度計画の策定に反映されている。《11-1-B 教育活動等の改善へ向けた取組例》【解釈指針9-2-3-1】

資料 11-1-B 教育活動等の改善へ向けた取組例

表 値	改善を要する点	改善へ向けた取組例
-----	---------	-----------

法科大学院の中期計画・中期目標に基づく自己点検・評価（平成 22 年度以降毎年度）	「教育の成果について、法科大学院教育に対する修了生の意見を聴取し、教員間においても意見交換を行う。」との計画に対し、個々の教員が修了生の意見を聴取するにとどまった。（平成 23 年度）	平成 24 年度は司法試験合格者（3 名）と法科大学院教員との意見交換会を実施し、法科大学院教育について修了生から意見・要望等が出された後、教員との間で意見交換が行われた。
---	--	--

さらに、教授会において検討された改善案及びその方策にそって改善が図られていることを確認するために、定期的に FD を開催し、実務家教員を含めた教員間の活発な意見交換を行う仕組みを採用している。【解釈指針 1 1－1－1－2】。

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、教育体制の改善・改革のためには、外部者の視点による評価も必要であるとの方針に基づき、外部評価委員を選任し、外部から意見や助言を得る体制を整え《資料 1 1 - 1 - C 九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)》、自己点検及び評価の結果について、それらの外部委員による評価を受けている。

資料 1 1 - 1 - C 九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)

九州大学法科大学院外部評価に関する内規

[平成 18 年 11 月 22 日 教授会決定]

(設置)

第 1 条 九州大学法科大学院に、法科大学院外部評価制度を設ける。

(任務)

第 2 条 外部評価は、次に掲げる事項について、法科大学院長の求めに応じて、審議し、評価するものとする。

一 法科大学院の教育の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

二 法科大学院の教育活動等の状況について、法科大学院が行う自己評価に関する重要事項

三 その他法科大学院の管理運営に関する重要事項

(委員)

第 3 条 外部評価委員は、産官学界、法曹界及び地域の関係者等で、法科大学院に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから、法科大学院が委嘱する委員若干名をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

本法科大学院の外部委員は、《資料 1 1 - 1 - D 外部評価委員(平成 25 年 5 月現在)》に示すとおり、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する委員を含むいずれも学外の委員である。【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】

資料 1 1 - 1 - D 外部評価委員 (平成 25 年 5 月現在)

氏 名	所 属 等	備 考
西 憲一郎	社会福祉法人福岡ろうあ福祉会副理事長	前九州大学法学部同窓会長
前 田 豊	あおぞら法律事務所代表	前九州弁護士会連合会長
李 銀 栄	韓国外国語大学法学専門大学院教授	韓国消費者法学会会長 韓独学術交流会会長

外部委員による評価の報告書に関しても、法科大学院 Web サイトにより公表している。

(URL: http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_08_02.html)

以上の外部評価等において、評価委員と本法科大学院の教員との間で意見交換を行った結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会及び FD において改善の方策を検討した上で改善に取り組み、法科大学院の教育水準の維持向上等に努めている。

《資料 1 1 - 1 - E 改善へ向けた取組》

資料 1 1 - 1 - E 改善へ向けた取組

評 価	改善を要する点	改善へ向けた取組例
外部評価（平成 23 年度）	学生へのメンタル面の支援、司法試験合格率の向上といった問題点への指摘を受けた。	学生へのメンタル面の支援に関しては、担当教員（チューター）が中心となって、学生の修学上の質問・相談にきめ細かに対応し、専門的な助言や支援が必要と判断した場合には、大学内の機関を紹介するようにしており、教員間においても学生の相談内容に応じた学内の相談窓口について周知に努めている。 司法試験合格率の向上に関しては、平成 24 年 53 名と前年より 11 名合格者が増加しており、基礎、応用、総合の段階的カリキュラム、厳格な成績評価と修了認定、FD を通じた教育改善等により一定の成果が現れている。

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況）

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、《資料 1 1 - 2 - A 重要事項の内訳》に示すものを法科大学院 Web サイトにより公表している。（URL：<http://ls.law.kyushu-u.ac.jp>）《別添資料 17 法科大学院 Web サイト》

資料 1 1 - 2 - A 重要事項の内訳

（１）設置者
（２）教育の理念及び目標
（３）教育上の基本組織
（４）教員組織
（５）収容定員及び在籍者数
（６）入学者選抜
（７）標準修了年限
（８）教育課程及び教育方法
（９）成績評価及び課程の修了
（１０）学費及び奨学金等の学生支援制度
（１１）修了者の進路及び活動状況

公表されている項目には、（１）設置者、（２）教育の理念及び目標、（３）教育上の基本組織、（４）教員組織、（５）収容定員及び在籍者数、（６）入学者選抜、（７）標準修業年限、（８）教育課程及び教育方法、（９）成績評価、進級及び課程の修了、（１０）学費及び奨学金等の学生支援制度、（１１）修了者の進路及び活動状況が含まれている。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

本法科大学院における教育活動等の状況（自己点検及び評価の結果も含む）については、法科大学院設置当初より、①パンフレット等の印刷・配布、②Web サイトへの掲載のほか、③本法科大学院の主催する説明会における説明、④外部の法科大学院進学相談会への参加《資料 1 1 - 2 - B 2014 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧》により、積極的に情報を提供している。

資料11-2-B 2014年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧

2014年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧			
学外説明会			
日 時	企画名	主催団体・開催場所	出席者
6月15日(土) 13:00-17:30	大阪地区 進学相談会	読売新聞社 梅田アウラホール 大阪市北区大淀中 1-1-88 梅田スカイビルタワーウエスト 10F	安西教授
6月22日(土) 13:00-17:00	福岡地区 進学相談会	読売新聞社 電気ビル共創館 3Fカンファレンス 福岡市中央区渡辺通 2-1-82	田淵教授
学内説明会			
日 時	企画名	開催場所	出席者
6月29日(土) 14:00- 15:30-16:20	学内入試説明会 法科大学院棟施設見 学	文系中講義室 法科大学院棟	赤松法科大学院長 山下准教授
7月27日(土) 14:00- 15:30-16:20	学内入試説明会 法科大学院棟施設見 学	法科大学院棟 法廷教室・演習室 法科大学院棟	赤松法科大学院長 堀野教授

教員の専攻ごとの適性を審査する際に用いた個人調書は、教員の個人情報に属する部分を除き、法科大学院 Web サイトを通じて、広く学内、学外に公表されており、公表されている項目の中には、当該教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを証する情報も含まれている。《資料11-2-C 九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）》

資料11-2-C 九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）

教員組織 九州大学法科大学院 - Mozilla Firefox	
ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_04_akamatsu.html	
[閉じる]	
トップページ > 教員組織	
○ 赤松 秀岳 AKAMATSU Hidetake 教授	
学歴・学位	同志社大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学 博士(法学)
所属学会 社会における活動等	日本家族(社会と法)学会 日本私法学会 九州法学会 日本法社会学会 比較法学会 日本法哲学会 ベッツ法学会
主な経歴	徳島文理大学講師(1985.4) 徳島文理大学助教授(1989.4) 熊本大学法学部助教授(1990.4) 熊本県立大学総合管理学部教授(1995.10) 岡山大学大学院法務研究科教授(2004.4) 九州大学大学院法学研究院教授(2007.4～現在に至る) 九州大学法科大学院長(2012.4)
主な著書・論文等	『「抵当権に基づく妨害排除請求」に関する一試論』 (岡山大学法学会雑誌55巻3・4号, 2006) 『関連で見る民法3債権総論』(共著・日本評論社, 2007) 『法学講義民法4 債権総論』(共著・悠々社, 2007)
☞ 研究教育活動等報告書	
© 2012 KYUSHU UNIVERSITY ALL RIGHTS RESERVED.	

(URL : http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_04_akamatsu.html)

また、九州大学の教員であるところの専任教員並びに兼任教員の業績及び学外における、最近5年間の公的活動、並びに社会貢献活動に関する情報については、本学 Web サイトの「研究者情報」において、公開している。

(URL : <http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html>)

【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書及び自己点検及び評価に関する文書（「自己点検・評価報告書」及びその根拠資料、「外部評価報告書」等）を含む、評価の基礎となる情報については、本法科大学院運営委員会並びに各委員会の組織的な分担の下に、情報の調査及び収集が日常的に行われており、「年度計画の実績報告書(自己点検・評価報告書)」を毎年度末に作成する際には、評価委員会が中心となり、当該年度の情報調査・収集作業を行っている。

また、これらの情報は、法人文書管理規程に基づき、その全てが①貝塚地区事務部教務課（専門職員）並びに②法科大学院事務室の2個所で整理・保管されており、さらに、これらの情報のうち、入学者選抜、学生数、卒業・修了、進路の状況などの教育に関連する情報は、③本学の「大学評価情報室」においても管理されている。保管している情報の種類及び保管方法については、《資料 1 1 - 2 - D 保管している情報の種類及び保管方法》のとおりである。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

これらの情報は、学内での調査・確認の必要がある場合、あるいは、第三者評価その他学外からの求めがある場合に、速やかに提出できる状態に置かれている。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2】

資料 1 1 - 2 - D 保管している情報の種類及び保管方法

①教務課（専門職員）及び②法科大学院事務室

種 類	保管方法	保管期間
案内書（パンフレット、学生募集要項等）	(1)貝塚地区事務部教務課（専門職員）及び法科大学院事務室の2個所で整理・保管	5 年
シラバス、時間割等	(1)と同様	5 年
試験問題、答案等（入学選抜試験含む）	法科大学院事務室で保管 * 入学選抜試験問題、答案については教務課 （専門職員）で保管 * 金庫内厳重管理	5 年
成績	学務情報システム上で管理	永年
修了者の進路・活動状況	(1)と同様	5 年
授業評価アンケート、教員アンケート等	法科大学院事務室で保管	5 年

自己点検・評価書	(1)と同様	永年
その他の資料	(1)と同様	法人文書管理規程に準ずる

③大学評価情報室

九州大学 ファクトブック (Q-Fact) <学内公開データ>

＊九州大学に関する各種データ及び情報を包括的に示すことを目的に作成されたもの。
他学府との共通項目であるため、該当しないものも含む。

項目一覧
入学状況の経年変化
入学志願者数及び女子学生比率（課程別）
志願倍率（専門職学位課程）
入学者数及び女子学生比率（課程別）
入学定員充足率（専門職学位課程）
九州大学出身入学者比率（専門職学位課程）
社会人入学者比率（専門職学位課程）
在籍状況の経年変化
在籍学生数及び女子学生比率（課程別）
収容定員充足率（専門職学位課程）
在籍留学生比率（専門職学位課程）
修了状況の経年変化
標準修業年限卒業／修了者比率（課程別）
標準修業年限修了者比率（専門職学位課程）
大学院進学者比率（専門職学位課程）
就職率（課程別）

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院では、教育活動を含む総合的な活動状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することに努めている。そのために、本法科大学院では、各種教務・管理データの作成・保存を職務内容に含む法学研究院に所属する教員（評価及び IT 関係の業務を担当する助教）を配置している。また、常設の評価委員会を設置し、その中には法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する外部委員を含めることとしており、評価点検項目、定期的点検実施時期・方法等を検討し、評価報告書を取りまとめる体制が整えられている。

2. 課題

評価点検についての業務が一部の教員（評価及び IT 関係の業務を担当する助教）に集中する結果となっており、その軽減と評価業務に従事できる人員確保に努めなければならない。